

平和と民主主義と明日をかけて

自由法曹団の戦争法制反対のたたかい

発行にあたって

第1部 戦争法制と反対運動（対策本部の報告）

第2部 地方・地域での運動（支部からの報告）

第3部 資料



自 由 法 曹 団

本報告集は、対応にあたった改憲阻止対策本部スタッフの報告原稿と地方・地域で運動を展開した支部・法律事務所の報告原稿および資料で構成し、編集は田中隆が担当した。それぞれの報告原稿の起稿時期は10月末から11月前半である。

原稿は、原則として元稿のまま掲載しているが、紙数の制約から一部を抽出した部分、スタイルの統一などのために、編集者の責任で段落や小見出し等に調整を加えた部分などがある。

表紙の写真は、12万人が参加した2015年8月30日の国会包囲行動。

発 行 に あ た っ て

2015年 9月19日未明、政府・与党は、参議院本会議で、戦争法制（安保法制 安保一括法・国際平和支援法）の採決を強行した。集团的自衛権による米国の戦争への参戦を可能にするとともに、「戦闘地域」での米軍等の兵站支援やPKO法による治安維持活動などを容認する法制であり、憲法の平和条項を蹂躪して「いつでもどこでも米軍に追随して戦争をする国」に変容させるものである。

法案が提出された5月15日から強行までの4か月余、日を迫うごとに反対の声が高まった。8月30日には12万人が国会周辺を埋め尽くし、1千か所以上で数十万人が行動した。青年・学生は「SEALDs」などに結集して行動に立ち、「ママの会」などに集まる女性の活動も全国に広がった。かつてない規模で広がった地方・地域の運動の地響きが国会を揺るがし続け、採決を強行した国会は怒りの声に包まれていた。

戦争法制は強行された。だが、法案と政府は追いつめられ、包囲されていた。そのたたかいは、いまでも続けられている。

自由法曹団と支部・団員は、戦争法制を阻止するために全力で奮闘した。

法案の解明・批判や国会に向けた活動、地方・地域での反対運動や弁護士会での活動、無数の学習会活動や宣伝活動など、活動は実に多彩に展開された。広範な市民が立ち上がり、統一した運動が展開されるうえで、弁護士会や弁護士が重要な役割を果たし得ることが確認されたのも、貴重な意味をもっていた。

戦争法制は強行されたとはいえ、法案と政府を追いつめたたたかいは決して消えるものではなく、これからのたたかいの礎とされねばならない。

この小冊子は、たぐいまれな展開を示した戦争法制反対のたたかいを刻みつけ、記録にとどめるために、編集・発行した報告集である。

編集にあたっては、各地の支部・団員に、多忙を承知で無理に寄稿をお願いした。快く寄稿に応じていただいた各位に、心から敬意と感謝をささげたい。

9月30日に公布された戦争法制は、2016年3月末までに施行が予定されており、防衛省や自衛隊において準備が着々と進められている。南スーダンでのPKO活動や南シナ海での米艦の活動など、戦争法制発動につながりかねない事態も現に存在している。

戦争法制の発動を許さず廃止に追い込むこと、2016年7月の参議院選挙で戦争法制推進勢力を断罪すること、明文改憲を阻止し憲法が輝く社会を生み出すことなど、次なる課題も山積している。

この小冊子が、そうした運動の発展に寄与できることを、祈念してやまない。

2015年11月

自由法曹団改憲阻止対策本部

も く じ

発行にあたって		1
もくじ		2
第1部 戦争法制と反対運動（対策本部の報告）		4
I 戦争法制の展開と対抗	（田中 隆）	4
II 戦争法制阻止のたたかい		
① 国民的な運動・大衆行動	（山口真美）	7
② 法律家6団体連絡会の活動	（山添健之）	9
③ 戦争法制阻止に向けた団の独自活動	（森 孝博）	10
④ 国会論戦と論戦サポート	（長澤 彰）	12
III 世界で起きていることと安全保障法制の意味	（松島 暁）	15
第2部 地方・地域での運動（支部からの報告）		18
〔北海道〕 北海道支部における取り組み	（渡辺達生、斉藤耕、今橋直、畑地雅之）	18
〔秋 田〕 戦争法案に対する秋田県でのたたかい	（虻川高範）	21
〔宮 城〕 戦争法制阻止 宮城県の運動	（野呂 圭）	23
〔茨 城〕 茨城県内の戦争法案反対運動について	（坂本 薫）	25
茨城県におけるわかものの戦争反対の運動	（花山知宏）	26
〔埼 玉〕 自由法曹団埼玉支部戦争法制反対運動報告	（斉藤耕平）	28
〔千 葉〕 千葉支部 中間総括	（田村陽平）	30
千葉支部における女性の運動	（高橋高子）	32
〔神奈川〕 「ほぼ連日結集」した神奈川支部の取組	（近藤ちとせ）	33
〔東 京〕 戦争法制の廃止・7. 1閣議決定の撤回をめざすために	（須藤正樹・黒澤有紀子）	36
〔静 岡〕 静岡県における自由法曹団、弁護士会、弁護士九条の会の活動	（靄岡寿治）	39
〔愛 知〕 戦争法案に反対する愛知支部の活動		
—愛知県弁護士会の取り組みを中心に	（長谷川一裕）	42
〔三 重〕 三重県における安保法制反対運動について	（木村夏美）	45
〔岐 阜〕 岐阜県内における市民運動	（河合良房）	47
2015年戦争法制阻止 西濃での取り組み	（山田秀樹）	48
戦争法制反対の取り組み（東濃）	（長谷川希）	49
高山でのとりくみ 「戦争だちかんさ！飛騨地区連絡会」	（漆原由香）	49

〔富山〕 2015富山県における戦争法案成立阻止の運動	(丸山哲司)	50
〔福井〕 福井県における戦争法制阻止闘争と福井県支部の取り組み	(吉川健司)	51
〔滋賀〕 新安保法制(戦争法案)廃案に向けての滋賀のたたかい	(玉木昌美)	54
〔京都〕 京都における戦争法制阻止闘争	(尾崎彰俊)	58
〔兵庫〕 兵庫県での戦争法制阻止のたたかい	(吉田維一)	61
〔和歌山〕 和歌山県における戦争法制阻止の取り組み	(由良登信)	62
〔奈良〕 奈良県における戦争法阻止闘争	(佐藤真理)	65
〔大阪〕 大阪の戦争法制阻止闘争	(藤木邦顕・中平 史・名波大樹)	66
大阪憲法会議・共同センターにおける憲法を守る闘い	(瓦井剛司)	68
〔岡山〕 団岡山支部報告	(則武 透)	69
〔広島〕 ストップ!戦争法 広島の春、夏、秋	(石口俊一)	70
〔福岡〕 安保法制(戦争法)反対の取り組み	(毛利 倫)	73
戦争法を廃止するために～北九州での取り組み	(池上 遊)	74
〔佐賀〕 安全保障法制反対の佐賀県での運動について	(力久尚子)	76
〔熊本〕 熊本・立憲主義をめぐる弁護士の怒り	(寺内大介)	77
〔大分〕 大分県支部における戦争法制阻止闘争	(古田奈々、岡村正淳、河野善一郎、楠本敏行)	79
〔宮崎〕 宮崎でも「1000人集会」実現!!	(西田隆二、成見暁子)	81
〔沖縄〕 沖縄からの報告	(加藤 裕)	83
	(「支部連絡先一覧表」の配列による)	
第3部 資料		85
年表 戦争法制前史 1945～2014		85
日誌 戦争法制をめぐる攻防 2015		85
声明 戦争法制(安保法制)の強行採決に抗議し、違憲立法の速やかな廃止を求める		88



第1部 戦争法制と反対運動（対策本部からの報告）

I 戦争法制の展開と対抗

1 戦争法制と「90年代改憲策動」

戦争法制は、以下の構造をもっている。

- ① 有事法制に「存立危機事態」（集団的自衛権行使）を組み込む。
- ② 重要影響事態法と国際平和支援法による自衛隊の活動を「現に戦闘現場でない場所」（現行法は後方地域・非戦闘地域）に拡大し、全面的な兵站活動を可能にする。
- ③ PKO法に国連の管轄外の「国際連携平和安全活動」を組み込むとともに、「安全確保活動」「駆けつけ警護」と目的遂行のための武器使用を認める。
- ④ 自衛隊法を改正し、米軍等防護のための武器使用や邦人救出のための武器使用等を認める。

この戦争法制によって、この国の軍事法は「いつでもどこでも切れ目なく、米軍に追従して戦争に突入できる法制」に変容する。

多国籍企業化した日本資本の海外進出と、米ソ冷戦終結に伴う世界市場の拡大のもとで、「90年代改憲策動」が進行し、同時並行で新自由主義的構造改革が強行された。PKO法、「テロ」特措法、イラク特措法、海賊対処法と、自衛隊海外派兵法が次々と強行され、自衛隊の海外での活動が常態化した。地方自治体や民間企業、国民を戦争に組み込む有事法制も強行された。アフガン戦争では空爆を加える米機動部隊に燃料を補給し、イラク戦争では米兵を輸送した自衛隊が、戦争にかかわらなかつたわけではない。

だが、憲法の「縛り」と国民的な批判によって、武力行使は個別的自衛権を発動する場合に限定され、海外に派兵された自衛隊の活動地域や武器の使用は厳しく限定された。その結果、「一発も撃たず、一人も殺傷せず、一人も殺傷されず」の状態が続いている。

これが、この国が、かろうじて「軍事力によらない平和」を守ってきた「戦後という時代」であった。戦争法制は、その「戦後という時代」を否定し、軍事力によって「平和」を強制する「新たな戦前」への道を開こうとするものである。

2 安全保障戦略の全面再編

2012年12月に成立した第二次安倍政権は、第一次政権（06年～07年）以来の「戦後レジームからの脱却」路線を推進し、戦争法制を含む安全保障戦略の全面再編を強行した。中国の台頭や米国の地位の相対的低下などの「安全保障環境の変化」が、全面再編の背景であり、口実でもあった。

13年の臨時国会で、安全保障の司令塔を構築する国家安全保障会議設置法と、特定秘密を国会・メディア・国民から秘匿し、漏えい等に刑罰を加える秘密保護法が、相次いで強行された。

13年12月に発表された「国家安全保障戦略」は、「普遍的価値」を共有する国際的秩序の維持を「国益」とし、新「防衛計画の大綱」・中期防は「統合機動防衛力」の整備による「外征軍」化が打ち出されている。14年4月の武器輸出三原則廃止・防衛装備移転三原則への移行は、宇宙基本計画（15年1月）や「政府開発協力大綱」（2月）とともに、外交分野・経済分野での戦略転換をはかるものである。

14年5月15日、安保法制懇が報告書を発表し、安倍首相は、「政府の基本的方向性」を発表し、集団的自衛権の限定的容認を含む「切れ目のない対応を可能とする国内法整備の作業を進める」と表明した。

政府・与党協議を経て、7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」が閣議決定された。この「7・1閣議決定」では、「我が国の平和と安全の維持」と「国際社会の平和と安全への積極的貢献」のための外交・防衛能力の向上と日米軍事同盟の強化が打ち出され、集団的自衛権行使の容認、自衛隊海外派兵、グレーゾーン事態の前記の3分野での法整備が提起されている。

10月8日、日米両政府は、「ガイドライン」改定に向けた中間報告を発表した。中間報告では、現在のガイドラインの「平素－周辺事態－有事」の段階論を廃した「切れ目のない対応」が強調されている。多方面で進行している安全保障戦略全面再編を法的に完結させ

るものが戦争法制であり、「ガイドライン」改定と一体となって日米軍事同盟を拡大・強化するものである。

14年12月、安倍首相は衆議院を解散し総選挙が行われた。与党の自民・公明両党が3分の2を超える議席を確保し、第三次安倍政権が成立した。この総選挙は、安倍政権を戦争法制強行に「突進」させる「引き金」にもなった。

3 法案提出までの道程と反対運動の始動

15年2月に再開された政府・与党協議は、3月20日の合意文書「安全保障法制整備の具体的な方向性について」でひとまず終了した。周辺事態法が「重要影響事態法」に「進化」し、国連が管轄しない治安維持活動がPKO法に盛り込まれるなど、「好戦性」を強めたものであった。

4月27日、日米両国政府は「ガイドライン」改定に合意した。日米軍事同盟を世界規模に拡大し、米日両国がいかなる事態に対しても「切れ目なく」共同対処にあたらうとするものであった。28日、日米首脳会談において日米共同文書が確認・発表され、米国議会でスピーチした安倍首相は、「夏までの安保法制の成就」を公約した。

いっせい地方選挙（前半戦）を経た4月中旬、政府・与党協議が再開され、5月14日に合意を見た。5月15日、戦争法制（安保法制 平和安全法制整備法案・国際平和支援法案）が国会（衆議院）に提出された。

5月3日、「憲法共同センター」、「解釈で憲法を壊すな」実行委、「戦争をさせない100委員会」が構成する「総がかり」実行委員会が、「5・3憲法集会」を成功させた。「総がかり」実行委は、民主・共産・社民・生活の院内会派と連携し、SEALDsや「ママの会」、「学者の会」、日弁連などと共同した統一的な運動体として、戦争法制反対闘争の構築に大きな力を発揮することになる。

法律家では、日弁連と各地の弁護士会が会をあげて反対する態勢をとったのに対し、「法律家6団体連絡会」（社文センター、団、青法協、日民協、国際法協、反核法協）の活動が展開された。「6団体」は、立憲フォーラム（民主党など）との懇談会や院内集会を成功させ、以後、会派・議員との懇談、メディア幹部との懇談などを展開するようになる。

戦争法制の全貌がはっきりしなかったこともあって運動は萌芽的な段階だったが、「総がかり」への広範な勢力の結集や、日弁連の反対運動、法律家6団体の活動などその後の運動の「要素」が出そろったことは重要であった。

4 衆議院段階での攻防

法案を提出した政府・与党の姿勢はきわめて居丈高だった。安保法制懇以来1年の検討を経ていること、14年総選挙で審判を受けていることなどを言い立て、「衆議院審議は80数時間で十分。6月中に衆議院を突破し、国会を延長して7月には成立させる」という「タイムテーブル」だった。「足を縛られない」ために踏み込んだ答弁は回避し、問題が知れ渡る以前に成立させる「戦略」だった。その「短期突破のもくろみ」は早期についえ、9月27日まで95日の長期延長を強行し（6月22日）、強行採決で衆議院を突破せざるを得なかった。

「もくろみ」をはばんだ要因を列挙する。

第1に、政府・与党の姿勢への憤激。閣僚は「木で鼻をくくった答弁」を繰り返し、「論点ははずし」も随所に見られた。とりわけ、安倍首相には質問者にやじを浴びせるなどの驕慢な姿勢が露骨だった。こうした姿勢は、メディアへの「懲罰」を公然と語った自民党議員にも共通している。

第2に、広範な層からの反対・批判の集中。自民党推薦の参考人を含む参考人全員が「憲法違反」と断定した6月4日の衆議院憲法審査会での参考人陳述が、「潮目」を変えた。相前後して、憲法研究者、「立憲デモクラシーの会」、「学者の会」の反対声明などが続いて、自衛隊合憲論者などを含む広範な研究者・文化人等に反対が広がった。

第3に、反対運動の地鳴り。「総がかり」実行委が中央・東京の運動を終始主導し、学生・青年のSEALDs、女性たちの「ママの会」、日弁連などと連携・共同した。地方・地域では重層的な反対運動が構築され、弁護士会や弁護士が主催者や「調整役」になった行動が広範な参加者を集めた。

衆議院段階の運動は、憲法研究者らの反対・批判と、地鳴りのように巻き起こった各界・各地の反対運動が共鳴・共振したところに特徴があり、それを引き起こ

した要因のひとつが驕慢な安倍政権の政治手法だった。民主主義破壊が、国民の平和意識に火をつけたとも言えるだろう。

5 参議院段階での攻防

参議院段階での政府・自民党は、成立を最優先にした「低姿勢の成立策」に転じた。

与党の質問時間を確保して「中国の脅威」などを押し出し、国民の懸念・不安を払拭するための質問と答弁を繰り返した。沖縄・辺野古埋立工事の「一か月凍結」や国立競技場など東京五輪関係の見直し、「首相談話」への「侵略」等の挿入などの「妥協」を繰り返し、盗聴・司法取引法案や民法（債権法）改正案、労働基準法改正案などの「重要法案」を先送りにする「犠牲」も意に介さなかった。

こうした一連の「成立策」は、反対運動の地響きが、与党支持層に動揺を与えつつあることを示していた。

参議院段階では、以下のように戦争法制の危険性がいっそう明らかになった。

- ① 兵站支援が大量破壊兵器の提供を排除していないこと、米軍等の武器防護の武器使用（アセット防護）が集団的自衛権行使の「抜け道」となることなど、無限定性や危険性がいっそう露呈した。
- ② 「邦人が乗った米艦防護」では「邦人は要件にならず」となり、「ホルムズ海峡の機雷封鎖は現実的想定でない」と認めざるを得ず、「立法事実」が崩壊した。
- ③ 戦争法制を「先取り」した「統幕長訪米会談録」や「統幕本部文書」等によって、自衛隊制服幹部の暴走が白日のもとにさらされた。

8月から9月にかけて、反対運動は大きな盛り上がりを示した。

日弁連は8月26日の行動・集会で「学者の会」などとの共同を実現し、「総がかり」実行委が呼びかけた8月30日の行動には、国会周辺に12万人が結集し、全国1千か所で数十万人が参加した。「総がかり」実行委は、SEALDs、「ママの会」、学者の会、日弁連などと共同して連日の国会行動、国会前集会を展開した。行動には、保守系の市民や創価学会員を含む多くの市民が自主的・自律的に参加した。地方でもかつて

ない規模の集会や行動が取り組まれ、自民党地方議員や創価学会員の地方議員が参加する行動が随所で展開された。

6 強行採決とこれから

9月19日未明、参議院本会議で戦争法制の成立が強行された。民主・維新・共産・社民・生活の野党は一致して反対し、「維新の一部を取り込んで」との、政府・与党のもくろみは失敗した。

このとき、国会周辺は前夜から詰めかけた数万の民衆に埋め尽くされ、多くの市民が「ネット中継」で本会議を注視していた。そして、運動にたずさわった人々は、異口同音に「これは終わりではない」「敗北感はない」と語っている。これが「一部の民意」でないことは、成立直後に行われたどの世論調査でも反対や「成立を評価しない」が多数を占めていることから、見て取ることができる。

甚大な「犠牲」を払ったにもかかわらず、政府与党は主権者国民の支持を取りつけることはできなかった。包囲されていたのは政府・与党と戦争法制なのである。

「新しい民主主義のはじまり」「平和意識の根強さを示した」「国民が憲法の意味を再確認した」など、ここまで追いつめた運動の意味が、あらためて検討・確認されねばならないだろう。

運動が大きく高揚したとはいえ、戦争法制強行のもつ意味は決して小さくない。「90年代改憲」の策動がはじまって25年、この国の軍事法を拘束していた憲法の「縛り」は法的にはほぼ解き放たれたことになる。

追いつめたにもかかわらず成立を許した要因も、検討を要する。「運動の立ち上がりが遅れたこと」「与党の亀裂を拡大できなかったこと」「市民的な決起に比べて既存組織の活動が精彩を欠いたこと」など、克服すべき点も多い。

戦争法制阻止に結集した運動を継続発展させ、弱点・課題を克服し、戦争法制の発動阻止と廃止、16年参議院選挙などでの勝利と安倍政権の退陣、明文改憲策動の阻止に向けて前進することが、これからの課題である。

(田中 隆 対策本部長代行)

Ⅱ 戦争法制阻止のたたかい

1 国民的な運動・大衆行動

1 「総がかり行動」の展開

(1) 「総がかり行動実行委員会」と自由法曹団

広範な市民が参加する戦争法制反対の大衆運動の急速かつ多様な広がり、この国に平和と民主主義が深く広く根付いていることを内外に示し、安倍政権を追い詰め、その暴走に大きなくさびを打ち込んだ。

「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」のとりくみは、中央・東京の運動を終始指導し、運動の世代や分野を超えた広がりにも影響を与え、国会内では民主党・維新・共産党・社民党・生活の党などの野党との広い共同戦線を支え、歴史的なたたかいを作り出す大きな力となったといえる。

自由法曹団は、「総がかり行動」の一角を占める憲法共同センターの加入団体・事務局団体として中央での反対運動を牽引した「総がかり行動」に結集し、街頭宣伝活動や国会前行動・国会包囲行動に参加するなど、その戦争法制阻止のとりくみに力を尽くした。

「総がかり行動」は、これまで共同がなかった平和運動における2つの大きな潮流が連帯したものであり、こうした中央での運動の連帯は、世代や分野を超えた運動と結びつき、また、地方・地域ではいっそう広範な団体や個人が参加する重層的な反対運動を構築する上で大きな力を発揮した。

(2) 実行委員会を構成する3団体

「総がかり行動実行委員会」は、以下の3団体で構成されている（発足順）。

「戦争をさせない1000人委員会」は、2014年3月に、「フォーラム平和・人権・環境」（平和フォーラム）が中心となり、大江健三郎、奥平康弘、落合恵子、鎌田慧、佐高信、山口二郎ら16名の発起人の呼びかけで結成された団体である。

「解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会」は、毎年5月3日に日比谷公会堂で開催している5・3憲法集会の実行委員会が中心となっている団体である。9条壊すな実行委は、2014年4月8日に129団体が賛同した4・8実行委員会主催の「解釈で憲法を壊す

な！4・8大集会&デモ」を日比谷野外音楽堂で開催し、5000人の参加を得たが、この1日だけの共同行動を同年4月に再結成する形で立ち上がった。許すな！憲法改悪・市民連絡会など8団体が構成され、賛同団体は6月8日段階で136団体に達している。

「戦争する国づくりストップ！憲法を守りいかに共同センター」は、2004年に結成された「憲法改悪反対共同センター」を2014年5月に改組したものであり、その目的は、「憲法擁護、9条改憲反対の明確な主張をもつ民主団体、労働組合がそれぞれの分野で積極的な役割を果たすと同時に、団体間の共同を強め、自覚的な運動を総合的、全国的に進めていくこと」にある。構成団体は、自由法曹団の他、全労連、全商連、新日本婦人の会、農民連、民青同盟、民医連、全国革新懇、憲法会議、日本共産党の合計10団体である。

(3) 共同の始まり

共同のはじまりは、1000人委員会と9条壊すな実行委が共催で呼びかけた2014年6月27日、同30日、7月1日の首相官邸前行動である。同年9月4日には日比谷野外音楽堂で「戦争をさせない・9条を壊すな！9・4総がかり行動」、同年11月11日には国会周辺で「戦争をさせない・9条を壊すな！11・11総がかり国会包囲行動」を開催し、憲法共同センターも連帯を表明し、これらの行動に参加し、共同に向けた協議と調整を行った。その結果、2014年12月15日に「総がかり行動実行委員会」を発足させ、2015年2月に3団体連名での声明の公表に至った。

こうした「総がかり行動」の共同が成立した背景には、それぞれの団体が安倍政権の集団的自衛権の行使容認をはじめとする解釈改憲の動きに強い危機感を持ち、共同を模索していたことがある。安倍政権の集団的自衛権の行使容認をはじめとする戦争法制の推進は、戦後の最大の危機であり、民主的な運動が分断したままでは対抗できないとの認識のもと、憲法改悪阻止のための共闘へと大きく舵を切ったのである。

もともと、こうした共闘は一朝一夕に成り立ったものではなく、5・3集会をはじめとする憲法運動において共同を広げる努力を積み重ねてきた歴史がある。そして、「3・11」以降に大きく広がった脱原発運動が、立場の違いを超えた市民の共同を広げ、反対の声を上げ、行動するという流れを生み出してきたが、これらの行動する民主主義の流れと共同を広げる努力の積み重ねが合流し、「総がかり行動」の共同につながったものといえる。

(4) 5・3集会の成功

「総がかり行動」の発足後、最初の大きなとりくみとなったのが2015年5月3日、横浜の臨港パークで開催された「5・3憲法集会」である。

当初の目標をはるかに上回る3万人の参加で大成功をおさめたことは、運動に取り組む各主体に強い確信を与え、共闘に大きな弾みをつけた。

2 法案提出から強行採決まで

(1) たたかひの経過

2015年5月15日、戦争法制が国会に提出され、4か月間の戦いが始まった。「総がかり行動」は、毎週木曜日の国会前行動と日比谷野音での大集会を組み合わせ、要所要所で連日座り込み行動や国会包囲大行動を位置づけた。国会抗議行動は19回、1万人以上の参加があった集会は12回、8月30日と9月14日の2回にわたって国会正門前の道路を解放させ、8月30日の国会包囲行動は国会前に12万人、全国で1000か所以上、数十万人の人々が声をあげる取り組みとなった。動員型ではない市民の参加によって国会が包囲され、全国各地でこれに呼応する動きがcafてない規模で広まったのであり、まさに60年安保闘争以来の大規模な闘争といえる。

(2) 新たな取り組みの工夫

平和憲法を破壊し、戦争する国づくりに邁進し、議会制民主主義と立憲主義を踏みにじる安倍政権の暴走は、世代や分野を超えた国民の怒りと批判を呼び起こしたが、「総がかり行動」の“国会前に行けば、声をあげ、行動し、意思を表明できる場がある”という取り組みの形は、平和と民主主義を踏みにじる安倍政権への批判の声をくみ上げ、形にするものであり、運動を大きく高揚させるものであった。「戦争させない」、

「子どもを守れ」、「民主主義って何だ」「これだ」等々の国会前に響き続けたコールは情勢にあわせて変化し、国民の要求をとらえ、象徴するものであった。

また、インターネットの普及と活用は、国会前のとりくみと全国のとりくみを瞬時に呼応させ、広げる上で大きな力となった。ホームページやニュースを使った情報発信、IWJが連日にわたって国会前に集まる人々の様子や著名人や参加者の演説をネットで中継し、その内容がメールで各地に伝わったり、共通のコールが全国で叫ばれ、同じプラカードが各地に流通するという現象が生じた。

(3) 世代や分野を超えた広がりへの影響

「総がかり行動」による新たな形の運動は、国会攻めの主力となり、結集を広げていく要となり、SEALDsをはじめとする学生や若い世代、憲法研究者や「学者の会」などの学者、レッドアクションや「ママの会」などの女性、日弁連や元裁判官などの法律家、宗教家等々などの運動を結びつけ、世代や分野を超えた多様な運動への広がる大きな力となった。

(4) 国会内の共闘に与えた影響

「総がかり行動」のとりくみは、国会外で大きな広がりを見せるとともに、その目に見えた数の力は、国会内において民主党・維新・共産党・社民党・生活の党などの野党との広い共同戦線をつくり支える上で重大な役割を果たした。民主党が戦争法制反対の姿勢を崩さず、分裂問題を抱えた維新の党が脱落することなく国会最終盤まで野党共闘を貫くことができた意義は大きい。国会の内外が影響しあったことは、自公政権を大きく追い詰め、安倍政権に大きな打撃を与えるものであった。

(5) 今後に向けて

今後は、従来の枠組みを超え広がった運動を維持し発展させていくことで、戦争法制の発動を許さず廃止に追い込むたたかひを重視していかなければならない。また、違憲60%、今国会成立反対80%という世論調査で示された声のすべてを結集すること、2000万といわれる非正規労働者など貧困層への広がり強めることなどは今後の課題である。

3 マスコミ関連4団体とのとりくみ

自由法曹団は、改憲手続法成立阻止のとりくみの頃

から日本ジャーナリスト会議、MIC（日本マスコミ文化情報労組会議）、マスコミ関連9条の会などと連携し、「マスコミ・団4団体」としてマリオン前街直などのとりくみを行っており、秘密保護法Stop!実行委員会は、同4団体が秘密保護法成立阻止のとりくみの中で11団体に広がったものである。

2 法律家6団体連絡会の活動

1 法律家6団体連絡会

戦争法制阻止に向けて、自由法曹団を含めた「改憲問題対策法律家6団体連絡会」（「6団体連絡会」という。）が、積極的な活動を展開し、貴重な成果と教訓を残した。

6団体連絡会は、2014年8月に、団のほか、社会文化法律センター、青年法律家協会弁学合同部会、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会、日本民主法律家協会を構成団体として結成された。

それまで、主として秘密保護法廃止の運動に共同して取り組む目的で、日民協改憲問題対策本部の呼びかけのもと、「法律家7団体会議」（上記6団体のほか日本労働弁護団）が共同声明の発表やシンポジウムの共催などの活動を行っていたが、14年7月1日の閣議決定を受けて、安倍政権の改憲策動を阻止するために法律家団体が共同して緊急の取り組みを行う必要性が再確認され、「法律家7団体会議」を改組して、6団体連絡会が結成されたものである。

2 6団体連絡会の目的

6団体連絡会の構成団体は、いずれも憲法擁護、平和と民主主義と基本的人権を守る立場で活動する法律家団体であるが、言うまでもなく、それぞれ独自の活動目的や、政党・労働組合等との協力関係を有している。法律家6団体として活動を行うにあたっては、各団体がそれぞれの立場を堅持して活動を行いつつ、共同できる点では共同して活動を行うことが確認された。

（幸いその後の活動を行う中で、6団体の意見の不一致が顕在化したことはなかった。）

あわせて、「オール法律家団体」の活動であることを外部にアピールするために、日弁連憲法問題対策本部、

戦争法制阻止のとりくみについても、自由法曹団は、秘密保護法Stop!実行委員会や「マスコミ・団4団体」などマスコミ関係団体などとの共同を進め、院内集会（5月）や継続的なマリオン前街頭宣伝を行った。

（山口真美 対策本部事務局長）

学者団体、日本労働弁護団等の法律家団体とのさらなる共同も重視した。特に日弁連憲法問題対策本部からは、可能な限り主要メンバーの6団体連絡会議への出席をお願いし、院内集会への協力等も得ることができた。

3 この間の活動

設立から2014年中の活動は、6団体連絡会の体制も固まらない中での手探りでの活動が続いたが、10・8日弁連集会・パレードへの協力、国際法の観点から7・1閣議決定の批判を行うための学習会の開催（講師・山形英郎名大教授）等、日弁連や研究者との協力をを行うための基盤づくりに成功した。また、12月1日には、「衆議院の解散・総選挙にあたって、安倍政権の『戦争する国づくり』にノーの審判を下すことを呼びかける法律家6団体共同声明」を発表した。安倍政権の「戦争する国づくり」に共同して反対するという枠組みではあるが、総選挙を前にして法律家6団体がはっきりと現政権の退場を求めるアピールを行ったという点で画期的であったし、実際、しんぶん赤旗のほか、共同通信の配信記事にも取り上げられた。

2015年に入り、戦争法案の全体像や国会審議のスケジュールがあきらかとなる中で、6団体連絡会は、法律家団体として法案の理論的批判を行うとともに、その成果を院内集会・国会要請その他のつながりにより国会議員に届け、あわせてマスコミとの懇談を通じて広く市民に届ける活動に注力することとした。

国会対策としては4回の院内集会を開催するとともに、日本共産党、民主党、維新の党、そして民主党のリベラル派及び社民党等の議員で構成される「立憲フォーラム」の議員との懇談・意見交換会を開催した。特に「立憲フォーラム」とは、3回にわたる懇談会（形

式的なものではなく、白熱した意見交換となった。)をもったほか、日常から相互に情報提供を行うなど、緊密な関係を築くことができた。

マスコミ対策としては、14年5～6月と、9月の二回にわたり、東京新聞、朝日新聞、毎日新聞、共同通信、NHK、TBSの論説委員・解説委員等と懇談会をもつことができた(TBSは6月のみ)。各社濃淡はあるものの、いずれの懇談会も、難解な法案について世論に訴えかけることの難しさという共通の悩みを持っているマスコミ側と、法案の解明をすすめているわれわれ法律家団体との間での実質的な議論を行うことができた。

市民運動との共同としては、総がかり行動実行委員会に協力する形で、集会・デモ等の警備を担当し、各集会における連帯の挨拶等も6団体連絡会独自で行った。総がかり行動実行委員会の詳細は別稿に譲るが、戦争法案反対の一致点で護憲勢力の共闘が実現する中で、従前、例えば「5.3憲法集会」(2014年までの日比谷公会堂開催のもの)であれば、「5.3憲法集会実行委員会」の構成メンバーである憲法会議から、団に対して弁護士警備の要請が来ることが通例であり、秘密保護法反対の各集会での警備要請もおおむね同様であった。しかし、総がかり行動実行委主催の集会についてどのように弁護士警備の体制を組むかは当然未確定であり、総掛かり行動実行委の各構成団体としても、従前の弁護士団体とのつながりを前面に出すことが適切か、躊躇する部分があったものと思われる。そのような中で6団体連絡会は、幅広い法律家団体の共同として、総がかり行動実行委からの弁護士警備等の要請の「受け皿」としての機能を果たすことができた。

その他の特筆すべき活動としては、法案審議の末期に至ってはあつたものの、日本労働弁護団と共同して「自衛隊員・家族・恋人のための安保法案緊急相談 in 東京」及び同相談を受けての「戦争法案の廃案と自衛官の人権擁護を求める院内集会」を開催することができた。上記電話相談は、「自衛官の人権弁護団・北海道」主催の電話相談会に触発されて企画したものであるが、自衛隊員の人権の観点から戦争法案反対に取り組むことができたという点で、団独自の取り組みとは違った

活動を行うことができたといえる。

4 まとめとこれからの取り組み

6団体連絡会の活動はこれからも継続されるが、これまでの活動の中間総括を6団体連絡会で行ったので、その結果を報告する。6団体連絡会の活動の成果としては、これまで共同したことのない法律家6団体(そして日弁連憲法問題対策本部、日本労働弁護団等)が共同して取り組むことにより、単なる「連絡会」ではない、運動の一主体としての取り組みが実現できたことが大きい。

「団独自の取り組み」との比較でいえば、対外的に「オール法律家団体」の共同であることをアピールすることにより、民主党、社民党、維新の党などの政党・議員との協力が可能となったこと。マスコミとの懇談そして集会等の報道についても、団が単独で行うものと比較して、「幅広い法律家の意見」として受け止められ、報道されたこと。総がかり行動実行委との関係でも、要請等の受け皿となり得たこと。このような対外関係におけるメリットは、とても大きかったように思う。

そして、法律家6団体相互の関係でも、共同により、日民協・国法協の有する研究者との連携により、法案の理論的批判に広がりをもたせることが可能となったし、団のもつ法案の迅速な分析・批判の能力や集会警備の経験の蓄積等を他団体と共有し、成果につなげることができたといえる。これまで運動を共同したことのない他団体の主要メンバーとの間で人的信頼関係を構築できたことは、戦争法案廃止、そして改憲阻止の運動を継続する上での貴重な財産になるだろう。

もちろん、これら6団体連絡会の取り組みは、団のもつこれまでの政党・労組・民主団体等との共同を継続し、発展させることが前提で行われるものであり、その点は今回の戦争法阻止の取り組みにおいても十分に実行されているものであるが、総がかり行動実行委員会という大きな運動体の共同が実現するなかで、6団体連絡会を通じた法律家団体の共同の持つ意義は、今後も大きなものがあるといえよう。

(山添健之 対策本部事務次長)

3 戦争法制阻止に向けた団の独自活動

1 自由法曹団独自の活動

戦争法制の具体化が進められた2015年2月から、自由法曹団（団）は、様々な団体と共闘して戦争法制の阻止に取り組むとともに、団独自としても様々な活動を展開してきた。

法律家団体として、6次にわたる意見書を発表し、戦争法制に徹底的な検討・批判を加え、国会論戦や戦争法制の検討・批判に大きな役割を果たしてきた。

また、戦争法制の問題点をわかりやすくまとめたリーフレットを2度にわたって発行し、第1弾、第2弾あわせて65万部が印刷・普及され、街頭宣伝等の運動面においても大きな役割を果たしてきた。

さらに、戦争法制阻止に向けた団内の組織体制強化や、憲法問題討論集会、全国活動者会議、団通信「改憲・戦争法制特集」などを通じて、情勢や運動に関する団内の情報共有も図ってきた。

以下、団独自の取り組みについて、時系列に沿って団本部を中心に主な活動を振り返る。

2 政府・与党協議開始から法案提出まで

2015年2月13日、7・1閣議決定（2014年7月1日付「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」）を法制化するための政府・与党協議が開始され、週1回のペースという急ピッチで協議が展開した。

こうした法制化の動きを阻止すべく、団は、2月22日、奈良で憲法討論集会を開催し、「非戦・平和の提言」（案）を提起して議論を呼びかけた。3月10日には「緊急意見書・戦争法制が生み出す国」（第1意見書）を発表し、生み出されようとしている戦争法制の全体像と危険性を明らかにし、7・1閣議決定の撤回と法制化の中止を要求した。また、この時期から、団通信で「改憲・戦争法制特集」を開始し、9月まで、戦争法制の問題点、情勢・課題、各地の反対運動の経験等の共有に継続して取り組んだ。

3月20日に与党確認文書（「安全保障法制整備の具体的な方向性について」）が発表された後、4月14日に政府・与党協議が再開され、同月24日には政府・

与党協議へ主要法文案が提示されるに至った。4月27日には、日米ガイドラインが改定され、同月28日、安倍首相は米国議会において「夏までの成就」を公言した。

こうした事態を踏まえ、4月30日、団は、第1意見書を全面改定した上、多方面から戦争法制への検討や告発を行った27本もの論稿を加えた「戦争法制を批判する—いつでもどこでも切れ目なく戦争へ」（第2意見書）をとりまとめ発表した。そして、5月11日、この第2意見書を持参して国会要請に取り組んだ。

3 衆議院審議の段階

5月15日、安倍政権は戦争法制（安全保障一括法案）を国会に提出し、同法案は5月26日に衆議院本会議に上程され、翌27日から衆議院の特別委員会での審議が開始した。

団は、5月16～17日にかけて行われた広島宮島5月集会で、二日間にわたり情勢や戦争法制の問題点を議論し、情報の共有を図るとともに、法制阻止に向けて改憲阻止対策本部の体制を強化することとした。

国会に提出された法案は全部で400頁にも及ぶ膨大なものであったが、法案入手後直ちに分析・検討に取りかかり、6月3日には、主要法文に逐条的な検討を加えた第1部「戦争法制・逐条批判」と、19本の論稿で構成される第2部「戦争法制を告発する（Part II）」からなる「逐条検討・戦争法制—安全保障一括法案を斬る！」（第3意見書）を発表した。また、6月10日には、この第3意見書を持参して、衆院特別委員会の委員等を対象とした国会要請に取り組んだ。法案提出直後の段階で、戦争法制を逐条的・網羅的に検討した出版物は類例がなく、国会内外での戦争法案の検討・批判に広く活用されることとなった。

6月4日、衆議院の憲法審査会で、自民党推薦の参考人も含めて、参考人として招かれた3名の憲法学者全員が戦争法制は違憲であると断言した。戦争法制の違憲性や危険性がより明白となり、戦争法制反対の国民の声がいっそう大きくなってきた。

この6月、団は、運動のためのツールとして、リーフレット「平和な戦後が終わる」（第1弾）を発行した。

同リーフは、多彩なイラストとともに戦争法制をわかりやすく説明するとともに、QRコードによってホームページ上の「戦争法制Q&A」とリンクする工夫もなされ、普及は45万部に及んだ。

戦争法制に反対する世論の広がりを前にして、6月22日、政府・与党は、「短期突破」の方針を断念し、戦後最長の95日延長という異例の長期国会延長を強行した。

このような状況の下、団は、6月19日、議員会館において全国活動者会議を開催し、中央と各地の運動の共有や経験交流を図った。また、7月3日には、国会審議等を踏まえて随時更新していた上記Q&Aをまとめ、「戦争法Q&A—安全保障法制はこの国をどこに導くのか」(第4意見書)を発表し、この第4意見書を携えて国会要請を行った。

4 参議院審議の段階

7月16日、衆院本会議において、自公による法案の採決が強行され、参議院に送付された。そして、法案は同月27日に参議院本会議に上程され、同日から参議院の特別委員会での審議が開始された。

この審議開始の動きに合わせて、同日、団は、参院特別委員会の委員ら103名の国会議員に対し、第2、第3意見書を配布した。また、衆議院での審議を踏まえ、参議院で究明されるべき戦争法制の本質と問題点を提起するため、8月4日、「戦争法制の論点—逐条検討・補充意見書」(第5意見書)をまとめ、第5意見書をもって国会要請を行った。

また、高まる国民の批判・反対の声に答えるため、この時期、団は、第1弾に続き、リーフレット「安倍首相!違憲です!こんな説明でも強行採決ですか」を発行し、20万部が印刷・普及された。

4 国会論戦と論戦サポート

国会審議を通じて、戦争法案の問題点が明確になった。団は、審議内容の速記録要約と審議内容の特徴点・問題点を明らかにしてきた。

さらに、国会議員の論戦のサポートを行った。共産党の仁比聡平議員、井上哲士議員、畑野君枝議員らと意見交換を数回にわたって行い、国会答弁に生かされ

参議院の審議で、戦争法制の無限定性、立法事実の不存在、自衛隊の暴走など、戦争法制のはらむ問題性や矛盾が、いっそう明らかになった。しかし、政府は、なりふり構わず戦争法制の成立に向けて突き進み、戦争法制阻止のたたかいは延長国会の最終盤にもつれこんだ。

こうした状況の下、団は、9月1日、いまだに国民の疑問・疑念が解決されない以上は戦争法制は廃案以外ありえないことを強く訴えるため、「安全保障法制5つの疑問—審議を経てもまだ解消されない疑問—」(第6意見書)を発表した。同日、この第6意見書と、それまでの審議を踏まえて改訂した第4意見書(Q&A)を携えて国会要請を行った。

延長国会が最終盤を迎えた8月下旬以降、安倍政権の暴走に対し、反対運動は大きな盛り上がりを迎えた。8月30日の国会包囲行動には最大の12万人もの人々が参加した。また、9月には、連日の国会行動、国会前集会が開かれ、多数の市民が国会前に集まって戦争法制反対の声をあげた。

多くの団員が国会前に集結するとともに、団は「総がかり」実行委の要請を受けて、国会行動の警備の役割も担った。

5 参院での強行採決

団として、戦争法制の検討・批判、国会論戦、運等の多方面にわたり、出来る限りの役割を果たしてきたが、残念ながら、9月19日未明、参議院本会議で法案の採決が強行された。しかし、戦争法制阻止・廃止のたたかいは、今もやむことなくつなげており、今回の中間総括を今後のたたかいに活かしていきたい。

(森 孝博 対策本部事務次長)

た

1 国会審議における政府答弁の特徴

(1) 国民が納得しない答弁

「自衛隊のリスクが増大するのではないか」という質問に対しては、「日常的な訓練の積み重ね、安全な場

所を指定して活動を実施する、戦闘になったら、休止・中断するので、自衛隊員のリスクは増大することはない。」という答弁を繰り返す。活動領域が拡大し、活動内容が増大しているので、リスクが増大することは、当然のことである。だれが見ても、国民は納得しない。

(2) 「ごまかし」「すり替え」「はぐらかし」答弁

「存立危機事態として認定できる行為は何か」との質問に対して、「念頭にあるのは、ホルムズ海峡の機雷掃海だけである。」という答弁を繰り返す。しかし、質問は、憲法上の法理論として認められるのは何かというものであるが、答弁内容は、政策論として答弁している。憲法上どこまで許されるのかについては、答えようとしなない。「ごまかし」答弁である。

「アメリカの先制攻撃に対して、日本は後方支援することはないのか」との質問に対して、「先制攻撃は、国際法上認められないものであり、我が国がそのような国を支援することはない」と答弁する。一般論で答弁するのみであり、「アメリカの強い要請を断れるのか」「アメリカの要請を断ったことがあるのか」との質問に対しても、正面から答弁しない。「はぐらかし」答弁に終始した。

「存立危機事態は、いかなる事実に基づき、いかなる基準で判断するのか」との判断基準の質問に対しては、「事態の個別具体的な状況に即して、・・・被害の深刻性、重大性などから客観的、総合的に判断する」と答弁する。「個別具体的に」「総合的に判断する」と述べるのみで客観的な基準が示されていない。

政府答弁は、「ごまかし」「すり替え」「はぐらかし」であり、国会審議を通じて法案の内容を国民に誠実に訴える姿勢は微塵も見受けられなかった。

にもかかわらず、野党の追及と国民的批判によって、重大な問題点が明らかになった。

2 立憲主義の破綻・・・集団的自衛権行使容認

安倍政権は、戦後半世紀にわたって歴代政権が示してきた「憲法9条のもとでは集団的自衛権行使ができない」という憲法解釈を、一片の「閣議決定」（14年7月）で覆した。歴代政権は、自衛隊は「専守防衛」に徹し、個別的自衛権しか認められないとしてきたが、安倍政権は、日本国憲法の立憲主義を根底から覆した。

安倍政権は、集団的自衛権行使容認の理論的根拠と

して、「1972年政府見解」と基本論理においてはいささかの違いがないとした。政府答弁は、「我が国の平和と安全を根底から覆す事態」が発生した場合は、「座して死を待つ」と憲法が考えているとは考えられず、「自衛の措置」として、自衛権の行使を認めている。72年政府見解は、個別的自衛権と集団的自衛権を区別しているとは解せられないので、72年の基本論理を根拠として、「安全保障環境の根本的変容」を踏まえて、「昨年7月の閣議決定」において、限定的な集団的自衛権行使を容認した、と答弁した。

そして、砂川最高裁判決も、「我が国の平和と安全を根底から覆す事態」が発生した場合は、「座して死を待つ」と憲法が考えているとは考えられず、「自衛の措置」として、自衛権の行使を認めている、という点において「軌を一にしている」ということができるとした。

しかし、砂川事件最高裁判決は、米軍駐留の合憲性が争われた事案で、「集団的自衛権に言及していない」（横島裕介内閣法制局長官）のであり、砂川事件を根拠とすることはできない。

72年政府見解は、結論として集団的自衛権を否定した見解であり、その基本論理を持って、「閣議決定」を説明することは、論理的矛盾であり、不可能である。政府見解は、明白に破綻した。

3 「戦闘地域」での軍事支援の拡大

(1) 活動地域について、「戦闘地域」への拡大

戦争法は、後方支援活動の実施区域について、「自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように」防衛大臣が指定する。周辺事態法においては、「後方地域支援」について、「後方地域」（非戦闘地域）という地域的制限があったが、戦争法ではこの制限をなくし、「現に戦闘行為が行われている場所（戦闘現場）では実施しない」というもので、戦闘地域での活動へ拡大した。

(2) 兵站活動の危険性

もともと「後方地域支援」自体、危険性を隠す日本だけで通用する造語だった。国際的には、戦闘行為に不可欠な「兵站活動」であり、攻撃目標となり、武力行使と一体化した活動である。

兵站活動は、相手国からの攻撃対象になることは不可避であり、攻撃を受ければ自衛隊は武器を使用して

応戦し、戦闘行為に発展することは明らかである。自衛隊の活動地域が戦闘現場となる。

(3) 「核兵器の輸送」「弾薬提供」の危険性

戦争法は、「武器の輸送」「弾薬の輸送・提供」を可能とした。

中谷防衛大臣は、「核兵器の運搬も法律上は排除していない」と答弁し、「劣化ウラン弾、クラスター爆弾が弾薬に含まれるか」と問われ、「弾薬である」と答弁し、法律上、運搬も提供も可能なことを認めた。

安倍首相は、「(核兵器の輸送は)全く想定していない」「クラスター爆弾は、禁止条約に加盟しているから日本は所有していない。提供することはあり得ない。」と答弁した。しかし、それを法案に明記するように求められても、「必要ない」「かえって不適切」と拒絶した。

(4) 発進準備中の戦闘機に対する給油・整備

戦争法は、「発進準備中の戦闘機に対する給油・整備」も可能とした。

『自衛隊海上幕僚幹部防衛課の内部資料』では、米軍戦闘ヘリが敵国の潜水艦を探知したのち、米軍戦闘ヘリが海上自衛隊のヘリ空母に着艦して燃料補給を行う事例が図入りで示されていた。中谷防衛大臣は、「日米共同による対潜水艦作戦における後方支援の一つ」であることを認めた。米軍と一体となった武力行使そのものである。

(5) ISへの空爆支援も可能

安倍首相は、「ISに対する空爆への後方支援、軍事的な支援は考えていない」と同じ答弁を繰り返した。しかし、参議院では「法律上は可能ではないか」との質問に対し、「要件を満たせば、法理論として適用することはあり得る」と答弁した。

4 集団的自衛権の事例の破綻

安倍首相は、集団的自衛権行使容認について、具体的な事例を挙げあげて国民に説明していたが、その事実が破たんした。

(1) 邦人輸送の米艦防護

安倍首相は、「閣議決定」(14年7月)後の記者会見で、日本人の母子を乗せた米軍艦船のパネルを示して、「日本人の命を守るため、自衛隊が米軍の船を守る。それをできるようにするのが今回の閣議決定です」と説明した。

しかし、中谷防衛大臣は、「邦人が乗っているかは判断の要素の一つではあるが、絶対のものではない」と答弁した。安倍首相も、「日本人が乗っていない舟を守り得る」と答弁した。この事例は、完全に破たんした。

(2) ホルムズ海峡での機雷掃

安倍首相は、「ホルムズ海峡での機雷除去」は、「海外派兵は一般に許されない中において、例外的な例」で、「それ以外は今われわれの念頭にはない」と答弁を繰り返した。

ところが、イランの核開発疑惑問題をめぐる米英独仏中ロ6か国とイランとの13年に及ぶ協議が7月に合意に達し、イラン側から「機雷敷設などありえない」と批判されると、安倍首相は、「今現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定しているものではありません」と答弁した。集団的自衛権行使の重要な事例が破たんした。

5 ガイドライン実行法

4月27日に合意した「新ガイドライン」(日米防衛協力の指針)は、①海外派兵での地理的制約をなくし、世界的規模で米軍の戦争に参加する、②「平時」から「切れ目なく」米軍の戦争を支援する、というものである。戦争法は、この新ガイドラインの実効性を法的に担保するものである。

小池晃議員が暴露した『自衛隊統合幕僚幹部の内部文書』には、「既存の現行法制で実行可能なものと・・・法案の成立を待つ必要があるものがある。ガイドラインの中では、これらが区別されることなく記載されています」と明記されている。

(長澤 彰 対策本部副本部長)

Ⅲ 世界で起きていることと安全保障法制の意味

1 なぜいま戦争法制＝安全保障法制か

安保法制・戦争法の立法事実として、安倍政権は、安全保障環境の変化をあげ、その具体例として中国の軍事的台頭や北朝鮮の核やミサイルが語られた。日米の政権内の政策・戦略立案者が見ている世界的情勢、安全保障をめぐる環境とは、おおむね以下のような世界である。

○ロシアは力でクリミアを奪い取り、中国は領海を越えた広範な海域における領有権を主張し、イランはシリアやヒズボラとの同盟関係を利用して中東を支配しようとしている。

○ヨーロッパにおけるドイツ統一とソ連解体、旧ワルシャワ条約機構メンバーのNATOやEUへの編入、中東では、アメリカと同盟関係にあるサウジ、湾岸諸国、エジプトなどのスンニ派国家の支配的優位、アジアにおける日韓豪らとの安全保障関係を基盤としたアメリカの戦略的優位という冷戦後の地政学的了解を、ロシア、中国、イランというリビジョニストパワー（現状変革国家）は受け入れるつもりはなく、冷戦後の秩序を力で覆そうとしている。

○アジアにおける中国の強硬路線は、アメリカとアジアにおける同盟諸国との絆を深くし、日本におけるナショナリズムの台頭を刺激した。中国のパワーが増大する一方で日本はそれに対抗していく決意を固めており、アジアにおける緊張は、今後、グローバルな政治・経済領域へと波及するおそれがある。

以上は、W. R. ミードの『歴史の終わり』と地政学の復活 ―リビジョニストパワーの復活』（「フォーリン アフェアズ・2014年」）の一節である。

冷戦後のアメリカ+EU+日本による安定した世界秩序（覇権体制）に対し、ロシア、中国、イラン等のリビジョニストパワーが挑戦し、それが世界を政治的・経済的に不安定化させている、これは安全保障戦略を策定した人々のほぼ共通のコンセンサスであり、この力による「現状変更の試みの抑止」こそが、戦争法の究極の立法事実ないし立法目的である。

しかし、たとえ、欧米、日本からすれば「現状変更の試み」ではあっても、ロシアナショナリズムは、ロ

シア国誕生の地であるキエフ（ウクライナ）がNATOやEUに組み込まれるなどとうてい容認しないし、中国が近代化の過程で失った東南シナ海での海洋覇権、戦前はイギリスや日本により、戦後はアメリカに奪われた東アジアにおける覇権を取り戻すことこそが、「中国の夢」（習近平）なのである。

ことは、安全保障環境の変化＝現状変更の試みがあるかないかの事実認識の問題ではない、変化はあるのである。そのうえで世界的規模の現状変更の試み＝覇権争いが不可避でありやむを得ない事態である以上、いずれかの陣営に加担せざるを得ないと考えたのか、覇権争いに参入せず、いずれに加担するのでもなく独自の途を選び進むのかという、「路線選択」「決断」の問題なのである。戦争法をめぐる真の争点は、この点にこそあった。

2 安全保障会議と安全保障戦略の策定

しかし、戦後70年間アメリカに隷属し、アメリカとの同盟関係にこの国の運命を委ねてきた政権担当者にとって、アメリカとともに現状変革国家の封じ込め以外の選択肢はなかったし、想像すらできなかった。「想定外」のことなのだ。

対米従属（日米同盟）路線を所与の前提として安全保障戦略が構築され、それを支える法制が提案された。この点、安倍政権の政策担当者の意図と狙いは一貫しているし、揺らぎはない。その為の階梯を一昨年以來、一つ一つ確実に積み上げてきた。そのプロセスは、以下の通りである。

(1) 「国家安全保障会議設置法」

秘密保護法の陰で一昨年ひっそりと成立したのが、「国家安全保障会議設置法」と「内閣法の一部改正」であった。国家安全保障会議（日本版NSC）は、我が国の外交・安全保障政策の司令塔の役割を果たすものと位置付けられ、総理大臣・官房長官・外務大臣・防衛大臣の4閣僚による「4大臣会合」と国家安全保障会議を恒常的にサポートする「国家安全保障局」（実質的に安全保障会議の体制の中核を担うことが予定されている）が新設された。

(2) 国家安全保障戦略と国家安全保障局

12月4日に発足したこの国家安全保障会議は、2週間後の17日、初仕事として、「国家安全保障戦略」「新防衛大綱」「中期防」の策定を行った。

翌2014年1月7日、国家安全保障局が、6班、67名体制(内、自衛隊の制服組が3分の1を占める)で発足した。初代の国家安全保障局長には、安倍首相の信任が厚い外務省新主流派の谷内正太郎元外務次官が就任、谷内局長のもと2人の副局長—外務省出身の兼原信克(初任地だったEU・ブリュッセルでの直接の上司が谷内局長で、「チーム谷内」の中核メンバー)、防衛省出身の高見澤将林(鳩山政権下でキャンベル国務次官補に「(普天間移設問題で)早く妥協するな」と助言した人物)が就いた。

国家安全保障戦略に呼応するように、5月15日、安保法制懇の報告が発表されたが、安倍政権は、同報告書をそのまま採用することをしなかった(集団的自衛権も集団安全保障についても憲法上の制約はないとの「芦田修正論」に基づく憲法解釈はとらないと表明した)。

(3) 「7・閣議決定」と法案の提出

そのうえで自衛隊発足から60年目の2014年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」との閣議決定を行った。

閣議決定は、変化する安全保障環境のもとでの日本にとっての死活的利益(戦略的課題)が、抑止力向上による武力紛争の未然防止と積極的平和主義にもとづく地域と世界への積極的関与ないし貢献だとし、その実現には、日本の外交力や軍事力の向上、米国との同盟関係のより一層の強化が必要であり、その障害となっている自衛隊の活動範囲の制限や集団的自衛権行使制限を緩和しなければならないと主張している。

この決定をふまえ、安倍政権は、本年4月にアメリカとの間で「防衛協力の指針」を改定(新ガイドライン)するとともに、安全保障法制(戦争法)を国会に提出した。

3 日米同盟の再々定義と新ガイドライン

4月27日に合意した新ガイドラインは、地域と世界の紛争への積極的介入を目的とする日米の役割分担についての改定・更新であり、平時から緊急事態まで

のあらゆる段階における「抑止力」及び「対処力」を強化することで、より「力強い同盟」とより大きな「責任の共有」のための戦略的な構想とされた。

2011年の東日本大震災の際、日米の「オトモダチ作戦」が実施された。防衛省幹部は、この作戦から次の教訓を得たとしている。

山口昇防衛大学校教授は、「日米間の作戦調整のやり方に関するモデルを得たことは、日本の防衛にとって最も重要な教訓」とし、防衛省の「東日本大震災への対応に関する教訓事項」では、「各日米調整所の人員・機能の増強についての検討及び機能の明確化に加え、情報共有・調整のためのカウンターパートの整理が必要だ」と。

この教訓をふまえ、「日米両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する」(新ガイドライン「III 強化された同盟内の調整」)とされた。11月3日には、中谷元防衛相とカーター国防長官がクアラルンプールで会談、「同盟調整メカニズム」を設置し運用に入ること合意したことが報じられている。

本年4月オバマ政権は、安倍首相を大歓迎した。その背景には、オバマ政権の対中国戦略の転換があった。アメリカは、南シナ海での中国の動向を直接の契機に、それまでの融和路線を対決路線に大きくシフトしていた(R. D. Blackwill, A. J. Tellis 『Revising U.S. Grand Strategy Toward China』, M. ピルズベリー 『China 2049 (原題: 100年マラソン)』)。

対中国シフトの重要なパートナーとしての責任と任務の共有と分担をオバマ政権は安倍首相に期待した。この期待に応えるべく国会に提出したのが安全保障法=戦争法である(安倍首相は夏までの成立を約束して帰国した)。

4 戦争法制と国家安全保障戦略

戦争法制そのものの審理、どこまでが可能となったのか、その法的評価に関しては別稿が予定されているので、ここでは安全保障戦略との関係に絞って検討する。

政権内の政策担当者、とりわけ自衛隊を日本の外交戦略の重要な手段として活用すべきだと考える人々にとって、ホルムズ海峡での機雷掃海はもちろん、アフ

ガン・イラク戦争型の紛争地への当初からの自衛隊派遣が望ましいところであるが、国会答弁で事実上否定され、憲法上の制約から今回の法案では断念している。

また、集団的自衛権についても、世論対策あるいは与党内の調整、とりわけ公明党対策の上から、「存立危機事態」を創設するなど、本来の集団的自衛権とは異なった、限りなく個別的自衛権に引きつけた「日本型」集団的自衛権とでもいうべき歪な制度設計となってしまった。

わが国に対する直接の攻撃ないしその危険があろうがなかろうが、アメリカが武力攻撃を受け、そのアメリカの要請がある以上は、その要請に応え共同しての反撃の軍事行動に打って出る、そのことが日米同盟を強化し、ひいては自国防衛に資することになるのだ、との議論がなされることはなかった。

このことは南シナ海をめぐる実質的な国会審議がほとんどなされなかったことにも反映している。

中国を、力や強制により一方的に現状変更を試み、世界秩序を不安定化するリビジョニストと捉え、日米同盟の強化によってそれに対抗しようとする国家安全保障戦略からは、南シナ海における中国の勢力拡張に

日米はどのように対抗しようとしているのか、その際、戦争法はどのように発動されるのか等の議論がなされなければならないはずなのに、そのような議論がなされることはなかった。

米海軍第7艦隊トーマス司令官の「将来的に自衛隊が南シナ海で活動することは理にかなっている。南シナ海の同盟国、盟友国はますます日本に期待するようになるだろう」との発言は、国家安全保障戦略上は「理にかなった」発言と位置付けられることになるにもかかわらずである。

5 戦争法制発動阻止と平和構築の課題

法形式上は、アメリカが対中国シフトとして日本に現実的に要求してくる諸政策の実施は、成立した戦争法によりほとんどが可能となった。

しかし、平和主義・平和運動からは、成立した戦争法を発動させないことこそが重要である。

南シナ海での米中の覇権争いから距離を置き、軍事衝突を極力回避させるための行動が70年間続いた日本の平和を存続させる当面の課題である。

(松島 暁 対策本部副本部長)



第2部 地方・地域の運動（支部からの報告）

北海道 北海道支部における取り組み

北海道支部においても、他の地域と同様に、秘密保護法反対運動をベースにそれよりも遥かに大きな運動を組むことができた。これまでは、北海道支部の取り組みと言っても、札幌における取組であったが（北海道には、札幌地裁、函館地裁、旭川地裁、釧路地裁の4地裁があり、それに対応して4弁護士会がある）、畑地団員が、京都から旭川に登録替えをし、旭川での運動を作る原動力となった。

この報告では、札幌での取り組みが中心にはなるが、併せて、旭川での取り組みも報告する。

1 札幌弁護士会の取り組み

(1) 札幌市中心部の大通公園は、札幌市民の憩いの場として多くの人が集まる。平日でも多くの観光客が訪れ、昼食時には周辺オフィスの人々も緑の芝生や噴水の周りに集う。傍らにはとうきび（とうもろこし）屋台があり、目を上げればテレビ塔がそびえたつ。

札幌駅周辺は、近年、大型商業施設やオフィスが次々とオープンした。デパート、大型書店、電気店、ホテル、JR高架下に並ぶ飲食店街。それらを結ぶ交差点の横断歩道は、人の行き来が絶えない。大通公園と札幌駅前、この二つが札幌弁護士会の「主戦場」である。今年6月から9月まで、この二つの場所で札幌弁護士会が行った街頭宣伝、署名集めは、30回を数えた。

弁護士会主催の集会前や、強行採決が見込まれた7月と9月の「正念場」には連日街頭に立った。時間は、お昼休みの30分間。「私たちは、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認に反対します。」の横断幕を掲げ、マイクでの呼びかけ、パンフ・チラシ配り、署名集め。

マイクは、毎回2～3人の弁護士が交替で握るが、それぞれにアピールポイントや訴え方が違って、面白い。立憲主義を強調する者、安保法制の問題点を指摘する者、戦後70年の平和国家としての歩みに力を入れる者、冷静に語る者、単純にアジる者…。どうすれば、道行く人に足を止めてもらい、パンフレットに目を止めてもらい、「安保法」を頭の片隅にとどめて

もらえるのか。それぞれが思いを込めてマイクを握った。

(2) 札幌弁護士会での「新安保法制」＝戦争法制阻止の取り組みは、憲法委員会が中心だが、憲法委員会の委員長は毎年弁護士会長が務めることになっている。今年度の太田賢二会長は青法協北海道支部元事務局長・自由法曹団員であり、率先して街頭に立ち、委員会では「もっとやれ」「どんどんやれ」と発破をかけられた。ちなみに、憲法委員会の実働メンバーの多くが、団員あるいは青法協会員であることは、どこの会でも同じだろうか。

(3) 市民集会は、3月9日（集団的自衛権容認の閣議決定に異議アリ！ 緊迫する中東情勢と日本の進むべき道＝小林節、伊勢崎賢治 道新ホール。参加者400人）と、6月11日（「日本は再び戦争をするのか？ ～集団的自衛権と安保法制の目的とは～」森達也氏 エルプラザホール(男女共同参画センター)参加者250人）の2回。

今回の取り組みの中で最大のイベントは、2回の大パレード(デモ)。いずれも、主催は北海道弁護士会連合会と、道内4つの単位会（旭川、釧路、札幌、函館）の共催。

7月11日 私たちは戦わない

中島公園 参加者6000人。

9月6日 私たちは戦わない part 2

大通公園 参加者2500人。

7月11日は、札幌で今年初の真夏日。参加した弁護士たちは、「Fight for NOMAR」と胸に書かれた揃いのオレンジのTシャツを着て、集会の表で裏で、声をあげ、走り回った。パレードの警備やコーラーをこの時初めて体験した弁護士も多かったはず。

札幌での6000人の集会を初めて見たという団員が大半。中島公園は全労連系のメーデーの会場だが、メーデーの数倍の市民が集まった。また、9月6日には、デモのコースが短かったということもあるが、先頭が終点についても、まだ、末尾がデモに出ていないということも。

(4) 5月22日の定例の札幌総会では、集団的自衛権行使等を容認する閣議決定の撤回を求めると共に、同閣議決定に基づく関連諸法令の改正及び制定に関する反対決議を圧倒的多数で可決をすると共に、7月16日と9月16日には、衆議院及び参議院の強行採決を批判し廃案を求める会長声明を出した。

7月24日の北海道弁護士会連合会（道弁連）の大会でも、閣議決定の撤回と関連法令の制定及び改正に反対する決議を圧倒的多数で可決をすると共に、この日の朝8時から、旭川駅前、道弁連として、街頭宣伝行動を行い、4会の会員弁護士50人以上が参加した。

2 憲法会議・共同センターの取り組み

(1) 1で述べた通り、弁護士会として取り組めること（街頭宣伝、市民集会等）については、弁護士会で取り組むこととして、弁護士会では出来ないこと等については、憲法会議（憲法改悪阻止各界連絡会議）及び共同センター（憲法改悪阻止共同センター）として、安保法制反対の取り組みを行った。

(2) 毎週火曜日の昼の街頭宣伝・署名行動

共同センターでは、以前から、冬場以外は月2回火曜日の昼の街頭宣伝・署名行動を行っていたが、5月に安全保障法制が国会に上程されて以降は、それまで月2回であった街頭宣伝・署名行動を毎週火曜日に行うようになった。

(3) 国会議員事務所への要請行動

6月1日、7月22日、8月21日、9月10日と4回にわたり、札幌市内に事務所を持つ国会議員に対し、戦争法制廃案の要請行動を行った。終盤は、自民党及び公明党の参議院議員に対して行った。

丁寧に対応した与党議員事務所もあったが、事務所に入ることを拒否する事務所もあった。どのような対応をされるにせよ、要請行動を繰り返すことで、議員らに地元で反対意見が強いことを示せるものであった。

(4) フライデーアクション

5月22日以降、毎週金曜日の夕刻に、フライデーアクションとの名称の下、ほぼ毎回、札幌市中心部の大通公園から、自民党道連のあるビル前までのコースでデモを行った。デモの終結場所の100m先では、

反原発の毎週金曜日の行動が行われており、そこに合流するデモ参加者も多数いた。

デモの実務を担ったのは道労連の役員であったが、工夫を凝らし、サウンドカーを準備した。アップテンポの音楽に乗せて、ラップ調のコールに併せて行うデモは、これまでのデモのイメージを大きく変え、若者を中心に大きく燃え上がらせた。

そして、この継続的な運動が、紆余曲折を経て、9月14日の週は、平和運動フォーラムが事務局を務める戦争をさせない北海道委員会と憲法改悪阻止共同センターの共同のデモが、総がかり行動の名のもとで実現した。このデモでは、民主党と共産党の国会議員が共に挨拶を行う場面があった。「戦争をする国」にさせないとの一致点での広範な運動を広げることができた。

(5) 法案成立後も、週1回の昼の街宣を行いつつ、憲法改悪阻止共同センターの組織体制を構築し直し、これまで以上の憲法運動を広げることを確認した。

3 団支部・団員の取り組み

(1) 主催の形は幾つかあるが、団支部が関わった行動は、今年の5月から9月までで、街頭宣伝行動が53回、デモが24回にも及ぶが、多くの団員が、1・2で述べた様々な活動に積極的に参加すると共に、裏方としても支えた。

団員が、講師をした安保法制及び憲法の学習会は、2015年に入ってから参議院の採決の9月17日までで合計100回を超え、参加者総数も5500人に及んでいる。学習会を企画したのは、地域の9条の会、民主団体、共産党の支部・後援会、労働組合等であるが、団員が講師をして学習会をしたことが、地域や諸団体の運動を勇気づけ・広げるのに大きな貢献をした。

(2) 震えるデモ・ママの会のデモ

全国的にはSEALsの取り組みが有名であるが、札幌では、若者を中心に戦争をしたくなくてふるえるデモが取り組まれた。このデモは、6月26日と8月15日の2回にわたって行われ、それぞれ1000人近い参加者があったが、このデモの警備に、団員を中心とした弁護士が多数参加すると共に、相談役的に立場でこの運動に団員が関与している。

また、9月13日、戦争法制に反対するママの会が札幌でも集会とデモを行ったが、この集会とデモの警

備にも団員が参加した。

(3) 弁護士会有志の街頭宣伝・署名行動

弁護士会も共同センターも時間的に機関決定ができない時等には、団支部の事務局の弁護士が弁護士有志の名称で街頭宣伝・署名行動を行った。

(4) 橋本祐樹団員の活動

橋本祐樹団員が、安倍政権退陣や安保法制反対の替え歌やコントを作り、学習会や集会で披露をした。この活動も、運動を広げるうえで、重要な役割を果たした。

4 今回の取り組みの到達点と教訓

(1) 今回の安全保障法制の運動の広がりが今までの運動とは別次元であったことは全国共通であろうが、北海道でもその点は明らかである。月を経るごとにチラシの受け取り署名への協力が良くなり、9月に入ってから、こちらからの呼びかけがなくても、署名をするという市民が確実に増えた。

(2) また、この問題に対する、市民の弁護士(会)に対する期待が非常に大きかった。「弁護士さんが頑張ってくれるので頼もしい」ということばを何度耳にしたかわからない。国家権力が暴走し、それを止めなければならない、「私たちが声を上げなければならない」、そんなとき、市民の人たちは、その反対行動のためのリーダーを求めている。市民の中に(市民の側に)あって、偏らず、そして権力を恐れず堂々と対決できる、(もちろん、法の専門家としての信頼もある)そういう像を弁護士に抱いてくれている。

また、弁護士会が主催した集会・デモだからこそ、党派や所属を超えて多くの人が結集することができる、そのような期待の声も多く聞かれた。

活動に参加した弁護士は全員、弁護士(会)が果たすべき役割、なさなければいけないことを改めて感じ、身の引き締まる思いを改めて持った。

(3) その一方で、運動に中心的に取り組む主体が何処まで広がったのかという問題があるのは事実である。弁護士会の行動を中心的に担ったのは、団支部事務局弁護士であった。また、前記の学習会等の活動も団支部事務局弁護士が中心的に担った。今後、明文改憲の問題が出てくるであろうが、それに対し、如何に主体を広げていくのかは極めて重要な問題である。

(4) 全国的には、総がかり行動の実行委員会が作られ、平和運動フォーラムと共同センターが対等な立場で共闘が進められているが、北海道の場合には、そのような組織的な共闘が作られておらず、平和運動フォーラムが主体の戦争をさせない北海道委員会が総がかり行動の主催団体となっている。この組織問題も解決すべき課題の一つである。

5 旭川での取り組み

旭川・道北地域では、2013年に京都から旭川へ登録替えした私(畑地)が一団員として、96条改正や特定秘密保護法などの憲法問題をテーマにした学習会の講師活動などを積極的に売り込み、地域の9条の会や労働組合、各種民主団体とのつながりを構築してきた。しかし、従来の団との共同関係を越えたつながりについてはそう簡単にはいかなかった。

転機となったのは、本年6月頃である。公契約条例運動のとりくみを通じてつながった連合旭川地区の方から「従来の枠を超えた戦争法案反対の市民集会をやりたい。旭川弁護士会も賛同してくれないか」とお声かけいただいたのである。この連合の動きに呼応し、当事務所事務員の平山氏(9条の会などの中心メンバーの一人)にも動いてもらい、弁護士会を含めた幅広い共同へのきっかけを作ってもらった。

それまでの旭川弁護士会は、節目に会長声明を出すくらいのことしかできておらず、日弁連署名ですら他の道内の3会に遅れをとっていることがわかるや慌てて街頭宣伝に乗り出すような状況であった。しかし、この外部からの働きかけがきっかけとなり、連合や9条の会が主催する集会へ弁護士会会長が登壇し、デモへも会員が多数参加するなど、弁護士会が立憲主義擁護のために市民・団体の中に入って共にたたかうという気風が芽生えてきた。

旭川における「戦争させない総がかり行動」などの各種とりくみでは、従前は別々に行動していた団体の人どうしがいっしょに行動する姿がしだいに定着してきた。8月30日に開かれた集会では1200人という近年見ない参加があり、連合旭川地区会長と旭労連(全労連系)議長と一緒に挨拶をした。

また、A. F. M. A (アフマ=アンチ・ファシズム・ムーヴメント・イン・旭川) という若者グループ

が8月下旬に立ち上がった。9月19日にはこのアフマ主催の「戦争法案に反対する緊急サウンドドラムデモ」が実施されたが、これに党派・諸潮流の枠を超えた協力体制が敷かれて(私も見守り弁護士として参加)、若者の運動を支えた。動員がなく、準備期間も短かったのに400人が参加し、多く注目を集めた。

この新しい動きは、各党派、連合系と全労連系その

他の諸潮流との間にある従来の壁を打ち破るきっかけとなった。引き続き、旭川弁護士会の一員として、また、自由法曹団員として、戦争法廃止、立憲主義擁護の幅広い共同を追求していきたい。

(北海道支部

渡辺達生、斉藤耕、今橋直、畑地雅之)

秋田 戦争法案に対する秋田県でのたたかい

1 秋田県での憲法運動

秋田県では、長年、5月3日の憲法集会を主催していた憲法センターのほか、社民党系の平和センターが活動していた。前者の憲法集会は多いときで1000人、最近でも500人の参加者があったが、それぞれ別々に活動していた。

2 弁護士会の活動

(1) 弁護士会初の屋外集会・デモ

秋田弁護士会では、憲法改正問題検討委員会を中心に、年1回程度憲法講演会などの市民向け企画をしていたが、安保法案等について、積極的に運動をしていたわけではなかった。

新年度になった今年4月、ようやく、対外的に打って出る声が出始めた。

日弁連や各地の弁護士会が、屋外大規模集会を相次いで成功させているのに勇気づけられ、屋外での市民集会が提案された。弁護士会はじめての屋外集会で、パレードも行うこととされた。時期は6月20日、準備に2カ月しかない。

リレートーク3名(生協連、宗教者、空襲被害者)は決まったが、弁護士会主催で人は集まるだろうか。

憲法委員会委員長と二人で社民党、民主党、共産党に協力要請に行く。社民党県議から、弁護士会は何人の参加を予定していますか、と聞かれた。当然だ。委員長は「200人くらいでしょうか」と小さな声。隣にいた僕も驚いたが、聞いた県議も驚いた。目標は千人と言わなくちゃ、と県議からハツパをかけられた。

委員長の気持ちも分かる。なにしろ、弁護士会の憲法講演会は多くて200人位、ここ数年は100人前

後だし、はじめての屋外集会だし、弁護士会が呼びかけたからといってそんなに集まるだろうか、と自信がないのである。

毎年憲法記念日の集会を企画している方としても、9条の会立ち上げ直後は千人前後の参加者があったが、最近では500人位の参加だ。それ以外の集会や学習会等は、多くて300人、普通は100~150人程度だったから、たしかに、千人という目標は大きかった。でも、運動に関わっている人たちは、以前とは違う反応を感じていた。千人の目標に、違和感はなくなっていった。

屋外集会ははじめてなので、集会の設営やデモの仕方自体わからない。ということで、実務的な協力を、社民党、県労連にお願いして、弁護士会館で打ち合わせを行った。市議と県労連事務局長が同席し、街宣カーの台数や順番、デモ指揮等を「協議」していった。

デモ届けを誰もしたことがないので、僕が警察署に出向いた。そうは言っても、僕も初めてである。若い警察官から、いろいろ「指導」を受けながら、書き直しをしたりした。何度も、参加予定人数を聞かれたが、弁護士会が動員するわけではないので、事前の人数は分からない、と突っぱねていたけど、警備の関係があるのでとしつこく言われたので、目標1000人ですが、と言ったら、今度は、あの場所で人がたくさん集まったのは800人位ですよ、そんなに集まりますかね、と水を差す。

当日は、参加者の旗や横断幕の持ち込み制限をしなかったのも、労組や政党、9条の会等団体の旗や横断幕、プラカードなどにぎやかになった。弁護士会でも、「集団的自衛権NO!」のボードを配付して、一斉にあげてもらった。要請に行った各政党も(数は違うが)

それぞれ参加していた。ボードの配付数から、参加者は実数で800人と発表した。千人という人もいた（弁護士会は奥ゆかしい）。

(2) 集会の「意義」と「反省」

- ① 弁護士会が呼びかけなければ、各政党、労働団体等が一同に会することはなかったかもしれないので、その後の共同行動につながった。
- ② 一方、弁護士会の呼びかけだけで、この参加者数が集まったわけではないので、各団体等がそれぞれそれなりに呼びかけ、参加要請したところが大きい。
- ③ しかし、上記参加者数は、事前の「予想」を大きく超えてはいないし、「一般参加者」もそれほど多くはないので、その点の反省と限界はあった。
- ④ 地元紙をはじめ新聞各紙は、発言者や参加者の発言なども含めて報道したが、テレビは1社だけ（テレビ朝系）だった。それも、「予想」を超えての参加者の動きがなかったことの裏返しかもしれない。
- ⑤ 弁護士会内の多様な層が集会、デモに参加した。団員はむしろ裏方にいた。デモの最前線には会長、憲法委員長（労委会長）等が並んだせいか、集会翌日に弁護士会に匿名の手紙が届いたほどだ。この手紙には、強制加入団体である弁護士会が、このような集会、デモを行うことは、弁護士会全員一致の行動なのか、反対の会員はいないのか、という趣旨が記載されていた。地労委会長、県の顧問弁護士、人事委員会委員長など公的な立場にある弁護士が参加しているのか、自民党の顧問弁護士もいるのではないのか、などなど。逆に、それくらい弁護士会全体での反対に驚きもあったということかもしれない。
- ⑥ 委員長が連合に要請に行ったが断られたらしい。ところが、後日聞いたところによると、連合傘下の単組、組合員から、報道で弁護士会の集会があったのに連合から何の案内や要請もなかったのはなぜか、という「突き上げ」が一部であったらしい。その情報を寄せた関係者は、こういう動きもあるので、めげずに要請して下さい、とのことだった。

3 総がかり実行委員会

以上のように、弁護士会初の屋外集会とデモには、意義も限界もあったが、それをきっかけとして、県内の共同の行動が一気に広がったことは否定できない。

党派を超えての女性の共同行動が連続して行われた。若者デモや、1000人委員会等の行動に、加盟団体や所属労組にこだわらずお互いの共同の行動に参加した。

これらを受けて、弁護士会に頼らずとも、共同の大規模な共同行動を模索する動きがあり、遅まきながら、8月末に、大規模な集会、デモを行うことで、憲法センター（事務局県労連）、1000人委員会（事務局平和労組）、社民党、共産党が協議の場をもった。中央の総がかり実行委員会に相当する「秋田県総がかり実行委員会」を急きょ作り、8月30日に集会、デモを行うこととした。代表はどうしましょうか、と聞いたら、憲法センターの代表だった不肖私にお鉢が回ってきた。

8月30日は、全国で統一行動日であった上、「秋田県議会9条の会」（社民党、民主党、共産党等の県議らが参加）が、小林節教授の講演会を企画していたので、その講演会に引き続き、集会、デモを企画した。

小林教授の講演会は、400人の会場にあふれる人が参加し、その後の夕方からの集会にも千人の参加者があった。

主催者挨拶は不肖私で、各政党のアピール、弁護士会からの連帯挨拶など。

その後、この総がかり実行委員会は、法案成立時までの連日デモなどの行動を続け、成立当日の9月19日午後の集会にも、800人近くが集まった。

この間、弁護士会としては、各種学習会への講師派遣や、歴代会長の反対声明などをして、それなりに注目を集めたが、大規模集会等を主催することはなかった。

4 課題

弁護士会の集会が、共同のきっかけとなったことは疑いないが、弁護士会がきっかけとなる前に共同の動きを政党等が作るべきだったという率直な反省を述べる議員もいた。

弁護士会が引き続き共同の場を作るべきだという意見もあったが、小規模会では、連続した集会等を企画するのは難しかった。

共同の行動は広がったが、さらに、一度もデモや集会に参加したことがない人まで、どこまで広がったのかについては、限界もあったことも否定できない。そのための手立ても十分ではなかった。

共同の行動の手がかりはできたが、それからさらに飛躍するのは、どうしたらいいのか、という悩みである。

また、この共同の行動自体を続けていく努力と継続

もまた不可欠だ。

その両面で、秋田県の運動はまだまだとの意見は多い。

(秋田県支部支部長 虻川高範)

宮城 戦争法制阻止 宮城県の運動

1 はじめに

県民の闘いは秘密保護法案のときから始まった。

宮城県では、従前から護憲団体やみやぎ憲法九条の会などが街頭宣伝・署名活動、5月3日の憲法集会などに取り組んでいたが、2013年10月に秘密保護法案が国会に上程された直後に設立した「STOP! 秘密保護法ネットワーク宮城」(以下「ネットワーク宮城」という。)に多くの、幅広い個人・団体が集結し、同法案を廃案に追い込む運動(街頭宣伝、署名活動、集会、学習会)が展開された。

秘密保護法制定後も、ネットワーク宮城は同法の廃止を求めて運動を継続している。そして、2014年7月1日閣議決定を受け、“集団的自衛権行使と秘密保護法はセット”との共通認識の下、集団的自衛権行使容認反対、安保関連法案反対の運動へと発展した。

2 みやぎ憲法九条の会、9条懇話会

安保関連法案(戦争法案)が国会に提出された2015年5月15日以降の主な取組みは以下のとおりであった。

5月31日(日)には、「未来をひらく5.31宮城県民集会」が仙台市錦町公園で開催され、1800人が集まった。当日は、宮城県出身の俳優故菅原文太さんの妻文子さんもかけつけてスピーチをいただいた。

6月24日(水)には、「安保法案ゼッタイ廃案!6.24緊急県民集会」が仙台市元鍛冶町公園で開催され、700人が集まった。

7月17日(金)には、「安保法案ゼッタイ廃案!衆議院採決を許さない7.17緊急県民集会」が仙台市元鍛冶町公園で開催され、雨天にもかかわらず1000人を超える参加があった。

8月30日(日)には、「8.30全国100万人大

行動」に呼応し、街頭宣伝を行った。

9月14日(月)には、「安保法案ゼッタイ廃案!9.14緊急県民集会」が仙台市元鍛冶町公園で開催され、1100人が集まった。

9月17日(木)、18日(金)には連日、「安保法案強行採決を許さない緊急県民集会」が仙台市元鍛冶町公園で開催され、いずれも700人以上が集まった。

法案成立後も、街頭宣伝を引き続き行っており、11月7日(土)には「憲法9条を守り生かす宮城のつどい」が仙台サンプラザホールで開催され、1400人が集まった。

3 地方議会・議員の動き

宮城県内では、法案廃案を求める意見書を可決した美里町議会をはじめ、国民合意のないまま安保法制の見直しを行わないことを求める意見書を可決した議会が3議会(登米市、栗原市、涌谷町)、徹底審議を求める意見書を可決した地方議会が4議会(名取市、大崎市、蔵王町、村田町)であった。

また、特筆すべきは、大崎市では保守系を含む超党派の議員が「国民合意なしの安保関連法案をストップさせる大崎市議会議員の会」を立ち上げ、県内各地の地方議会議員に呼びかけて意見交換会を実施し、街頭宣伝活動を行ったことである。県北に位置する大崎市は稲作を中心とした農業が盛んな地域であり、TPP反対の運動も従前から行っており、安倍政治の暴走に対する怒りが保守系議員にも広がっていることを確認できたトピックであった。

4 仙台弁護士会の取組み

仙台弁護士会では、2014年5月29日から週1、2回の頻度で街頭宣伝・署名活動を続けた。

毎回、10~15名(憲法委員会委員や執行部、一般会員)が参加し、横断幕を掲げて、日弁連作成のり

一フレット等を配付しながら県民に訴えた。歴代会長による連続スピーチや元裁判官によるスピーチなどを企画したことで、マスコミの関心呼び、街頭に立ち止まってスピーチを聞く通行人も多数いた。街頭宣伝は主に仙台市中心部の一番町で行ったが、石巻市や気仙沼市でも行った。署名活動で集まった筆数は1万筆を超えた。

安保関連法案国会提出後には、二回の大集会を開催した。6月13日(土)には、落合恵子氏を講師にお招きし、フォレスト仙台で「集団的自衛権行使にNO! 仙台集会&パレード」を開催し、約300人が参加した。

9月6日(日)には、仙台市西公園で「みんなで止めよう安保法案みやぎ3000人大集会」を開催し、雨天にもかかわらず3500人が集まった。これは仙台弁護士会が主催した集会の中では最大規模であった。

また、安保関連法案国会提出後には、「憲法違反の安保関連法案に反対し、その廃案を求める会長声明」(6月19日)、「安保関連法案の衆議院採決の強行に抗議し、本法案の廃案を求める会長声明」(7月17日)、「安全保障関連法案の参議院採決の強行に強く抗議し、同法の廃止を求める決議」(9月19日)を発表したほか、東北弁護士会連合会定期大会における「憲法違反である『平和安全法制整備法案』及び『国際平和支援法案』の国会提出に抗議し、その廃案を求める決議」(7月3日)の提案をした。

5 新しい動き

以上のほか、「SEALDs TOHOKU」や「ママの会」、「被災地大学教員有志の会」といった、これまでになかった運動が生まれた。

安保関連法案の国会審議終盤では、これらの団体がそれぞれの集会に参加して、スピーチをするなどして連携が広がっていった。

6 自由法曹団宮城県支部の取組み

各団員は、前述したそれぞれの団体の活動に参加したり、各地の学習会での講師活動を行った。

県支部としては、仙台市議選(8月2日投票)と県議選(10月25日投票)において、立候補(予定)

者に対する安保関連法案についての公開アンケートを実施した。

(1) 仙台市議選・アンケートと選挙結果

アンケートは告示日直前に実施したため回答期限は短くなってしまったが、安全保障関連法案が最重要法案であり市民の関心も高いこと、質問も比較的時間を費やさずに回答できるものにしたことから、回答する時間は十分に保障されていたと考える。しかしながら、回答率は全体で24.2%(66人中16人回答)であった。

党派別の回答率を見ると、①自民0%(0人/18人)、②民主22.2%(2人/9人)、③公明11.1%(1人/9人)、④共産100%(7人/7人)、⑤社民83.3%(5人/6人)、⑥輝くまち33.3%(1人/3人)、⑦維新0%(0人/1人)、⑧無所属0%(0人/13人)であった。

政権与党の自民、公明の立候補者(合計27名)のうち、回答したのは1名(青葉区、公明)であった。政権与党の立候補者が戦争法案を選挙の争点にしたいと考えていたことは明らかである。他方、国会でも反対の論陣を張っている共産、社民は高い回答率だった。

安保関連法案(戦争法案)に対する賛否については、回答者16人中、賛成が1人(公明)、反対が14人(共産7、社民5、民主1、輝くまち1)、無回答が1人(民主)であった。

仙台市議会では、本年6月26日に、安保関連法案の徹底審議を求める請願を否決した。この請願に賛成した立候補者の回答率は比較的高いが、反対した立候補者で回答したのは2人のみだった(内1人はアンケートでは安保関連法案に反対の回答をしている。)。市民の安全にもかかわる重要な法案についての請願について意思決定をした各議員にはその説明責任が求められるが、ほとんどの現職立候補者がアンケートに回答しなかったことは、「市民への丁寧な説明」を放棄したものと言える。

8月2日の投票の結果、自民は改選議席から2減、公明は1増であったが、全体的に得票数を減らした。これに対して、共産は改選議席を維持し(立候補者数も改選議席数と同じ。)、しかも、5選挙区中3選挙区(泉区、宮城野区、若林区)でトップ当選を果たし

ており、7人全員が得票数・率ともに増加した。この結果は、戦争法案に対する仙台市民の意思がある程度反映されたものと言える。

(2) 宮城県議選・アンケートと選挙結果

告示日の前日におけるアンケートの回答率は33.72%であった。党派別では、自民2.7% (1人/37人)、共産100% (9人/9人)、改革みやぎ37.5% (3人/8人)、民主80% (4人/5人)、公明25% (1人/4人)、社民75% (3人/4人)であった。ここでも仙台市議選と同様の傾向が見られた。

回答者29人中、安保関連法を「廃止すべき」と回答したのが25人、安保関連法の一連の審議・採決に「問題がある」と回答したのが27人、憲法9条を改正して自衛隊を軍と位置付ける主張に「反対」が25人であった。

10月25日の投票の結果、当選者数は、自民は27人(前回から1減)、公明は4人(前回と同じ)であったのに対し、共産は8人(前回から4増)と倍増し、仙台市青葉区選挙区ではトップ当選を果たした。民主が5人(前回から2減)、社民が1人(前回から2減)という結果を見ると、安保関連法への怒りは共産への投票となって表れたと言える。

(3) 報道弾圧発言に抗議する声明

このほか、県支部では、自民党若手議員らでつくる「文化芸術懇話会」が開催した勉強会において、「マスコミを懲らしめるには広告料収入をなくせばいい。」「沖縄の二つの新聞はつぶさないといけない。」などといった発言がなされたことに対し、7月1日に「自民党若手議員らによる報道弾圧発言に抗議し、安倍晋三自民党総裁の真摯な謝罪と発言した議員の辞職を求める声明」を発表した。安保関連法案や辺野古新基地建設について、憲法に基づき論理的に説明することができない人たちの感情論に任せられた言論弾圧・言論統制に断固抗議する必要があったことから、急遽声明を発表した。

この声明については、マスコミ記者の関心もあり、河北新報や毎日新聞で報道された。

7 まとめを代えて

戦争法反対闘争は、学生やママの会といった幅広い方々が立ち上がったことにより、大きな盛り上がりを示すことができた。また、この間の活動を通じて、弁護士や弁護士会に対する期待も大きいことが改めて認識された。団員も、各市民活動や弁護士会の活動の中で率先して役割を果たしていく必要がある。

(宮城県支部事務局長 野呂 圭)

茨城 茨城県内の戦争法案反対運動について

1 秘密保護法反対の運動(前史)

水戸翔合同法律事務所は、2013年11月7日に結成した「秘密保護法を作らせないネットワークいばらき」(略称:秘密法ネット)の連絡事務所となり、また所長である谷萩陽一弁護士は、秘密法ネットの代表委員の一人として秘密保護法反対の運動に関わってきた。

秘密法ネットでは、宣伝や学習会、地元国会議員や県会議員に対するFAX、水戸市内では十数年ぶりともいわれた(!)昼休みデモも実施した。また「怒りのキャンドルデモ」や「夜桜デモ」、「バレンタイン・チョコっと宣伝」など、宣伝のしかたにも工夫をこらしながら、法案成立後は「秘密保護法の廃止を求めるネットワークいばらき」と改称して毎月1回の行動を大

切にしてきた。

2 念願の共闘組織の実現

秘密保護法反対運動をすすめるなかで、参加者から「同じような運動をしている団体となぜ一緒にやれないのか」という声があがり、これを受けて連合茨城に結集する労働組合や平和団体に申し入れをしたが、この時点では「私たちは私たちの組織でやる」という返事だった。

茨城ではかつて百里基地反対の裁判闘争があり、現在も「百里基地反対連絡協議会」という旧社共統一の組織がかりうじて残っている。そのつながりを頼りに、茨城県平和委員会が「茨城平和擁護県民会議」と「戦争をさせない茨城県1000人委員会」に要請文を持参

して共闘を申し入れたが、やはり「新しくできる組織には参加できない、難しい。」という返事だった。

このような話し合いを数回もった後、「そちらの団体とは今までいろいろな経過がある。お互いに誹謗中傷しないことを保障するのであれば可能性がある。」と変化してきた。さらに「まずはお互いの平和団体が意思統一をして、そのうえで政党によびかけるという方法であれば組織内での話し合いがしやすい。」という提案もあった。

そしてついに2015年6月4日、「安保法制」反対の一致点で共闘する「安保法制に反対する茨城県実行委員会」（以下：実行委員会と略す）が結成され、県庁内で記者会見が行われた。

実行委員会の構成は平和6団体（茨城県平和委員会／秘密保護法の廃止を求めるネットワークいばらき／5・3憲法フェスティバル実行委員会／茨城平和擁護茨城県民会議／戦争をさせない茨城県1000人委員会／憲法を生かす会茨城）であり、政党からは社民党、日本共産党、新社会党が参加した（この時点では民主党からの返答はない）。この会見の様子は写真付で新聞に掲載され、反響をよんだ。

6月17日、「茨城県総がかり行動」と銘打った実行委員会主催の第1回目のとりくみとして、水戸駅北口でのリレートークとデモ行進を行った。水戸駅北口には1000人を超える参加者であふれた。秘密法反対デモの参加者の実に10倍以上だった。総がかり後の会議では「思想や党派を超えた運動は60年安保以来」、「水戸市内で1000人規模のデモは今までにない」という発言もあった。

第2回目の茨城県総がかり行動は、衆議院強行採決直後の7月17日。前回同様、水戸駅北口でのリレートークとデモ行進を行った。参加者は前を上回る1200人。県内在住の元公明党副委員長である二見伸明氏からもスピーチをいただき、さらなる運動の広がりを実感した。警備にあたった警察官が「今日のデモの列は長いな」とつぶやいていた。

この後、8月30日には「国会包囲10万人行動」に呼応して第3回目の総がかり行動を実施。国会に行けない人は水戸に結集しようというよびかけをしたところ、参加者は1000人。この日、はじめて民主党の参議院議員が2人駆けつけた。第4回目の総がかり行動は

9月15日、デモ参加者1000人。そして9月17日には大雨の降りしきる中、強行採決に反対する第5回総がかり緊急行動に200人が集まり、抗議の声をあげた。

3 戦争法案に反対する茨城県民連絡会

少しさかのぼるが、上記実行委員会と並行して、秘密法ネットのよびかけで2015年5月28日、「戦争法案に反対する茨城県民連絡会」（以下：連絡会と略す）を結成した。これは共闘組織の結成を呼びかけながらも、いつまでも待つわけにはいかないという思いと、実行委員会では具体化できない独自のとりくみをする体制を整えるためであった。連絡会としての性格上、体制はゆるやかなものとし、事務局は茨城県平和委員会、茨城労連、秘密法ネット、憲法ネット、日本共産党、各地9条の会などが担った。

2015年8月、国会情勢が緊迫する中、実行委員会に「総がかり行動」を提起したが、「お盆をはさんで行事が立て込んで難しい。実施は9月になる」という回答だった。連絡会としては「8月後半は非常に重要な時期」という認識だったため、独自の行動を企画した。

「安倍政権ノー！リレートーク」を8月23日、水戸駅南口で開催した。いま話題の制服向上委員会の出演、小林節氏の講演、参加者のリレートーク、水戸市内のデモと盛りだくさんの内容だった。わずか2週間余の準備期間にもかかわらず、700人が参加した。県内はもとよりSNSなどの繋がりで県外から参加してくれた若者もいた。

法案成立後の2015年10月21日には、連絡会主催で「戦争法反対★いばらきアクション」を参加者200人で成功させた。通りがかった男子中学生が飛び入りでリレートークに参加、デモではスケートボードで伴走してくれた若者や手を振ってくれる高校生もいて、励まされる思いだった。

この他連絡会では、茨城県議会に請願書を提出するにあたって全ての会派の議員に面会をして要請行動をしたり、地元選出の国会議員へのFAX、自動車に貼るマグネットワッペン及びA2版の独自ポスターの普及などにも取り組んだ。

4 県内各地での広がり

6月4日の実行委員会の結成を受け、「県中央で統一

しているのだから、自分たちの地域でも一緒にやろう」という声に後押しされて、取手や土浦、古河、常総などで地域の総がかり行動が実現した。

また、9月8日に連絡会より「9月15日の総がかり行動までに、県内全ての市町村でアクションを起こそう」という緊急のお願いをしたところ、各地から規模の大小を問わず行動が計画され、寄せられた情報は毎日メールで発信するなど臨戦態勢で臨んだ。

ある地域でのデモ申請では、申請者の面前で、警察の担当者がデモ申請の受付のしかたを同僚に確認したかわからず、他地区の警察署に電話で問い合わせをして手続きをしたという。デモ終了後に住民から「この地域でデモをしたのは初めて見た。大変驚いた」という感想も寄せられた。

水戸翔合同法律事務所も事務所玄関前に「集团的自

衛権の行使は憲法違反です。私たちは立憲主義を否定し、戦争をする国づくりのための安全保障法制（戦争法案）の廃案を強く求めます 水戸翔合同法律事務所」という手作りの看板を掲示し、また所内の労働組合からのよびかけで、出勤前と退勤後にアピールグッズを掲げて事務所玄関前でサイレントアピールを行うなど、最後まで市民に訴えた。

5 これからのとりくみ

法案成立後、若干の紆余曲折はあったものの、実行委員会としての共闘組織の枠組みはこれからも残していくことを確認した。当面のとりくみとして2015年12月8日の開戦日に総がかり行動が実施できないか、現在検討中である。

(水戸翔合同法律事務所 事務局 坂本 薫)

茨城 茨城県におけるわかものの戦争反対の運動

SEALDsやTurns SOWLなど、大学生や高校生を中心とした戦争反対の動きに触発され、茨城県内でも7月21日に、10～30代の若者を中心としたグループ『Sauda@ibara(そうだあつといばらき)』が結成された。

グループ名は、「Save Article 9 & Peace Union for Democratic Action @ Ibaraki(憲法9条の理念と平和をまもる ぼくらのミライのための民主的アクション@いばらき)」の頭文字から命名した。結成時のメンバーは11名で、当事務所の事務局2名が共同代表となった。

7月29日には茨城県庁内の県政記者クラブで結成記者会見を行った。記者会見には5社が参加し、朝日・毎日・東京・茨城の4社が、写真付きで結成の記事を掲載した。茨城県内でのこうした若者の動きはこれまでになく、各方面より激励のメッセージなどが届いた。

8月6日にはグループ初の独自企画『THINK 0806/PEACE Act.』を、水戸駅南口で行った。「70年目の広島原爆投下の日、平和についてともに考えよう」というコンセプトのもとで行われた。

同企画では、原爆パネルの展示や平和のメッセージフラッグ作成のワークショップと並行して、原爆詩『ヒ

ロシマの空』の朗読、スクリーンに画像を投影し絵本『ひろしまのピカ』の朗読を行った。またグループオリジナルで作成した動画では、戦火の歴史とこの間の戦争法反対運動を5分にまとめ、駅ビルの壁面に映写機で大きく映し出して上映した。結成から2週間余りと、非常に短い準備期間であったが、視覚に訴えるイベントとなった。高校生らが原爆パネル展示を丹念に見たり、リレートークに飛び込みで参加したり、若者中心でイベントを行ったことにより、若い層に訴えるものとなった。同イベントは、写真付きで毎日、東京、茨城の三紙で取り上げられた。

9月6日には、水戸市の千波湖畔を歩く『千波湖PEACE WALK』を行った。

参加者約30人で、サウンドカーならぬサウンドカート(スピーカーを搭載したカート)を引き、音楽をかけながら歩いた。プラカードや水戸黄門にちなんだ巨大印籠(「民意」の文字入り)をかかげ、ポジティブワードで明るく平和を訴えた。千波湖周辺は散歩やジョギングをする方、親子で遊びにくる家族など人出も多く、音楽をかけながらのウォークに、遠くから笑顔で手を振って応える親子、「がんばって!」と自ら声をかけて下さる方も多くいた。子どもたちはシャボン玉を飛ばし、通りすがりの方に「こんにちは!」と明る

く呼びかけながらの、終始笑顔の絶えないピースフルなウォークとなり、一般市民の飛び入り参加も多くあった。

参議院での採決があった9月には、9月13日（PEACE CANDLE SIT-IN）、9月19日・9月23日（民意無視の強行採決を許さない水戸駅南口 SIT-IN）の合計3回、水戸駅南口で SIT-IN（座り込み）を行った。

それぞれ20～40名の参加で、プラカードによるアピールとハンドマイクを使つてのリレートークなどを行った。法案に不安を覚える方との対話、「国会前から帰ってきたところですよ！がんばりましょう」という激励、また逆に法案に賛成だという中学生と討論になるなど、様々な反応があった。

以上が、S a u d a @ i b r がこの間独自で行った企画である。

この合間、合間に、いばらき総がかり行動主催のデモ&集会、市民主催の木曜定例スタンディングが行われ、メンバーが参加し、リレートークなどで戦争反対を訴えてきた。また、強行採決前の9月17、18日には緊急水戸駅集会が行われ、メンバーがリレートークやスタンディングに参加した。その他、紹介しきれないが、各地域での戦争法反対の運動に積極的に参加してきた。

国会前での行動に呼応し、連日連夜、地方でもこうした活動が行われていた。国会前での行動がクローズアップされがちであるが、こうした地方での活動がその下支えになっていることは言うまでもない。

地元での目に見える活動として継続してきたことは、地方での運動へ大きな活力を与えたものと自負している。また、国会前行動と同様に、原発再稼働反対の地道な活動の中で培われたつながりが、茨城での戦争法反対運動における超党派の連帯や、わかものグループ結成の上でも大きな力となった。

11名で結成したグループは現在30名（事務局的なコアメンバーは20名）となった。

高校生に会社員、農業者、ヒッチハイクの旅をする若者、国会議員秘書・・・など多様なメンバー構成となっている。各自の個性を大切に、和気あいあいと楽しい活動となっている。見守り隊的な中高年層の支援もあり、それもまた活動に活気を与えている。

今後は戦争反対の運動はもちろんのこと、憲法を守る運動に幅をひろげ、水戸駅前での宣伝行動や、地元の戦跡をめぐるフィールドワーク、来年行われる参議院選挙へ向けての運動など、多方面に活動を繰り広げていく予定である。

（水戸翔合同法律事務所 事務局 花山 知宏）

埼玉 自由法曹団埼玉支部戦争法制反対運動報告

1 埼玉弁護士会の活動との連携

(1) 埼玉弁護士会は、とくに2014年度以降、集団的自衛権行使容認の閣議決定反対の姿勢を強く打ち出し、JR浦和駅周辺を中心に、昼休みや夕方のパレード、市民集会、学習会等を繰り返し実施するとともに、また、日弁連、憲法会議、埼労連などが主催する集会や街宣行動等に対しても、積極的に関与する姿勢を打ち出してきた。

① 2014年4月9日

「なぜ、今『集団的自衛権』なのか」「『積極的平和主義』の意味すること」 半田滋氏、柳澤協二氏

② 2014年6月9日

集団的自衛権行使容認反対昼休みパレード

560名以上参加（法曹関連約200名）

③ 2014年7月31日

「海外で戦争する国づくりNO！—集団的自衛権を認めるのか！？—」 なかにし礼氏、青井未帆氏

④ 2014年12月4日

「山田洋二監督と平和を考える」

山田洋二氏、植野妙美子氏

⑤ 2015年5月21日

「ほんとうにいいの？集団的自衛権」

高遠菜穂子氏、柳沢協二氏、長谷部貴俊氏ほか

⑥ 2015年7月30日

「集団的自衛権行使に反対するパレードと音楽イベント」

⑦ 2015年9月8日

映画「標的の村」上映会

(2) また、埼玉弁護士会越谷支部は2015年8月5日に、川越支部は同月6日に、集団的自衛権行使に反対するパレード、駅頭宣伝行動を行い、越谷支部のパレードには100人以上の参加が実現している。弁護士会の支部が独自にこのような活動を行うことは過去にあまり例がなく、画期的な行動となった。

(3) 自由法曹団埼玉支部はこれらの活動に可能な限り積極的に参加する方針を決定し、弁護士会の活動についてはその内部から企画に関与するかたちで、参加人員の確保に努めてきた。

結果として各活動はいずれも成功し、弁護士会主催の市民集会は、ほぼ毎回1000人を超える規模を実現するなど、大規模な活動となった。

2 オール埼玉総行動

(1) いわゆる「オール沖縄」の活動を埼玉でも実現したいとの思いから、2014年、弁護士、大学教授、医師、市民団体、アーティストなど、あらゆる分野から呼びかけ人が集まり、「集団的自衛権を行使容認した閣議決定の撤回を求めるオール埼玉総行動実行委員会」が結成された。自由法曹団埼玉支部も幹事団体として名を連ね、その企画に関与し、積極的に参加してきた。

(2) オール埼玉総行動として初の企画である、小森陽一氏を招いての2015年2月3日「いのち 平和憲法9条 2・3埼玉大集会」には、1600名近くの市民が参加し、ホール内に観客が入りきれず、ロビーにまで人があふれる事態となった。

当時の活動の集大成としての2015年5月31日「オール埼玉総行動」では、会場の北浦和公園に1万人以上が集結し、その参加者のおのおのが「9条こわすな」「戦争させない」のカードを掲げる様子が各方面で大々的に報道された。埼玉では過去最大規模の集会となり、運営側として様々な課題を残すこととなったものの、結果としては大成功と評していいだろう。このような地方の市民団体の集会に日弁連から連帯のあいさつがなされたことも、過去に例がなかったように思う。

2015年9月4日には、JR大宮駅西口デッキにおいて、浜矩子氏をはじめとする多くのゲストスピー

カーを招いての総行動を実施し、主催者発表で1万人以上が参加した。通行人ではない純粋な参加者として、私の感覚でも数千人規模が集まっていて、大宮駅前の集会としては経験のない規模となった。オール埼玉総行動実行委員会では、戦争法制が廃止されるまで、今後も継続的に活動していくことが確認されている。

(3) 惜しむらくは、オール埼玉総行動実行委員会の中心メンバーであった埼玉中央法律事務所の山本政道団員が、5.31集会の実施を見届けることなく急逝されたことである。オール埼玉総行動の成功が山本団員の追悼となったことを心から祈念する。

また、埼玉支部主導でこのような形での集会等が実施できなかったことも悔やまれるが、月平均1回は県内でこのような何らかの集会・行動が企画されていた状況のもとでは、マンパワーの限界であった。また、当時の状況をふまえると、実際には、敢えて埼玉支部主導の集会を催す必要性もそれほどなかったように思う。

3 学習会

市民団体との学習会の実施は、埼玉支部が2014年度以降に力を入れた分野のひとつである。

2014年、埼玉支部は、県内で合計167回の学習会を実施した。主に改憲問題、集団的自衛権、秘密保護法に関するものがメインであったが、支部を経由せず、各地の団員事務所に直接講師依頼があったものを加えると、200は確実に超えているはずである。まだ未集約ではあるが、2015年も同程度で推移しており、憲法に対する市民の関心が次第に根付きつつある。これまでの埼玉支部の努力の成果が表れてきていると考えたい。

特筆すべきは、埼玉中央法律事務所の堅十萌子団員をはじめとして実施されている「憲法ママカフェ」の存在である。すでに多数のメディアで紹介されており、ご存知の方も多いはずである。2015年3月に、振付師のラッキィ池田氏を招いたコラボ企画が開催され、300人を超える大盛況となった。その後も継続して実施され、近く大阪でも開催される。これまで、必ずしも対象となってこなかった年代の方々が憲法問題に触れる機会を作るという意味で、極めてセン

セシヨナルな企画であり、埼玉支部もできるだけサポートをしていきたい。

4 活動活性化のための支部の取り組み

(1) 日本国憲法を取り巻く情勢は、戦後類を見ないほど厳しい状況にあり、自由法曹団員が担うべき課題も山積していると言えるが、従前から支部活動に参加する団員が事実上限定されている状況は当支部も例外ではなく、活動そのものも若干の閉塞感を感じていた。ベテラン・若手問わず、毎年数名の退団願いが出されていることは、そのような状況に裏打ちされたものだと考えている。

今後の継続した戦争法案に対するカウンター活動には、各事務所、各団員の活動を活性化させる方策が不可欠である。

(2) そのため、新しい試みとして、2014年度後半から、支部幹事会の直前にJR浦和駅前で継続的に街頭宣伝を実施している。できるだけ多くの団員に参加してもらい、そのまま支部幹事会にも移行してもらうのがねらいである。実施に際しては、埼玉労働弁護団と共同して行うことも多く、集团的自衛権行使容認反対、労働法制改悪反対といった各テーマを弁士ごとに話してもらうというスタイルで取り組んでいる。労働弁護団には配布用のティッシュペーパーをご用意いただくことも多いため、比較的受け取りもよい。引き続

き実施していきたい。

(3) また、2015年2月に実施された奈良の憲法討論集会にできるだけ多くの支部団員を派遣する目的で、参加事務所に対し支部財政からある程度の交通費を支給する試みも行った。

(4) なお、埼玉支部は、各事務所の最寄りの地域で実施される「9の日宣伝」に積極的に参加することを決め、9条の会をはじめとする地域団体との連携の確保や宣伝活動に努めてきた。私の事務所のある越谷地域では、月ごとに東武伊勢崎線の違う駅で駅頭宣伝を行い、マイクを握ったり、ビラを配ったりといった活動を地道に行っている。

5 これからの課題

戦争法制を焦点とする民主主義を守るたたかいは、法制の成立後がまさに正念場である。成立阻止には及ばなかったが、多くの市民から、とくにこれまで声を上げることが必ずしも多くなかった若者たちから、民主主義と平和を守ろうという強い意思が示されるようになったことは、大きな成果であった。

この声をさらに大きくしていくことが、我々自由法曹団員の使命である。戦争法制を廃止し、日本国憲法の民主主義、平和主義の理念を堅持する活動に引き続き全力を傾けていきたい。

(埼玉支部事務局長 斉藤耕平)

千葉 千葉支部

1 憲法共同センター・憲法会議を中心とする

取り組み

自由法曹団千葉支部は、憲法共同センター・憲法会議の一員として様々な活動を行ったので、その取り組みを総括する。

(1) 集会・デモ

まず、5月3日には、清水雅彦日体大教授を招き、憲法集会を千葉市文化センターで開催した。同日には、東京で大規模な憲法集会が行われたことから、参加者が読めない部分があったものの、結果的には約500名が参加し大盛況に終わった。サプライズで千葉県弁護士会会長が来賓として登場し「戦争は最大の人権

中間総括

侵害である」と述べ、その後の戦争法案廃案への運動に大きな弾みをつける集会となった。

6月13日には、千葉市中央公園で戦争法案撤回を求める集会とパレードを行った。組織的な隔たりを超えた集会を実現するため、実行委員会形式で企画をした。当日は、民主党県会議員、共産党の国会議員なども参加した。各世代からの発言では高校生からの発言もあり、注目を浴びた。さらには、今まで憲法共同センター・憲法会議とは交流がなかった1000人委員会からも集会にあたってメッセージが寄せられた。小さな一歩ではあったものの、今後の共闘を築く上で重大な一歩を踏み出した集会であった。参加者数も、毎年のメーデーの参加者を大幅に上回る約4000名と

なり、千葉ではかつてない規模の集会になった。

(2) 街宣行動等

ア 街宣行動

憲法共同センター・憲法会議は、毎週火曜日に千葉駅頭で昼の1時間街宣行動・署名活動やシール投票を行った。毎回各団体から合計で数十名が参加した。衆参での強行採決の前後には、毎日街頭に立ち街宣を行った。高校生がピラを受け取ったり、子育て中の母親が飛び入りで話をしたいとマイクを握ったり、いままでの街宣活動ではなかった反応が多くあった。

街宣活動の終了時には、市民の特徴的な反応を報告し合い、総括し皆で共有をした。この街宣を通して、市民の生の反応を直接に感じることができた。同時に、戦争法廃止への運動をする団体や個人間での連帯感が強化された。

また、9月2日、9月9日には、房総半島大宣伝行動と称して、千葉各地で街宣行動を行った。

イ 街宣行動の武器

(ア) リーフレット

団本部作成のリーフレットを取り寄せ宣伝や学習会で配布をした。

最初のものは、支部で1万3100部、県内ではその他に5280部で合計1万8380部が購入された。パート2は、支部で5200部、県内ではその他に4600部合計で9800部が購入された。

配りやすくインパクトのある内容で、いずれも好評で運動の力になった。

(イ) 横断幕の作成

7月に宣伝の為の横断幕を3種類新たに作成をして、その後20回以上宣伝に使われている。

(3) 要請行動

地元選出国會議員等へ国会要請行動を行った。

また、千葉県知事の森田知事は、違憲論が大勢を占める世論の中、安保法案は合憲であり賛成と明言した。民意を無視し、地方自治とは思えないほどの安倍隷従発言をしたこのような森田知事への抗議行動も行った。

2 千葉県弁護士会の運動

千葉県弁護士会会館には、「集団的自衛権反対・秘密保護法廃止」という横断幕が堂々と掲げられている。そのような千葉県弁護士会の運動を総括する。

まず、千葉県弁護士会では、月2回、千葉・船橋・松戸で宣伝行動を行った。

また、歴代会長30名の賛同を得てアピールを出し、7月7日は歴代会長4人が弁護士会の宣伝でマイクを握った。

5月9日には、安保法制反対の集会とパレードを行い、民主党や共産党の地元選出の国会議員も駆けつけてアピールを行った。弁護士会の5月9日の集会に民主党も参加をしたことが、その後の上記の6月13日集会の民主党の参加に繋がるなど、弁護士会が運動の広がりを作る一翼を担った。

国会議員への要請行動も行った。

3 若手の運動

(1) 青年サウンドデモ

全国各地で行われた若者のデモは、千葉県でも行われた。8月27日夕方にサウンドデモを行い、自治労連の若手や高校生が中心となり、千葉の中心街に平和のサウンドが鳴り響いた。国会議員の賛同メッセージも寄せられた。赤旗や東京新聞にも写真付きで大きく取り上げられ、若手の動きへの注目の高さが窺えた。

(2) 若手弁護士の運動

7月に「憲法を考える千葉県若手弁護士の会」が、千葉支部団員が中心となって主に登録7年目までの弁護士有志30名ほどで発足した。

会の活動としては、「未来のための憲法講座」として市民向けの講演会を企画した。7月には、第1回として憲法の伝道師である伊藤真弁護士を招き講演会を企画した。同時に、千葉県弁護士会元会長の鶴岡誠弁護士に戦争体験を語ってもらうことも企画し、生の戦争体験から戦争の現実を知る機会が得られた。弁護士を含め市民が約100名以上集まった。

さらに、第2回として、反安倍の急先鋒の小林節弁護士を招いて講演会を行った。この講演会では、後半に各界各世代からの発言をしてもらい小林先生との対談形式にした。具体的には、高校生、主婦、看護師、年配者等に発言をしてもらった。それぞれの立場から、自分の言葉で戦争法への危機感を語った企画になった。

また、憲法ジャムと称して、市民の人たちと憲法について語り合う企画も行った。このジャムとは、果物を砂糖で煮込んだものではなく、ジャムセッションの

ように即興で憲法について語り合おうという趣旨で音楽用語から付けた名前である。

この若手会には、思いがけず学習会の講師依頼も来ており、講師活動も行っている。

4 支部内での学習や国会議員へのFAX

法案発表直後から支部内で学習会を行い、講師要請に応えられるようにした。6月27日の支部総会でも

かなり時間をとり、学習会を行った。講師活動に従事をした人数や回数は把握できていないが、少なくとも過半数の団員が参加をしている。

衆議院の特別委員会の委員全員と千葉県選出の国会議員、参議院の特別委員会の委員全員と千葉県選出の国会議員に対して、支部と3つの事務所から要請のファックスを行った。

(千葉支部 田村陽平)

千葉県 千葉支部における女性の運動

1 学習会

安倍首相が靖国神社に参拝し、『集団的自衛権』の行使容認に言及すると、「歴史認識」の問題も含め、憲法に関する学習会が、女性たちによりなされることが多くなった。学習会は安保法制懇の報告書、閣議決定を草の根的に学習をした。

5月に戦争法案が国会に提出されると、この戦争法案についての学習は、熱気を帯びてきた。自衛隊員を家族とする人もいた。

会場は、地域の公民館を使用することが多く、「学習会のチラシを見ました」と言って参加する人も次第に増え、「戦争法案の国会審議をテレビで観ていて、何かしなければならぬと思うが、自分の意見を言う場もないので学習会に参加させてください」という女性たちもいた。戦争法の内容についてだけでなく、安倍政権の詭弁、うそ、ごまかし、ヤジ、強行姿勢などに民主主義の危機を訴える人たちもいた。

学習会は15名から60名位の参加者で、かならず意見交換をするようにし、主権者としてこの国をどうつくるかを考えるようにもした。これまで女性の間で千葉市周辺で30回位の学習会がもたれた。

法案の成立後は、あらためて「憲法ってなあに？」立憲主義について知りたい、という要請があり、学習会は続けられている。

学習会では、団のリーフレット「平和な戦後が終わる」「安倍首相！違憲です！こんな説明で強行採決ですか」を活用した。

2 レッドアクション

横湯園子前中央大学教授がよびかけた国会ヒューマンチェーン「女の平和」レッドアクション（1975年の国際婦人年に、アイスランドの女性人口の90%がレッドストッキングを身につけて休暇をとり、古い因習を打ち破ろうと立ち上がり、歴史的な大集会を開き、その後、民選初の女性大統領が誕生した）のとりくみ

7月22日 千葉県女性レッドアクション、女性弁護士らがよびかけ人

憲法まもれ！戦争法はゆるさない女性パレード

7月31日 女性のつどい・市川レッドアクション
講演「憲法と戦争法案」、「戦争法案許すな」市川市内でのレッドアクション

8月30日 千葉市内女性レッドアクション

3 安保関連法に反対するママの会

「だれの子どももころさせない」という合言葉で、子育て世代の若い母親が、安保関連法案に反対して立ちあげた会が、千葉県ではちばの会・やちよの会とある。法案成立後も「安保関連法に反対するママの会」として、多彩な活躍をしている。

ちばママの会は、成立後もあらためて、憲法とわたしたちのくらし、政治、立憲主義などについて学習し、行動している。

4 憲法カフェ

「憲法があぶないと思っている方もそうでない方も、自由におしゃべりし学習して行動へ」というよびかけで憲法カフェがひらかれた（八千代市など）。おむすび

とおしんこ、コーヒー付きの憲法カフェ。初めて憲法を読んで感動、憲法を守らなければならないと強く思った、安倍首相により憲法が壊されていることに危機感を覚えた、9条は何としても守りたい、選挙は大切、大事と思ったなどの感想が寄せられた。憲法カフェに

参加して、「みんなで力合わせて憲法守りたい」「私たちは主権者」の思いで一致。

憲法カフェ 安保関連法に反対するママの会@ちば
(10月29日)

(千葉支部 高橋高子)

神奈川 「ほぼ連日結集」した神奈川支部の取組

1 神奈川支部のとりくみ

自由法曹団神奈川支部がこの夏、独自に取り組んできた活動としては、6月16日から戦争法が成立する9月19日までの約3ヶ月間、国会前行動への集結日やデモへの集結日以外の平日は連日街頭宣伝をやろうという、ほぼ連日の街頭宣伝の取組がありました。

また、支部団員は、横浜弁護士会憲法問題対策委員会の活動への参加や、憲法共同センターと共同しての活動、青年法律家協会の主催する学習会の後援など他団体と共同しての取り組みにも、力をいれてきました。

2 ほぼ連日街頭宣伝について

(1) 憲法審査会の参考人質疑がきっかけ

6月9日、10時半、支部の憲法プロジェクトチーム(憲法PT)の打合せがありました。その席で、6月4日に行われた憲法審査会での憲法学者3人の意見が話題に登り、PTメンバーからは、参考人として招致された3人の憲法学者が全て集団的自衛権について違憲であると意見を述べたにもかかわらず、安倍政権はこれを無視する姿勢でいることは許されない、安倍政権を何としても止めなければいけない等の意見が出ました。

では、何をすべきかという話の中で、安倍政権を止めるまで、戦争法を止めるまで街頭宣伝を続けるしかないのではないかという提案があり、この憲法PTで連日街頭宣伝の実施を呼びかけようということになりました。

(2) 沖縄例会で弾みがついた!

時を同じくして、支部は6月13日～15日、沖縄で例会を行いました。例会では、辺野古のキャンプシュワブ前の座り込みへの参加、高江のヘリパッド建設現場で座り込みをする人たちと交流等がありました。

キャンプシュワブでの座り込みでは、右翼(もどき)が米国歌を流しながら「島の間人以外帰れ」「金もらってるのか」等と挑発してきました。

小賀坂幹事長や私は、すぐにかっとなって右翼に言い返してしまいましたが、座り込みを続けている市民は、声を荒げることなく、歌を歌いながら平和的に右翼をやり過ごしていました。後から聞いた話では、右翼が来るのは日常的なので、慣れているとのことでした。何年にも亘り、平和的な手段で座り続ける人たちの迫力を感じました。

また、団の沖縄支部と交流したときには、仲山団員から、現在の翁長知事を頂いたオール沖縄体制は、決して容易に達成されたものではなく、長い失意と裏切りの歴史の上に成り立ったものであること、それでもオール沖縄を構築できてきたのは、活動を日常化したことの成果だという話を聞きました。この言葉には、深く感銘を受けました。

(3) ほぼ連日街頭宣伝のはじまり 6月

この沖縄での例会から帰った翌日、6月16日から、神奈川支部は、「ほぼ連日街頭宣伝」を始めました。沖縄からもらった「たたかいを日常化しよう」という言葉が原動力になりました。

当初街頭宣伝は、支部のメーリングリストで呼びかける形で始まりました。6月16日から、次の幹事会がある7月3日までの日程表を流し、参加者を募り、その期間が過ぎるとまた次の日程表をながして参加者を募るといったことの繰り返しでした。

6月は、18日、24日の2回の国会集結日を設けましたので、そのほかの平日である16、17、23、25、26、29、30日は、関内駅や川崎駅で街頭宣伝をしました。

街頭宣伝を続けつつ、憲法PTや幹事会で意見を出し合い、街頭宣伝に工夫をし始めたのもこの時期です。

まず、支部だけでは結集が足りないので、青法協神奈川支部や憲法共同センター神奈川にも参加を呼びかけました。また、なるべく目をひくようにと考え、横断幕のほかカラフルなのぼりを何本か作って掲げました。さらに、ipadとスピーカーを使って忌野清志郎の歌う「イマジン」を流しながら呼びかけることを始めました。

(4) 雨がそば降るなかで 7月

7月は、幹事会で、15、24、29日の3回を国会結集日として設定し、9日には弁護士会主催のパレードへの集結を呼びかけました。そしてそれ以外の平日である、1、2、3、6、7、8、10、13、14、16、17、21、22、23、27、28、30、31日は、関内駅、川崎駅、藤沢駅、登戸駅などで街頭宣伝をしました。

7月の街宣は、暑い時期であったことに加え、長引く梅雨の影響もあって、雨の中での街頭宣伝が多かったという印象でした。始めは雨が降ると、「今日はやめにしようか」という誘惑にかられましたが、小賀坂幹事長に連絡すると「そんな雨でもない」「やるぞ!」と一蹴される日々が続き、まるで「ドナドナ」のように足取り重く駅に向かいました。

しかし、一旦リーフを配り始めると、意外なほど受取はよく、終わる頃には「やってよかった」と感じる日々でした。毎日続けていくなかで、雨が降っても参加者が多ければリーフを受け取ってくれるものだと感じるようになりました。

7月15日の国会前行動では、昼過ぎに衆議院の特別委員会で戦争法が強行採決されたことを受け、怒りに満ちた参加者と共に、強行採決反対の声をあげました。

(5) 原爆被災者の方々とともに 8月

8月に入るところ、連日の街頭宣伝に変化をもたせようという話しになり、3日は、原爆被災者の会のメンバーと街頭宣伝をすることにしました。支部からも30人ちかくの参加者がいましたが、原爆被災者5人が、暑いさなかに街頭で戦争体験を切々と話す姿には、多くの通行人が足を止めて聞き入っていました。また、先だって司法記者クラブに街宣の予定を投げ込んだこともあって、毎日新聞や神奈川新聞、赤旗が記事にしてくれました。

また、この頃から川崎駅で街頭宣伝を行っていたメンバーが、ティッシュと一緒にリーフを配ると、非常に受取がよいことに気づき始め、日弁連からティッシュを大量にもらい、リーフと一緒に配布することを始めました。そして、それに触発されて関内で街頭宣伝を行うメンバーも、大量にティッシュを購入し、配布するようになりました。

(6) 「お盆休み」をはさんで 8月

8月は、27日と30日に国会前結集日を設定し、お盆前後の2週間はお休みをとりました。ほぼ連日街頭宣伝と銘打っておきながらお休みをとるべきかは色々悩みましたが、長いたたかひになることを考えれば、お盆の時期は休んで鋭気を養おうということになり、お休みを決めました。

それでも、8月は、3、4、5、6、7、24、25、26、28、30日は、関内駅、川崎駅、登戸、桜木町などで街頭宣伝を行いました。

8月30日の国会前には、支部からも30名近くが参加しました。支部団員の多くは、共同センターと共に国会図書館側にいたため、国会前の車道が決壊した瞬間を見ることが出来なかった人も多かったと思いますが、航空写真では写らない国会図書館前ですら身動きがとれないほどの人で埋め尽くされており、確実に10万人以上の人に参加していたと肌で感じました。

(7) 国会前行動と街頭宣伝を結んで 9月

9月になって、参議院特別委員会での形式的な審議が続き、いよいよ戦争法通過のXデーがささやかれるようになる中、支部は、幹事会で戦争法を廃案にするまでは連日の街頭宣伝を行うことを決めました。

しかし、9月の第2週目頃からは、本当に強行採決がいつ行われるか分からないという状況になったため、出来る限り国会前に集結することとし、9、14、16、17日、18日は国会前行動日として設定しました。また、6日には反町公園で弁護士会主催の集会和デモがあり、16日に横浜で地方公聴会が行われることが決まったため、そこにも結集することになりました。そして、それ以外の、9月1、2、3、4、7、10、11、15日は関内や桜木町で街頭宣伝を行いました。

9月17日に特別委員会で強行採決された日の夜も、18日から19日にかけて、衆議院本会議で強行採決

されたときも、たくさんの支部団員が国会前にいました。特に若手は、19日の未明に強行採決された後も、19日の朝まで見守りを続けていました。

6月16日から始まった街頭宣伝と、国会前集結日、その他弁護士会のデモや集会に連日結集した状況を数字で捉えると、述べ59日に亘り、私が確認できただけで813人の支部団員が参加していました。ちなみに、神奈川支部の人数は、2015年2月の時点で136人であることからすれば、かなり多くの団員が活動に参加したことが分かります。

3 憲法改悪反対神奈川共同センター（共同センター）との共闘

支部では、森卓爾支部長が共同センターの代表委員となり、その他の支部団員も共同センターとの毎月1回の事務局会議に参加し、情勢の討議と意見交換、運動の反省と今後何を為すべきかを討議してきました。

共同センターが関与して行われた運動としては、以下のとおりです。共同センターは横浜弁護士会が主催する集会にもかかわって、集会などの実施を下支えしていましたので、一部、横浜弁護士会が主催した集会なども含まれています。

- 1月15日 学習交流会（講師 岩村智文団員）
- 2月10日 憲法・平和関係の地域団体学習交流会 於神奈川県民センター
- 2月21日 横浜弁護士会主催「集団的自衛権にNO！かながわ大集会」に参加
- 3月9日 横浜駅西口高島屋前9の日宣伝
- 5月3日 午前 憲法集会(神奈川公会堂)
午後 臨港パーク大集会
- 6月10日 横浜駅東西口(8ヶ所)大宣伝(280人が参加)
- 7月9日 横浜弁護士会七夕パレードに参加
- 7月14日 強行採決反対昼デモ(横浜市役所から県庁まで)
- 7月20日 桜木町駅前ロングラン宣伝(12時～18時)
日弁連の署名が1000筆集まった
- 8月15日 ヨコハマ8.15共同アクション(桜木町駅前)
象の鼻パーク(集会とライトアップデ

モパレード)

- 9月11日 横浜駅東西口(8ヶ所)大宣伝(235人参加)
- 9月16日 横浜公聴会(新横浜プリンスホテル前宣伝)
- 9月19日 「戦争法制の採決に抗議し、違憲立法の撤廃を求める」声明

4 横浜弁護士会と連携した支部の活動

横浜弁護士会では憲法問題対策本部が中心となって2015年も集会やデモの実施、市民向けシンポジウムの開催、市民が開催する憲法学習会への講師派遣、街頭宣伝活動等の活動を行ってきました。

上記のとおり、集会の開催、デモの実施に当たっては、神奈川共同センターも全面的に協力し、支部団員の多くも、憲法問題対策本部のメンバーに加わり、さらには、メンバーでない団員も、横浜弁護士会の活動にできるだけ結集し、戦争法制反対の運動を支えてきました。特に、弁護士会での集会やシンポジウムでは、多くの若手の支部団員が司会や会場設営、警備などを広く担当し大活躍しました。

以下が、2015年に横浜弁護士会が主催した、集会やシンポジウム、学習会等です。

- 1月24日 「ヘイトスピーチと嫌韓を考える」
阿部浩己氏
- 2月21日 「考えよう 集まろう 声をあげよう 集団的自衛権にNO 2. 21かながわ大集会」
浜矩子氏、半田滋氏、志位共産党委員長ほか国会議員等。山下公園、参加者約8000人
- 6月10日 「自衛隊は、どこへ、何をしに行くのか ～戦場から平和構築を考える～」伊勢崎賢治氏
- 7月9日 七夕パレード 浴衣でパレード(横浜公園 →伊勢崎モール)
- 9月6日 「みんなで止めよう！ 安保法案かながわ緊急大集会」鳥越俊太郎氏、石坂啓氏
場所 反町公園、参加者 約6000人
- 10月23日 「法律と政府答弁からみる安全保障～ トンデモわが国安全保障」 倉持麟太郎弁護士

5 最後に

この夏の取組みは、神奈川支部にとって貴重な経験

であったと思います。

私自身、連日の街頭宣伝を行う中で、本当に何とかして戦争法案を止めたいという思いがどんどん強くなっていきました。その思いは、余りに強くなったため、いまも止まることはありません。

また、この夏の取組は、支部団員だけでなく、青法協を中心に活動しているメンバーの結束をも固めてくれたと感じています。毎日のように顔を合わせて活動に取り組んだことが、それぞれの距離を縮め、強い信

頼を生んだと思います。

現在、神奈川では、この夏に培われた結束が、神奈川のママの会、学者の会、学生の会との共闘へと広がっていきようとしています。これほどの強い思いと結束を作らせてしまったことは、安倍政権の失策であったといつかいわれるように、今後も活動をつづけていきたいと思っています。

(神奈川支部事務局長 近藤ちとせ)

東京 戦争法制の廃止・7. 1 閣議決定の撤回をめざすために

戦争法制阻止闘争の東京支部独自の活動の中間総括などを個人責任でまとめた。

第1 2015年の運動の概略（中間総括）

1 都内全体の運動体制

2月に定期総会を開き、72名の参加で、立命館大学君島東彦教授の「東アジア国際関係の中の日本国憲法」という視点を学びつつ討議した。9条の会や弁護士会での取組み、地方議会決議へ向けての働きかけ、数十回の学習会、駅頭街宣、憲法カフェ、憲法フェスティバル、あすわかの活動、憲法高座、植村元記者弁護など多様な活動が紹介された。

以後毎月、10名前後の参加で幹事会を開き、情勢と課題を意思統一してきた。このうち特徴ある活動などは毎月の支部ニュースに載せている。とりわけ、7月には八王子地域、10月には城北地域で、拡大幹事会を開き、普段は聞けない地域の主な事務所・団員の活動を報告してもらう形にしているが、そのような機会には普段の倍くらいの参加者になっている。

ほかに、斎藤前支部事務局長に支部憲法対策本部の責任者になってもらい3人の担当次長の体制の下で、「Save the けんぼう」を随時各事務所へ配布する戦争法阻止ニュースとして発行した。3月を改めて第1号とし、憲法その他の集会や会合のよびかけ、各地域での特徴ある活動の紹介などを知らせて、10月までに第29号まで続けている。

2 各事務所・団員の活動交流

対策本部主催で各事務所の活動の交流会を随時行い、各10数名程度の参加がある。

第1回（4月）は、田中隆団員を講師に呼んで法案の学習会をし、「戦争法制が生み出す国」について討議した。各事務所からは、日弁連署名、紙芝居、あすわかのイラスト入りリーフ、劇団も協力した街宣、聞いた戦争体験を織り交ぜた具体的な訴え、地方議会へのアクション、事務所記念日を掲げた連続学習会、国会前朝宣伝などが語られた。

第2回（6月）は、松島暁団員から国会情勢を含めた情勢報告を聞き、討議。事務所便りの活用、地域の運動や地方議員への働きかけ、地域総行動実行委員会の取組み、街宣の際の「弁護士」腕章、連続講座や学習会の数百名単位での盛り上がり、ピースパレード、歩道練り歩き、楽しい雰囲気を出す工夫などが報告された。

第3回（7月）は、衆院安保特別委員会での戦争法案強行採決がなされた当日の夜、日比谷野音での安倍政権打倒集会の前段として、戦争法案と教科書採択問題を併せて、弁護士会館で開催した。今まで参加したことのない事務所の団員も参加する機会にもなり、「弁護士」腕章、ドラム隊の結成、参加者1350名の史上最大規模の集会、基地反対サウンドデモ、憲法カフェ、各回違う層の集会参加、東弁のうちわ配布、女性弁護士のみの集会の盛り上がりなどが、目立った成果として語られた。駅前の朝・昼・夕の宣伝も各所で盛況になった。

第4回(8月)は熱海でのサマーセミナーと併せて、2日間かけて多数が参加し討議した。最終盤の情勢、法曹・オールアカデミズム・市民総結集の集会企画、各党派が共同した地域の大中集会とパレード、砂川判決の経験、地方議会の超党派の反対決議、街頭リレートーク、浴衣宣伝、若者憲法集会、「9のつく日」宣伝、あすわかのブログ宣伝、NHKの記者も取材、育鵬社版教科書の採択阻止運動、ママデモ、事務所単位の集会参加、高齢者と若者の連携強化、「ストリートゼミ」、カフェや大行進、残暑見舞いでの訴え、国会論戦など多様な議論がなされた。

1日目だけ聞いた渡辺治さんの感想では、①地域に根ざした共同行動が展開され、その中心に法律事務所がある、これをどれだけ掘り起こせるか、②教科書、原発、歴史問題、労働法制や刑訴法改悪など個別の取り組みが大事で、個別の課題にかかりきると同時に戦争法案につなげて行き、違う市民層に広げ、色々な形で包囲することが大切、とアドバイスを受けた。

第5回は12月の幹事会後に各事務所等での取組みの総括をして展望を語ってもらう予定である。

3 支部単位の特別企画と宣伝行動など

5月3日の横浜憲法集会は、地方選挙後はじめての統一した大集会の皮切りで、多くの都内事務所の団員も結集し、晴天でもあり内容も元気の出る集会で、5・27盗聴法拡大・司法取引導入反対の法律家デモとともに、各事務所で運動が盛り上がる転機となった。

6月22日には、新宿アルタ前で新旧支部幹事などでピラマキをした。歌舞伎町などへ遊びに行くカップルへの宣伝は結構大変であった。

7月29日には、米空軍のオスプレイ配備が決まった横田基地見学ツアーを開催した。参加者は事務員やご家族も含め21名、東京平和委員会の方にガイドを依頼し、砂川闘争の現場と横田基地に見学をし、当時の反対運動の現場や基地と住宅が隣り合う横田を目の当たりにし、参加者一同、東京での基地反対と平和運動の重要性を実感できた。

8月21日のサマーセミナーは戦争法案中心で、参加者は38名、渡辺治一橋大学名誉教授の講演は結果的に極めてタイムリーで、ためにもなった。「安倍政権の戦争法案強行と運動の到達点・課題」の講演内容は

支部ニュース502号を参照されたい。特に同時に行われた渡辺さんとの質疑応答は、参加者も老若多様なうえ、有意義であった。安倍内閣の野蛮性の位置づけ、自衛隊幕僚監部文書のポイント、大学改革と戦争法反対運動の関連、「存立危機事態」と「後方支援」についての国会論戦のみかた、総がかり行動への連合参加や創価学会員の一部の動きの内情、辺野古基地建設阻止闘争での民主党へのアプローチのしかた、世論動向のみかた、立憲主義派と平和主義派の共同のゆくえ、中国の脅威に対する対案をどうするかなどが、熱く語られた。

サマーセミナー終了後には熱海駅前観光客を対象に参加者有志10名くらいでピラマキをし、山添拓参議院議員候補が団員の前ではじめて街頭演説を行い、好評であった。

10月28日の城北地域幹事会の後では、池袋駅西口でハロウィンの簡単な衣装をつけてノーモア・ベース・フェス(旧名)の若手弁護士や山添候補とともに「辺野古基地建設反対」のピラマキをした。辺野古基地建設阻止問題は、さらに学習し、法的措置を含む支援を組織する必要がある。

このほか安倍政権の言論攻撃に対し、「政権与党による報道内容への介入を強く非難し、報道の自由を守り抜く声明」(3月)、「自民党国会議員勉強会における言論弾圧発言に厳重に抗議する声明」(7月)を幹事会で決議し、自由民主党本部等に申し入れたが、自民党は、最初は広報部が丁寧に対応したが、2度目は情勢の緊迫もあり面会はできなかった。

オスプレイ配備反対11・21大集会には支部も共催で参加し、団内で分担金のカンパに取り組み、団総会と支部ソフトボール大会で各5万円くらいずつ集めた。ご協力に感謝するとともに、戦争法制反対の一翼を担い、横田基地での自衛隊と米軍の共同作戦進行阻止の課題を引き続き追及する予定である。

第2 私個人の活動と事務所の活動

1 私個人の活動

私個人でも、地域・民主団体などの学習講師活動や宣伝活動以外、各種大集会、東京憲法共同センターなどの都内駅頭宣伝、国会議員要請などに参加して全体

の運動の盛り上がりを実感できた。特に街宣と議員要請では、次第に変わる人々の反応が生々しくわかるようになり、国民の盛り上がりと国会情勢の緊迫が高まっていくことが理解できた。盛り上がってきたときは、街宣で、女性や若者や自衛隊員家族などから直接声をかけられたし、手を振ったり引き返して一言応援をして行く人も出てくるようになった。

国会は、最初によくわからない議員が多かったが、6. 4 学者3 参考人違憲発言以降は疑問や反対が民主党や一部与党の中にも広がっていることが感じられ、実際に反対意見を直に伝える自民党秘書などが現れた。しかし衆参とも最終盤は厳しい統制が広がり、要請を断ったりする議員も若干出たり、村上誠一郎自民議員の部屋では秘書が小さい声で内緒話をして不満を語ってくれたりした。

国会外の運動の盛り上がりと政権与党の締め付けと焦りがよく理解できる構造であった。

2 事務所の活動の特徴

事務所単位で見ると、各地域事務所と個人、弁護士会や各運動団体の関係者などの頑張りは目を見張るものであった。

運動の軸になったのは、中堅以上の活動的な弁護士・事務局以外では、若手の弁護士と事務局の熱い運動企画と行動であった。特に女性は、全体の牽引車になり、華やかさと工夫を作り出し、男性がこれに引っ張られる形で運動が広がった。そのような活動ができていく事務所では、大きく運動が前進したように見え、大部分の事務所でも、程度の差こそあれ、そのような運動の前進が見られた。どこでも、活動参加率は最低5割くらいには達していたのではないだろうか。

集会やパレード、継続的な駅頭宣伝などの地域の活動では、党派を超えた運動主体を作り出すことに成功したところほど、運動が大きく、場合によっては飛躍的に伸びたようである。今後、このような共闘の輪を地域、各団体間、個人で、どこまで作ることができるかが、戦争法制発動阻止と法律廃止運動の鍵を握るように見える。

今までつながりのなかった方たちとの接点を作る運動も、女性、若手を中心に広がり、SNSによる宣伝の拡散、ママの会、学生向け宣伝、憲法カフェ、教科書カ

フェなどのゆるやかな企画が少なくない地域で可能となったのは、特筆に値する。この点では、弁護士会の活動家層、個人的な著名弁護士の出番をさらに広げることで、広範な層への訴えも期待できる。組織頼みでない自主的・自発的な運動感覚の重視も、今後の教訓とすべき点であった。

(東京支部支部長 須藤正樹)

3 東京の事務所の活動

事務所としての活動や地域の団体など共に行った活動など(東京支部事務局が把握できたもの)

○東京法律事務所

- ・民放労連とともに5月から9月18日までの間に合計13回の宣伝行動。
- ・5月末に「戦争法案にストップを」と題した「たより臨時号」を緊急発行し、約1万8000部を依頼者に発送。団リーフ第1弾とリーフ注文書を同封したところ、約9,000部の注文が入った。九条の会の戦争法案廃案署名も同封し、2021筆。
- ・5月15日に新宿西口大宣伝にて120名参加(うち所員15名参加)署名260筆 チラシ2,000枚配布。8月19日に100名参加(うち所員9名参加)署名185筆。
- ・アピールウォークを6月18日に行い、合計108名参加。
- ・7月26日には「戦争法案反対!」新宿区民大集会。300名参加。
- ・8月26日には参議院議員要請行動を行った。11名(うち所員7名参加)を4グループに分けて、東京選出議員、特別委員会所属の議員など26議員に要請。

○八王子合同法律事務所

- ・八王子市内の他団体・個人に党派を超えて呼びかけて八王子市民パレード実行委員会の開催する「八王子市民パレード」。3月21日230人参加、5月2日250人参加、6月14日は300人参加。
- ・7月5日には戦争はいやだ! 平和憲法守ろう! ピースパレード日野。550人によるパレード。
- ・7月26日戦争する国 STOP! 7・26八王子集会。700人を超える参加。
- ・8月15日NO WAR! 八王子アクション。集会に約2

50人が参加。

- ・8月30日NO WAR! 八王子アクション。国会10万人大包围・全国100万人大行動の一環で八王子駅前でも集会。雨の中1200人を超える市民が参加。
- ・9月13日NO WAR! 八王子アクション。約1000名が参加。
- ・10月18日NO WAR! 八王子アクション。800名超の参加。
- ・八法亭みややっこ（飯田団員の口演以外）の活動。

○渋谷共同法律事務所

- ・6月25日世田谷区民集会。500人規模。
- ・7月26日渋谷ママの会デモ。2000人規模
- ・8月28日目黒総掛かり行動宣伝。50人規模
- ・9月12日世田谷区民集会。600人規模

○東京合同法律事務所

- ・3月18日沖縄・辺野古のいま「オール沖縄」の未来～『この道しかない』は本当か？安倍政権を問う～。参加人数165名の集会（講師：衆議院議員赤嶺政賢さん、平和新聞編集委員長布施祐仁さん）。
- ・8月25日「戦争法案廃案！みなと総がかり集会」（講師：慶大名誉教授小林節さん）。参加人数380名の集会後、港区内をパレード。
- ・9月12日「戦争立法」は日本をどこへ導くか～私たちは戦後80年を迎えられるだろうか？～。参加人数117名の集会。講師：医師（元「国境なき医師団」）貫戸朋子さん。

○東京南部法律事務所

- ・2月5日大田憲法会議にて学習会。「自衛隊の海外武

力行使は国民を守るのか？」。講師：谷山博史さん。参加者45名

- ・2月17日弁護士9条の会・おたにて学習会。7月1日閣議決定、ガイドライン改定、安全保障法制改正～安倍首相は日本をどのように変えようとしているのか～。講師：弁護士井上正信さん。参加者61名。
- ・5月20日安保法制緊急学習会。講師：南部事務所所員2名。参加者55名。
- ・6月12日亡国の集団的自衛権。講師：柳澤協二さん。参加者150名。
- ・6月20日戦争のつくり方～戦争をする国 ゆるさない～。講師：小森陽一さん、池田香代子さん。参加者260名。
- ・7月11日平和の夕べ。講師：半田滋さん、落合恵子さん。参加者239名。

○旬報法律事務所

（5月以降の事務所の取り組みとして）

- ・日弁連署名を5月19日までに3439筆を集める。
- ・11月13日。旬報9条の会にて、学習会「戦争ではなく平和へ～戦争法制の廃止をめざして～」(講師：永山茂樹さん)。参加：33名。

○東京東部法律事務所

（最近の事務所としての活動）

- ・10月22日に墨田9条の会10周年のつどい。講師：小沢隆一さん。参加者109名。
- ・宣伝活動や各団体での学習会などはコンスタントに行っている。

（東京支部事務次長 黒澤有紀子）

静岡 静岡県における自由法曹団、弁護士会、弁護士九条の会の活動

1 はじめに

自由法曹団静岡県支部には、2015年10月末時点で58名の団員が在籍している。

御存知のとおり静岡県は東西に長く、団員の所在も沼津を中心とする東部に9名、静岡を中心とする中部に33名、浜松を中心とする西部に16名の団員が事務所を構えており、団員全員で一斉に活動するとなると、交通の便などを考え、中間にある静岡市エリアで活動することが中心になりがちであった。

しかし、他方で、各種民主団体は、静岡市以外でも活発に活動しており、そういった方々との連携がずっと長い間課題になっていた。

2 弁護士会の活動との連携

静岡県支部は財政的に余裕があるわけではないため、他の多くの地方の支部同様、弁護士会と連携した活動が必要となる。

静岡県弁護士会には、2008年から憲法委員会が設置されている。

現在の阿部浩基委員長をはじめ、副委員長3名中2名も団員であり（小笠原里夏団員，加茂大樹団員），憲法委員会の主要メンバーも団員で占められている。当然憲法委員会には、団員以外の方も所属しているが、憲法改悪を目論む安倍政権の暴走を止めるという一点では一致しており、さすが弁護士の集まりである。

本年2月26日，3月16日には日弁連の呼びかけに応じて，静岡駅前で街宣活動を行い，日弁連が作成したティッシュやチラシ，そして静岡県弁護士会が作成した，「集団的自衛権なぞかけクリアファイル」などを配布する街宣活動を行うとともに，署名活動を行った。寒い時期でもあり，雨が降るなどして一般会員の出足が鈍かったが，主に若手団員を動員して，毎回，配布物が無くなるまで街宣活動を行った（雨天中止となった地域もある。）。

こういった活動は，日弁連の配布物を配布するだけで費用的にはかからなかったが（クリアファイルは団員有志が自腹で購入して配布した。），最も費用の掛かる「講師を呼んでの講演会」は弁護士会で行うことになった。そして，5月10日には，富士市で谷口真由美教授と伊藤眞弁護士を招いての後援会を行ない，その後，富士市内をパレードするという企画も行なった。富士市は，小長谷保前静岡県弁護士会会長の地元であり，前会長の強い希望（予算確保も含め）で行われたものであった。

その後，静岡県弁護士会では弁護士会のホームページに「憲法問題特設ページ」を開設し，大石康智現会長と浜松支部所属の若手弁護士（！？）が立憲主義，集団的自衛権，後方支援の3つのテーマについて解説する動画をYouTubeで流すようになった。後方支援編には小笠原里夏団員も登場するので，興味のある方は下記のHPをご覧ください。

<http://s-bengoshikai.com/kenpoumondai/>

7月15日には弁護士会三支部で一斉の街宣行動を行った。この街宣行動に多数の支部団員が参加したことは言うまでもない。

3 静岡県弁護士九条の会の活動

上記の経緯で，弁護士会憲法委員会の活動は，団員が中心となって行われることが多かったのであるが，総がかり実行委員会や他の団体から集会やパレードへ

の共催要請があっても，弁護士会では常議員会や執行部の許可を取る手間があり，機動的な活動に制限があった。そこで，外部的な活動をする場合には，静岡県弁護士九条の会を活用して，他の団体と連携した活動を行うことになった。

どうして自由法曹団静岡県支部ではなく静岡県弁護士九条の会を活用したかということ，団員全員が静岡県弁護士九条の会会員であり（但し，九条の会会員全員が団員という関係にはない。），執行部の中枢も団員が占めているということもあったが，九条の会はまさに憲法九条の危機に対抗するために結成された団体であり，しかも会員数が多く，団員以外の弁護士にも多数参加して欲しいという意味を込めて，九条の会を中心にしたのである。

また，自由法曹団は輝かしい歴史を持つ団体であり，民主団体には広く知れ渡っているが，戦争法案の危険性に気付いて初めて「民主主義運動」に加わったような方には「弁護士」という名前が入っていた方が馴染みやすいであろうと考えて，静岡県弁護士九条の会を前面に出したものである。当然，集会やパレードには「自由法曹団静岡県支部」の旗も持参しており，自由法曹団の旗を降ろしたという事実は全く無いので，心配なきよう。

静岡県弁護士九条の会主催のミニ集会とパレードは7月4日に実施され350名ほどの参加があった。このパレード以降，静岡市内では頻りに様々な団体による戦争法案反対のパレードが行われるようになり，7月26日には浜松市で「ラブ&ピース ミュージックパレード」という全く新しい試みが行われ，沼津市や藤枝市などで行われた市民集会やパレードにも団員が個人として参加している。

4 他団体との連携

ほかの地区と同じように，静岡でも，「静岡総がかり行動実行委員会」が結成された。

これは，私が書くまでもないが，今まで別々に活動してきた様々な団体が，「立憲主義を守る」「安倍政権から憲法を守る」という一点で合致し，活動を目指す集合体である。

実行委員会には諏訪部史人団員と西ヶ谷知成団員が主に出席しており，私は一度しか出席していなかった

ため細かな議論を見ていないのだが、集会の開催時期をめぐって団体間で激しい議論が行われたり、パレードの時には団体ごとに固まってしまう、個人レベルでの交流が無かったのではないかと思うところである。

それでも、7月18日と8月30日には、静岡市内で大掛かりな集会とパレードを行ない、1000人規模の人が集まった。当日は、マスコミも大きく取材して盛り上がりを見せた。

7月18日には、拡大常任幹事会が静岡市で開催されたということもあり、団本部の方々にも多数参加して頂いた。また、8月30日は朝から豪雨に見舞われたものの、雨の間隙を縫って無事、集会もパレードも終えることが出来た。

そして、地元の静岡大学にも「安全保障関連法案に反対する静岡大学有志の会」が結成され、9月9日には、有志の会と静岡県弁護士九条の会の共催による緊急集会とアピールウォークを実施した。

この時に、私の元依頼者の方（私が誘ったわけではない。）が来ており、「この情勢は黙って見てられませんか。」と言って参加されていたのが印象に残っている。パレードの途中に、「私も参加して良いですか。」と言って飛び入りで参加される方も結構いた。

残念ながら稀代の悪法「戦争法」は9月19日に参議院で議決されてしまったが、「安倍政権の横暴を絶対に許さない」「絶対に法律を廃止する」という新たな決意の元に、毎月19日にパレードを継続的に行うことになった。さっそく第一回が10月19日に実施された。

静岡大学有志の会とも継続的に連携をすることが確認され、勉強会が行われている。

5 反省点

私自身は静岡市にいるため、浜松や沼津の活動全てをみていたわけではないが、静岡の活動としては、後追的になってしまった感が否めない。

事前にある程度の方向性を決めておけばよかったのかもしれないが、それを上回るスピードで一気に情勢が動いてしまったことは、ある意味予想外であった（特に衆議院の強行採決など）。

12月18日に、静岡県弁護士九条の会の総会が予定されており、そこで今回の「戦争法」反対についての活動の総括と、今後の活動方針を決めることになっている。先述したとおり団支部＝静岡県弁護士九条の会ではないが、実質的には自由法曹団静岡支部として動いていたこともあり、そこでの反省点が団支部の反省点ということになる。そのまとめがないところで軽々なことは言えないが、一部の中堅・若手に頼り過ぎた活動だったというのも大きな反省点ではないかと感じた。

他方で、収穫もあった。街宣活動とデモという従来の方法には限界があるのではないかと感じていたところで、シールズに代表される若手の活動手法を見て、まだまだこういった方法でも通用するのかなと思ったことと、若い人が確実に政治に興味を持ち始めているということを感じ取ることが出来た。子連れの若いお母さんや、高校生や中学生が自発的に集会やパレードに参加しているのを見たり、彼ら彼女らと議論をしたりしたが、まだまだこの国も捨てたものではないなと思った。

この希望を次の世代につなげるためにも、何としても安倍政権は倒さなければならない。

（静岡県支部事務局長 轟岡寿治）

愛知 戦争法案に反対する愛知支部の活動

—愛知県弁護士会の取り組みを中心に

第1 愛知県弁護士会の取り組みについて

1 はじめに — 概観と若干の総括

安保法案に反対する愛知県弁護士会（以下、たんに「会」という）の取り組みは後記の通りであるが、以下、若干の特徴と総括を述べる。

会は、「オール弁護士会」的な体制を確立し、名古屋市内を中心に街頭宣伝行動を精力的に展開しつつ、三度にわたり法案反対の県民大集会・パレード（デモ）を開催した。大集会には延べ1万2000名の県民が参加した。会がこのような大規模な大衆集会を主催して成功させた事は当会の歴史上初めての経験であった。この取り組みは、地元の新聞テレビでも大きく報道され、法案反対の県民世論を広げる上で大きな役割を果たした。

同時に、これらの大集会・デモに延べ850名の弁護士が参加したこと（特に1. 17大集会パレードには会員の6分の1が集会とパレードに参加した）は特筆すべきことであった。

会が主催した弁護士によるデモ行進という点で記憶があるのは、私が弁護士登録した1985年に行われた国家秘密法制定反対運動で大津通を風船デモで歩いたことがあるが、それ以来ではないかと思われる。

1. 17集会パレードで300名を超える弁護士たちが、「弁護士」と書かれたタスキをかけ、「集団的自衛権行使反対」「愛知県弁護士会」と書かれた40本のノボリをかかげて行進する姿を見た時には身震いする思いがすると同時に、「日本の弁護士集団はこのたたかいで一つの核になるに違いない。必ずそうしなければならない」という予感を抱かせるものだった。全国のその後の弁護士たちのたたかいは、その予感を裏付けた。

衆議院憲法審査会での三名の憲法学者による憲法違反の発言後の情勢の展開は、愛知でも潮目に変化したことを予感させた。6. 14大集会の成功を経て、国会審議の最終盤に行った9. 5大集会では、共産党

（本村伸子衆議院議員）、社民党（福島瑞穂参議院議員）の外、民主党から大塚耕平参議院議員、近藤昭一衆議院議員を初め9名の国会議員が壇上に並んだ。維新所属の国会議員からはメッセージが届けられた。

会では、早い段階から民主党を中心に国会議員との懇談会を開催し、特に民主党内でもリベラル派として知られていた近藤昭一議員とは日頃から接点があったが、こうした中で一定の信頼関係が醸成されていたことが大きかったと思う（ちなみに、愛知では、民主党の地方議員と共産党の地方議員の共同の街宣活動が各所で行われたが、これは必ずしも全国共通という訳ではないようだ）。

こうした取り組みを成功させることができたのは、平和憲法を守りたいという県民世論があったからであり、運動面では県内の労働団体、市民団体の協力によるところが大きいことは言うまでもない。特に、愛知では、秘密保護法反対運動が大きな市民的な広がりをもってたたかわれており、その運動に参加していた団体、グループ、個人が戦争法反対運動でも大いに力を発揮した。

会の主体的条件も重要であった。会では、会長を初めとする執行部と実行委員会が団結し、この運動は弁護士会の存在意義をかけたたたかいであるという自覚に立ち、大集会・パレードを必ず成功させるという決意を共有したと思う。花井増實前会長（14年度会長）、川上明彦会長（15年度会長）が陣頭指揮に立ち、会内の5派閥の代表クラスの弁護士とともに共同で全会員に参加を呼びかけ、理事者（副会長）を中心として電話入れ作戦を徹底して行った。

実行委員会は、大集会とデモの主催者として準備にあたり、集会パレードでは100名規模の弁護士が要員として配置についた。特に活躍したのは若手会員であった。10数台の宣伝カーのアナウンサーは、登録間もない女性会員が中心となったが、デモすら初参加という若手会員たちが行うシュプレヒコールは新鮮だった。一般参加者からは、「弁護士が頑張っている姿に励まされた」「デモに参加して元気になった」「マ

ンネリではないデモは楽しかった。サザンの歌やいつもと違うシュプレヒコールが良かった」といった感想が寄せられた。

参議院に論戦の舞台が移った後に会が行った「のりちゃん号」の街頭宣伝行動も、大きな反響を呼んだ取り組みであった。

「のりちゃん」というのは、愛知県弁護士会の憲法運動のキャラクターである(デザインは矢崎暁子団員。ちなみに会の大集会パレードのチラン等は、全て同団員の手によるものであり、いずれもその斬新なデザインが大きな反響を呼んだ)。

労働組合の宣伝カーを10日ほど借用し、業者に依頼して「集团的自衛権行使反対」等のスローガンと「のりちゃん」のイラストをプリントしたものを車体に貼り、本格的な宣伝カーを仕立てて、名古屋市内を中心に9時から6時まで走り回らせた。

ドライバーは、運輸関係の労組に協力を依頼した外、団事務所の事務員に御願した。「騒音でうるさい」という苦情が会の事務局にも寄せられたが、「弁護士会がそこまでやるのか」という驚きも広がった。当初は、大型のトレーラーを借りることも検討したが、予算上の理由(1週間借りると150万円以上かかる)、弁護士会の品位を害しないかという懸念から普通のハイエースクラスの宣伝カーで我慢した。

大集会・パレード、「のりちゃん号」の宣伝行動等で縁の下の力持ちとして多くの団員弁護士が奮闘したことは当然であるが、団事務所の事務員の皆さんの協力が大きかったことも忘れてはならない。集会デモの要員、「のりちゃん号」のドライバーの確保は、団員の法律事務所の事務員の皆さんの協力がなければ出来なかっただろう。その意味でも自由法曹団の存在意義が発揮されたと言える。

2 1. 17 愛知大集会・パレード

(1) 集会概要

閣議決定反対! 集团的自衛権行使反対 1. 17 愛知大集会パレード

久屋大通公園久屋広場

参加者 2500 名 弁護士 350 名 (前日の参加集約数 325 名)

登録 10 年以下 170 名 登録三年以内の新人若手 52

名

音楽 「常楽」(和太鼓)

富島照男実行委員長あいさつ

スピーチ 伊藤真(日弁連対策本部副本部長) 弁護士 木村朋樹(大学生) 渡辺優子(原発被災者) 平松知子(福祉保育労) 天野鎮雄(俳優) 西村清(キリスト者)

花井増實会長出発宣言

(2) パレード 2 コース(栄コース 大須コース) 宣伝カー 16 台

(3) 宣伝活動 ビラ 3 万枚

1 月 7 日(水) 大学前早朝街宣(南山大学→名古屋大学)

1 月 8 日(木) 名城大学早朝街宣

1 月 9 日(金) 愛知大学(笹島キャンパス) 前早朝街宣

3 6. 14 愛知大集会・パレード

(1) 集会概要

集团的自衛権行使のための違憲立法に反対する 6.

14 愛知大集会パレード

白川公園

参加者約 4000 名 弁護士参加約 270 名

村橋泰志実行委員長あいさつ

森英樹名誉教授による法案批判

スピーチ 飯島滋明名古屋学院大学准教授(1000 人委員会推薦)、石川勇吉(真宗大谷派住職) 浅野恭正(歯科医師・保険医協会)、原真理子(看護師・医労連)

漫才 矢崎暁子団員 安井一正団員

集会宣言採択

(2) パレード 1 コース(若宮大通、矢場町から北進して栄交差点) 宣伝カー 8 台

(3) 宣伝活動 ビラ 4 万枚

街頭宣伝行動

6 月 5 日(金) 中京大学前早朝街宣

6 月 7 日(日) 名大前(学園祭最終日) 早朝街宣

6 月 10 日(水) 夕方 名古屋絵区桜通口市民凱旋

4 9. 5 大集会・パレード

(1) 集会概要

集团的自衛権行使のための違憲立法に反対する 9.

5 大集会パレード

白川公園
 参加者約6000名 弁護士参加約230名（前日
 までの参加集約数224）
 沖縄民謡（三線） 上運天有二さん（普天間出身）
 村橋泰志実行員委員長あいさつ
 安藤隆穂名大学名誉教授 箕浦明海（こいふ愛知常
 勤理事） 大内裕和（中京大学）
 石原史央里（日本福祉大学3年生 「Demosk
 r a t i a」という団体を結成し活動）
 国会議員スピーチ 民主党大塚耕平（6名参加） 社
 民党福島瑞穂 日本共産党本村伸子
 メッセージ 維新の会・牧義雄議員
 集会宣言採択
 (2) パレード 2コース（錦通コース 矢場町コース）
 (3) 宣伝行動 ビラ4万5000枚
 8月4日（火）午後6時 金山駅南口
 8月11日（火）名古屋駅桜通口
 8月21日（金） 同
 8月27日（木） 同
 9月2日（水）栄交差点スカイル前

5 街頭宣伝活動

弁護士の宣伝カー「のりちゃん号」運行作戦等。
 労働会館所有の宣伝カーを借り受け、「集団的自衛権
 行使反対」「憲法違反の安保法案反対」の看板、9.5
 大集会の告知及び弁護士の憲法運動キャラクター
 「のりちゃん」のイラストをデザインしたシールを貼
 って弁護士会宣伝カーに仕立て、8月29日から9月
 5日の8日間、名古屋市内及び尾張中西部（一宮から
 春日井）で終日、宣伝カーによる宣伝行動。のりちゃ
 ん号運行に合わせ、安井団員、田巻団員らが街頭宣伝
 に参加。

（主な街宣活動）

2015/6/10 街頭宣伝（於：名古屋駅）
 2105/7/10 街頭宣伝（於：名古屋駅）
 2015/8/4 街頭宣伝（於：金山駅）
 2015/8/11 街頭宣伝（於：名古屋駅）
 2015/8/21 街頭宣伝（於：名古屋駅）
 2015/8/27 街頭宣伝（於：名古屋駅）
 2015/8/29 宣伝カー（のりちゃん号）運行
 北区・守山区・千種区

街頭宣伝（於：星が丘駅、本山駅）
 2015/8/30 宣伝カー（のりちゃん号）運行
 昭和区・瑞穂区
 街頭宣伝（於：名古屋駅メルサ前名古屋駅）
 2015/8/31 宣伝カー（のりちゃん号）運行
 中区・東区・南区・緑区・港区
 2015/9/2 宣伝カー（のりちゃん号）運行
 一宮市・江南市・岩倉市・小牧市・春日井市
 街頭宣伝（於：一宮駅、栄丸栄スカイル前）
 2015/9/4 宣伝カー（のりちゃん号）運行
 中川区・中村区・西区

6 国会議員への要請行動（略）

日弁連の取り組みの一環として実施。

7 請願署名運動（略）

8 その他の行動

- (1) 5月27日（土）午後1時
 憲法週間記念行事「憲法九条から考える集団的自衛
 権」（中区役所ホール）
 伊勢崎賢治氏、青井未帆氏の講演とパネルディスカ
 ッション（パネラーは両氏の外、川口創団員）。
 約500名
- (2) 安保法案学習会
 4月20日（講師井上正信弁護士）
 6月25日（講師花井増實、長谷川一裕）

第2 団支部と団員のその他の活動

1 団員と団事務所の取り組み

支部団員が、各地で安保法案の学習会の講師活動に従
 事し、地域での戦争法案反対の運動に参加して活躍し
 た。名古屋第一、名古屋法律、名古屋北、鶴舞総合等
 は、事務所としてこの課題に取り組むことを意思統一
 し、周辺地域、近隣の地下鉄駅頭等で戦争法案反対の
 街頭宣伝行動を波状的に展開し、依頼者等の中で集団
 的自衛権行使反対の請願署名を集めるといった取り組
 みを行った。

2 支部の取り組み

(1) 6月3日 支部団員向けの戦争法案学習会

講師 小島寛司・山下陽平・金井英人等の若手団員が講師を務め、法案の問題点を究明した。20名程度の団員が参加し、若手団員を含む支部団員の戦争法案反対の活動への参加を広げる意味があった。

(2) 法律家三団体共同の戦争法案反対街頭宣伝行動

7月3日(金)、7月11日(土)、8月3日(月)に青法協あいち、東海労働弁護団と共同で街頭宣伝行動を行った。事前に三団体事務局の間で必要な準備、調整が行われず、広報も不十分であった。

(3) 弁護士会の活動や若手団員をはじめとする各団員や事務所の個々の活動は活発であったが、支部としての組織的な取り組みが十分であったとは言えないのではないかと。

(4) 若手団員、新入団員が多数たたかひに参加して積極的に活動したことは極めて重要である。インターネットの活用、デモ行進における音楽の活用、工夫されたシュプレヒコール等の斬新でユニークな活動スタイルは運動に刺激を与えた。憲法運動の世代継承という点で前進があった。

(愛知支部幹事長 長谷川一裕)

三重 三重県における安保法制反対運動について

1 憲法カフェ、学習会など

三重県内各地において、1000人委員会や生活協同組合、市民の会などが主催した憲法カフェ、集会、学習会などで団員が講師や発言者を務めた。

安保法案に関するものを中心とし、秘密保護法やマイナンバーについても団員に派遣要請があった。

団員に対する憲法カフェ等への派遣の要請は、安保法案の採択が現実化するに伴って増加し、市民の危機感、団員の活動の必要性を感じさせられた。

市民の運動として、自由法曹団三重支部も構成団体となっている「戦争する国作り許さない！三重県各会連絡会」が8月以降は、津市で、週2回程度昼に宣伝活動をし、法案が可決された週にはほぼ毎日、昼と夕方に宣伝活動を行った。法案可決後も、毎月1回、宣伝活動を行っている。

8月には毎週のように、伊賀市、な狩りし、鈴鹿市、伊勢市、松阪市、四日市市などで法案に反対する運動が行われた。

このように、三重県の広い地域で、市民による安保法制反対の行動が行われた。

2 県議会における意見書採択

前述の「戦争する国作り許さない！三重県各会連絡会」が三重県議会に対し、戦争法案反対に関する請願書の提出を行い、9条の会みえも慎重審議を求める請願

書の提出を行ったことを受け、全国の都道府県議会では初となる慎重審議を求める意見書が採択された。

3 弁護士会主催、日弁連共催の集会&デモ

9月13日午前10時から午後0時、四日市市の鶴の森公園において、三重弁護士会主催、日本弁護士連合会共催で「安保法案に反対し、廃案を求める三重県民大集会&デモ」が行われた。

発端は、ある団員がメーリングリストで「三重弁護士会でも街宣か何かやれないだろうか」と呟いたことであった。

その後、集会開催の議案は8月31日の常議員会を何とか通過し、実行委委員会が組織され、2週間弱で集会の準備が行われた。中心となって準備を行ったのは、三重支部の団員であったが、実行委員会には、団員でない若手会員も参加してくれた。

デモで使用する街宣車は、連合及び労連から借り、組織名などは見えないようにカバーをして使用した。集会中、組織名の入ったのぼりは、集合場所としての目印とすることどめてもらい、集会中、デモ中は下ろしてもらった。このように、弁護士会の集会が特定の組織とつながりがあると見られることがないように、注意をした。このような工夫については、他地域のやり方を大いに参考にさせてもらった。

集会では、三重弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長の挨拶に続いて、憲法を専門とする三重短期大学

の教授である三宅裕一郎氏より、安保法制の内容、問題点について話してもらった。三宅教授は、憲法に関連する様々な活動をされており、学者や文化人を中心として結成された「9条の『平和主義』を大切にする三重県民の会」の事務局も務められ、著名な人物であるが、気さくな方であり、話の内容もよくまとめられており、わかりやすいと好評であった。

続いて、リレートークを行った。一人目は、真宗高田派正泉寺前住職であり、四日市大学名誉教授である北島義信氏であった。北島氏は、仏教の教えと絡めながら、軽快に安保法制を批判し、会場を盛り上げた。

二人目は、四日市市のかすみがうらクリニックの副院長を務める、精神科医の猪野亜朗氏であった。猪野氏は、精神科医や医療従事者で組織されている「戦争ストレス調査研究ネットワーク」の共同代表をされていることから、「戦争には戦後がある」として派兵される自衛隊員のメンタルヘルスを憂慮するという切り口から安保法案に反対する旨を優しい物腰で語られた。

三人目は、普段保育士として働きながら、「平和と民主主義を尊重する政治を求める三重若者有志の会（略称WIND）」に所属し、デモ活動などを行っている中山健治氏であった。中山氏は、普段、接している子ども達が戦場に送られるのではないかという危機感を熱く語り、会場を大いに盛り上げた。

なお、時間の都合上、リレートークは事前に約束していた3名に限らせてもらったが、集会開始前に、「自分もリレートークで話したい」という申し出が複数あり、各個人が訴えたい意見を持っていること、リレートークという形式が浸透していることを感じた。

その後、民主党、日本共産党、社会民主党の政党からの代表者の紹介を行った。

続いて、安保法制に反対し、即時廃案を求める集会宣言を採択し、実行委員長による閉会の挨拶があり、デモ行進に出発した。

三重弁護士会によるデモ行進は、史上初めてのことである。当初、デモのコール係は経験のある労働組合の人に頼もうということになっていたが、やはり、弁護士自身がやるべきであろうということになった。コール係となった3人は、デモへの参加経験はあるものの、コール係としての経験はないため、カラオケボックスにて練習を行った。私もコール係を担当したが、

参加者からのレスポンスがあると、気分良く、楽しいものである。

集会には、800名を超える参加者があり、成功とっていいものと思われる。

参加者からは、弁護士会の呼びかけであるからこそ、これだけの人が集まったという声が聞かれた。

残念だったことは、弁護士会員の参加者が少なかったことである。三重弁護士会には、2015年10月1日現在で178名の会員がいるが、集会への参加者は20名程度であった。

もっとも、団員以外の若手会員や、中堅、ベテランの会員の参加があり、弁護士の良心を示してくれた。

集会終了後、会員から反発・反感を買うことにはなっておらず、三重弁護士会の知名度及び存在意義を高めることができ、日弁連の全会一致と呼べる活動の一石となることもできたといえよう。

4 共同行動・準共同行動

残念ながら、共同組織の結成には至らなかったが、承知している限りで共同行動が1つ行われた。1000人委員会の事務局長が9条の会の会員でもあったことから実現したものであるが、9月15日に松阪で500人が集まる集会が開かれた。

また、9条の会のメンバーが呼びかけ人の中心であるものの、1000人委員会のメンバーも呼びかけ人となって開催された7月18日の「安倍政治を許さない四日市集会」には300人が集まった。これは準共同行動といえる。

前述の弁護士会主催による集会も、9条の会、フォーラム平和・人権・環境（旧社会党系護憲平和組織）、1000人委員会から多くの参加があり、準共同行動といえるものであった。集会の参加者からは、強行採決後も、弁護士会主導の行動を求める多くの声があがっている。

5 その他

三重選出の民主党議員も、8月に入った頃より、ある団員に対して「身体を張って阻止しますから」というほど、本気で反対の姿勢を示すようになり、実際に最後まで反対の姿勢を貫いた。

また、連合三重は、8月30日にもともと予定され

ていた労働法制改悪反対の集会を、安民法制反対の集会と二本立てとすることで、8月30日の一斉総行動に取り組むこととなった。

これらの動きや、前述した三重県議会における慎重審議を求める意見書の採択は、反対を貫かないと国民世論から遊離してしまい、支持が得られないという政治的判断がなされ、民主党・連合内の安民法制賛成の勢力を押し切る力となったと思われる。

6 まとめ

岐阜 岐阜県内における市民運動

2014年2月、「秘密保護法廃止を求める岐阜の会」（略称；秘密法廃止・ぎふ）を結成した。特定秘密保護法が強行採決され、市民の自由が脅かされることを危惧した市民約20人が、自然発生的に声を上げ、日頃からの付き合いを通じ、集い、その輪は岐阜市を中心に広がっていった。

そのころ、安倍政権は、集団的自衛権行使容認を閣議決定しようとしており、それを止めなければと、より多くの市民に呼び掛けた。そして、「集団的自衛権の行使容認反対」「秘密保護法の廃止」「原発再稼働反対」という3つのテーマを掲げ、「もう黙つとれん」と立ち上がったのである。その力は、6月21日、「平和・自由・いのちを守る 6.21もう黙つとれん1000人パレード」として、まさに1000人が集い、市民にアピールする集会・パレードを実現させた。岐阜県、岐阜市で、1000人が集うということは、この種のものとしては初めてであり、市民の憤り、「平和、自由、いのち」への想いの大きさを表していた。

この原動力は、日頃から市民運動を続けていた「さよなら原発」「徳山ダムを考える会」「長良川を守る会」「メディア問題を考える会」などの市民、そして各「9条の会」、「憲法共同センター」で頑張っている人々、また、「戦争をさせない1000人委員会」「労働組合」などであった。この統一戦線的な活動は、「6・21」終了後には、集団的自衛権が閣議決定されたこともあり、「～平和・自由・いのちを守る～もう黙つとれんアクション実行委員会」へ発展していった。

その後も、安倍政権の暴走は止まらないため、「10.1

三重は市民勢力分断が強い地域であり、弁護士会が安民法制反対の集会を主催したことは、市民の力をつなく意味で大変大きな意味があった。

三重弁護士会にとって、初めてのデモ行進と、過去最大の規模となった集会を成功させたこと、市民から高評価を受けたことは、会員にとって自信となり、弁護士会の評価を高めることになったと思う。

今後は、より多くの会員の参加が得られるよう、努力と工夫をしていきたいと思う。

（三重支部事務局長 木村夏美）

1もう黙つとれんアクション@ぎふ」を実施し、約300人が参加した。2015年に入ってから、まず「もう黙つとれん『紙上・市民法廷劇』一暴走・安倍首相を裁く」を作成・発行した。そして、戦争法案が国会に提出された5月には、「もう黙つとれん5.17パレード@ぎふ」を開催し、約700人の参加を得た。さらに、衆議院での強行採決がなされた7月にも「もう黙つとれん7.26パレード@ぎふ」を開催し、約1000人が「戦争反対」の声を上げた。

「もうだまつとれん」には、いろんな特技を持った市民が集まっており、デザイナー、ジャーナリスト、ITに強い者、機動力に優れた人、音響装置を持参できる人・・・など、ホームページ【もう黙つとれん <http://damattoren.jimdo.com/>】の開設・管理、チラシのデザインなどもどんどん進んでいく。運動も拡がり、岐阜市近辺にも、「もう黙つとれん西濃」、「もう黙つとれん関みの」なども動き始めた。

安倍政権が参議院でも強行採決をしようとしてきた8月には、全国的な運動と連帯し、8月13日の「アベ政治を許さない」のスタンディングアピールにも急ぎょ参加し、8月30日には岐阜市内のメインストリート（名鉄岐阜駅から円徳寺までの約300m）の両側こ、約800人が「戦争反対」のボードを掲げた。岐阜市民への大きなアピールとなった。さらに、9月12日にも「9.12もう黙つとれんアピールあくしょん」を行い、約800人が、岐阜市内のメインストリートを「戦争反対」の赤いボードで埋めた。

しかし、9月19日、戦争法が成立してしまった。参議

院特別委員会での採決は不存在というべきであるが、とにかく「成立」してしまった。かなりのショックであったが、市民は「平和、自由、いのちを奪われてはたまったものではないから立ち止まることはできない」と次なる行動を準備した。それが、屈辱の日“19日”を忘れずに、戦争法を廃止するまで「19日行動」をするのである。

もう黙っとれんアクションの火付け役となった「秘密法廃止・ぎふ」は、毎月6日（強行採決された12月6日に因んでいる）に行動をしており、なかなか厳しい行動ではあるが、まさに「もう黙っとれん」の意気込みであった。

10月19日（月）、やはり、岐阜市内のメインストリートで「戦争反対」の赤いボードを掲げた。平日午後5時からの行動であり、参加者は少ないと考えていたが、約300人が参加した。11月19日（木）も19日行動を行う。

岐阜 2015年戦争法制阻止

西濃では、1995年から毎年5月3日に憲法集会を開いているが、戦争法制阻止のためにはその運動をさらに広げる必要があると議論し、「もう黙っとれんアクション」の西濃版（通称「西濃アクション」）を立ち上げ、地域の個人、団体に参加を呼び掛け、主なものだけで次のような取り組みを行った。

7月2日 大垣駅北口広場でコンサートとトークイベント

7月18日 大垣駅南口での「アベ政治を許さない」ポスターの掲示

8月30日 「養老鉄道に乗って平和を叫ぶ」西濃アクション on 養老鉄道

9月11日以降、大垣駅南口での連日のアピール行動

9月18日 「戦争法案 本気で止める西濃アクション」パレードと宣伝行動

これ以外にも、地元で独自に取り組んだ行動や学習会が多数あり、数えればキリがない。

この取り組みの中で、次のような新しい動きが生まれた。

① 西濃の市町の全議員に案内を出したところ、保守系無所属、民主党、市民ネットなどの議員が参加してもらえるようになった。民主党の市議からは、「弁護士会が呼び掛けてくれると参加しやすい」という声

しかし、12月19日は土曜日でもあり、また、今強く求められている国民連合政府樹立のためにも、より広く、共闘という意識を高くするため、「戦争させない・9条壊すな！岐阜総がかり行動実行委員会」を結成した。これは、「もう黙っとれんアクション実行委員会」「戦争をさせない1000人委員会岐阜県実行委員会」「憲法9条を守る岐阜県共同センター」が団体として共闘するものである。

「もう黙っとれんアクション」自体が統一戦線的な活動ではあるが、それは実質であった。しかし、今回は、明確に名前を出して共闘するのである。岐阜では久しくなかったことであり、「～平和・自由・いのちを守る～もう黙っとれんアクション実行委員会」は、その橋渡しをしていきたい。

（岐阜支部・河合良房）

西濃地域での取り組み

が聞かれた。

② 海津市議会ではいち早く「慎重審議を求める意見書」を全会一致で採択し、中心の議員が西濃アクションに合流した。この流れの中で、9条の会・海津が新たに結成され、岐阜県内の全ての市に9条の会ができた。

③ 地元の4年制大学の岐阜経済大学に「安全保障関連法に反対する岐阜経済大学有志の会」ができ、岐阜大学有志の会などと連携した取り組みを行った。

④ 小さな子どもをもつ親の会として、「西美濃パママ安売法がこわくてたまらない会」ができ、アピールを上げるとともに、宣伝行動、パレードに積極的に参加した。

⑤ このような動きに刺激され、既存の9条の会の活動も活発化し、さらに未結成で残されていた養老町に9条の会準備会ができた。

集会、宣伝行動、パレードは、いずれも主催者の予想に反して多くの人たちが集まった。危機意識の現れであるとともに、主催者が創意工夫を凝らした結果であると言える。今後も「西濃アクション」を継続していくことが確認されているので、戦争法制を廃止に追い込むまで取り組んでいきたい。

（岐阜支部・山田秀樹）

岐阜 戦争法制反対の取り組み（東濃）

多治見では、昨年7月の閣議決定以降、何かアクションを起こさねば！という声が多数出されるようになりました。そこで、多治見革新懇が中心となり、教職員組合、近隣の九条の会、年金者組合、民商、共産党、国民救援会や新婦人等に呼びかけて「どもならんNO！安倍政権！！パレード実行委員会」を立ち上げました。東濃弁で「どうにもならないな」という意味の「どもならんのう」と「NO」をかけており、参加者の安倍政権に対する強い怒りと不安を表しています。

(1) 「どもならんNO！安倍政権！！5. 30パレード」

130名以上の参加者が集い、集会後、総勢約150名で「どもならんNO！安倍政権！！」と書かれた横断幕やラミネートを掲げてパレードをしました。ベビーカーを押して幼児の手を引いて参加していた家族連れ、「頑張って！」という高校生からの声援などもありました。このパレードの後、土岐、瑞浪でも独自の計画で集会等を企画するなど、東濃地域での運動が活発化する契機となりました。

(2) 「どもならんNO！安倍政権！！8. 30パレード」

全国100万人大行動の一環として集会とパレードを行い、約170名の参加がありました。3人の子供を育てる若いお母さんからも発言があるなど、大いに盛り上がりました。

(3) 「どもならんNO！安倍政権！！9. 26パレード」

法律が通っても反対の声をあげ続ける、という決意

を表すべく、急きょ企画しました。短期間での準備でしたが、90名の方が集まりました。

(4) サイレントアピール

プラカード等を掲げて立つというサイレントアピールを行いました。ビラ配りや発言がないので、初めてでも参加しやすいということから企画しました。集会やパレードと比較すると企画や発言に要する労力も小さくて済みますので、情勢を見ながら臨機応変に対応できる点が良かったです。

- ・7月18日：25名
- ・8月9日：70名
- ・9月12日：25名
- ・9月19日：43名
- ・10月19日：25名

(5) その他

「9条の会・たじみ」では、毎月9日に街頭宣伝を行っています。富田法律事務所では、「どもならんNO！安倍政権！！パレード実行委員会」、九条の会、革新懇の事務局を担当しています。従来は当事務所からの企画の発信が多かった印象ですが、昨年7月の閣議決定以降は参加者の方々の積極的な関与が増えました。パレード中に沿道の学生から「参加したい」との声をもらうなど、市民の方々の反対の声に触れる機会があるごとに、「もっと頑張らなければ」という考えを強くしています。

(岐阜支部・長谷川希)

岐阜 高山でのとりくみ 「戦争だちかんさ！飛騨地区連絡会」

飛騨では、平成27年5月29日に、当事務所も含め、九条の会、仏教青年会など8団体を中心となって「戦争だちかんさ！飛騨地区連絡会」を立ち上げました。だちかんさは、飛騨弁で「ダメ」の意味です。

【学習会・集会・パレード】

- 6/12 緊急学習会 講師・川津聡 106名
- 6/21 野外集会・パレード 150名
- 7/11 緊急学習会第2弾 講師・清未愛砂室工大准教授 70名
- 8/23 野外集会・パレード第2弾 170名
- 8/30 国会包囲行動 東京へ 53名 バス2台

【JR高山駅前行動】

全16回 のべ400人

【請願署名等】

- ・衆議院議事部請願課に 計433枚 1194筆
- ・参議院議事部請願課に 計265枚 746筆
- ・国会議員への要請ハガキ、FAX送付

【高山市議会・国会議員への働きかけ】

- ・高山市議会が「慎重審議を求める意見書」を国会へ提出（陳情）

【声明・決議・ニュースなど】

- ・6/21 集会決議

- ・7/16 抗議声明
- ・8/23 集会決議
- ・9/18 抗議声明
- ・「戦争だちかんさ！」ニュース 第1号から第9号まで作成・配布
- ・Q&A集「安保関連法制ってなに？」を作成・街頭配布

【その他】

- ・宣伝カーによる宣伝
- ・Facebook ページの立ち上げ 7/8～

【今後の活動】

毎月19日にJR高山駅前街頭行動を継続。10月19日は35名の参加。

【ひとこと】

街頭活動には、途中から、市民が声援を送ってくれたり、飛び入り参加してくれるようになり、大いに盛り上がっています。戦争法は成立しましたが、誰一人、意気消沈していません。

厳しい冬を乗り越え、雪に埋もれても毎年芽を出し花を咲かせてきた飛騨の人々は、粘り強いです！このエネルギーは、安倍政権打倒まで持続しますよ！

(岐阜支部 飛騨 漆原由香)

富山 2015 富山県における戦争法案成立阻止の運動

はじめに

昨年7月の集団的自衛権行使を容認する閣議決定、同年12月の特定秘密保護法の制定など極端に右傾化・軍国主義化する安倍政権の動きに対して、富山県内の民主的諸団体と連携して運動を行ってきた。特に今年5月以降は、戦争法案の廃案を求め各種集会・デモ等を実施してきた。

1 戦争法案反対の県民集会の企画・実施

安保破棄諸要求貫徹富山県実行委員会、富山県平和運動センターと自由法曹団富山県支部の3者で「戦争する国づくり反対共同行動実行委員会」を立ち上げ、同委員会が主催者となって戦争法案廃止を求める県民集会を複数回開催した。

いずれの集会でも当支部団員の弁護士が、主催者あいさつ、リレートーク、司会、デモ行進時のコーラー等の役割を分担し、盛り上がり貢献した。

特に7月11日、9月9日の2回の集会是『許すな戦争法案！怒りの県民アクション』と題して、いずれも1000人規模の集会となり、その後のデモ行進を含め、県内全てのメディア（ただしNHKは除く）に取り上げられ、一定のインパクトを与えたものと思われる。

2 街頭宣伝・署名活動

毎月9日富山駅前において、日本国憲法をまもる富

山の会、富山県民主医療機関連合、富山県高等学校教職員組合等の民主的諸団体と連携して、拡声器を用いて憲法9条改悪反対の署名活動やティッシュ配り等を行う街頭宣伝行動を行っており、通例10名前後が参加して、10～20筆の署名を獲得している。この署名活動は、ここ10年ほど継続して行っているものである。

7月以降はこの署名用紙を「戦争法案の廃案を求め」とするものに変更して街頭宣伝行動を行ったところ、参加者・署名数ともに普段の2倍程度の実数となった。街頭での署名活動でも戦争法制反対の声の高まりを痛感する。

3 憲法講演の講師派遣

当支部団員の弁護士を、現在の憲法を巡る状況や、憲法について学びたい方々のもとへ講師として派遣している。

特に昨年以降は特定秘密保護法や戦争法案の解説を求められる機会が増え、所属弁護士が講師派遣される機会が増えた。

4 講演会の企画・実施

毎年5月3日前後に憲法記念日講演会と、11月3日前後に憲法公布日講演会を企画・実施している。

今年の憲法記念日講演会では、浜矩子同志社大学教授に「早く行きたいアベノミクスの向こう側」と題してご講演をいただいた。同教授は著名人でマスコミに

もよく出演されていたことから県内でも知名度は高く、会場となったホールに定員を上回る400名以上が詰めかける盛況となった。

また、この11月7日には、富山県大学人9条の会と共催し、岡野八代同志社大学教授に「平和憲法の現代的意義—軍事力と平和は相容れない」と題してご講演をいただいた。

来年の5月2日には内田樹神戸女学院大学名誉教授をお招きして講演会を開催する予定である。

憲法講師の派遣、講演会いずれも、権力の暴政に立ち向かうには、長い時間を掛けてでも、市民が正しい知識に基づき正しく考えることこそが肝要であるという思いから、「学びは力」を実践するため企画・実施

しているものである。

むすびに

残念ながら、戦争法案は見せかけの採決を経て、成立した扱いとなっている。

しかし、自衛隊が海外で一発目の銃弾を撃つまで、自衛隊員が殺し・殺されるまで、まだ間に合うと当支部団員たちは考えている。平和憲法の旗印を守るため、富山の地においても戦争法反対・戦争法阻止で盛り上がった気運と火種を絶やさぬよう、今後も戦争法廃止の運動に情熱を注ぎたい。

(富山県支部 丸山哲司)

福井 福井県における戦争法制阻止闘争と福井県支部の取り組み

1 はじめに

福井県は、民主党が政権を取った2009年総選挙においてさえ、自民党が全ての小選挙区の議席を独占した自民党王国であり、その代表は、現自民党政務調査会長(2015年10月時点)であり、歴史修正主義でも悪名高い稲田朋美議員である。

このような自民党王国においても、今回の戦争法制に対しては、安保反対闘争以来といわれるくらい、広範な県民が反対運動に立ち上がった。そして、福井県支部の団員は、以下に述べるとおり、様々な形で反対運動の一翼を担った。

2 福井県内における主な戦争法制阻止闘争

福井県支部の団員がかかわった戦争法制反対に関する取組は以下のとおりであった(開催日、内容、主催団体、参加者数の順)。

2014年

- 09月17日 集团的自衛権学習会・集会(秘密保護法阻止連絡会)約100名
- 10月25日 集团的自衛権学習会(救援会福井県本部)約50名
- 10月26日 集团的自衛権学習会(坂井地区9条の会)約30名
- 11月16日 集团的自衛権学習会(永平寺9条の会)

約50名

2015年

- 02月11日 集团的自衛権学習会・集会(2.11集会実行委員会)約150名
- 03月21日 集团的自衛権学習会(武生9条の会)約20名
- 04月11日 「日米安保と憲法9条」学習会(北陸ブロック科学者会議)約30名
- 04月18日 戦争法制反対学習会(福井県高教組)約100名
- 05月03日 憲法を考えるつどい(県内の各9条の会、浦田一郎教授講演)約400名
- 06月14日 戦争法制反対学習会・集会(戦争法制阻止連絡会)約100名
- 06月20日 戦争法制反対学習会(南越革新懇)約50名
- 06月21日 戦争法制反対学習会(福井県医療生協)約200名
- 06月27日 憲法と集团的自衛権シンポ(福井弁護士会、南野森教授講演)約150名
- 06月30日 戦争法制反対学習会(三国湊9条の会)約20名
- 07月01日 戦争法制反対集会・パレード(福井県民集会実行委員会)500名以上
- 07月12日 9条の会北陸3県交流会、約200名

- 08月18日 戦争法制反対学習会（教え子を戦場に送らない会）約90名
- 08月23日 戦争法制反対集会・パレード（福井県民集会実行委員会）500名以上
- 08月30日 8.30国会10万人・全国100万人大行動
- 09月05日 戦争と平和を語るつどい（武生9条の会、平和センター）約100名
- 09月13日 戦争法案反対パレード（福井青年実行委員会）約50名
- 9月14日～19日 戦争法制反対の座り込み（福井県民集会実行委員会）
- 10月09日 戦争法制反対学習会（福井市職）約100名
- 10月27日 戦争法制反対学習会（戦争法制阻止連絡会）約50名

主な取り組みは上記のとおりであるが、この他にも、各地の9条の会が、毎月1回程度、9がつく日（9日、19日、29日）に街頭宣伝を行っており、福井県支部の団員も参加している。特に6月以降は、ほぼ毎週のように街頭宣伝を行った。

3 福井県内での戦争法制阻止闘争の端緒

福井県内での最初の取り組みは、2014年9月17日の集団的自衛権についての学習会であった。ここで、集団的自衛権を容認した閣議決定や、2015年春に提出が予定されている戦争法制の危険性について、学習会で学び、参加者で議論した結果、秘密保護法阻止連絡会に参加していた各団体により、戦争する国づくり反対福井県連絡会が結成された。自由法曹団福井県支部もこの連絡会に加わり、福井県内における戦争法制反対運動に取り組むことになった。

その後しばらくは、統一地方選を控えていたなどの影響もあり、福井県内各地の団体において、福井県支部の団員が学習会の講師として集団的自衛権について話をするなどの取り組みにとどまった。

4 福井県内での幅広い結集を目指した運動

福井県における戦争法制阻止闘争への本格的な取り組みは、6月14日の学習会を兼ねた決起集会から始まった。

この場で、戦争法制が、これまでの悪法を遥かに超える憲法違反の法案であることを踏まえるなら、今までにない広範な個人、団体に反対運動への参加を呼びかけて、過去の安保反対闘争を超える反対運動の盛り上がりをつくり、戦争法案成立阻止を目指すことが決められた。

この集会をきっかけとして、これまで一緒に集会をすることのなかった連合所属労組と県労連所属労組と一緒に県民集会を開催することが目指され、そのために、弁護士有志が、県民集会への参加の呼びかけ人となった。福井県支部の団員は、この県民集会の呼びかけ人を増やすために奮闘し、最終的に、福井弁護士会所属会員102名中23名が呼びかけ人となった。

集会当日の7月1日、参加者が会場に続々と詰めかけ、500名の会場から人があふれるくらいとなった。集会では呼びかけ人を代表して海道宏実団員が挨拶を行い、戦争法案の危険性、平和憲法や立憲主義の観点から戦争法案の成立を阻止すべきであること等について力強く話をした。その後のデモ行進・パレードもこれまでになく長い列となった。マスコミの取材も多く、当日のテレビや翌日の新聞において、集会やデモの様子が詳しく報道された。福井県において、初めて連合所属労組と県労連所属労組と一緒に集会に参加したことや、これまでになく多数の市民が参加したからと考えられる。

この取り組みは、7月1日だけで終わらず、引き続き8月23日の戦争法制反対集会・パレードに引き継がれた。

この日の集会は、弁護士有志23名だけでなく、宗教者、科学者等、様々な個人が呼びかけ人となった。その中には、今回初めて呼びかけ人となったという方も多数いた。集会での呼びかけ人の挨拶では、それぞれの思想信条に照らして戦争法制反対の声をあげることにした理由、アジア太平洋戦争中に個人の自由、生き方が抑圧された経験に基づいて、戦争法制が成立した場合の日本への危機感が語られ、印象的なスピーチが続いた。この集会の参加者は、7月1日を上回るものとなり、福井県内における戦争法制阻止闘争が、広範な県民を結集するものとなっていることを示すものとなった。

5 福井弁護士会における取り組み

福井弁護士会自体も、今回の戦争法制に対しては、従来になく画期的な取り組みを行った。

6月3日早朝には、福井駅前において、約20名の会員が、日弁連が作成した集団的自衛権反対のパンフレットやビラを配布し、戦争法案に反対する街頭宣伝を行った。

さらに、6月27日には、福井弁護士会が主催者となって、集団的自衛権を考えるシンポジウムを開催した。憲法委員会委員長でもある島田広団員が中心となって企画し、集団的自衛権についての模擬ディベート、来場者に答えてもらう憲法クイズ、南野森九州大学教授による「最近の憲法論議を斬る－集団的自衛権の問題を中心に」という演題での記念講演、という盛りだくさんの内容であったが、憲法委員会所属の若手会員を中心に熱心な事前準備が行われた。当日は、約150名が参加し、立憲主義、集団的自衛権、戦争法制についての理解を深めた。講演者の南野森教授は、アイドルグループのAKB48の内山奈月さんと共著で「憲法主義」という書籍を出版していることから分かりますとおり、憲法、立憲主義に照らして戦争法制がどうして問題なのかについて分かりやすく話をされ、参加者からは好評であった。また、福井県内のシェアが80%を超える福井新聞において、このシンポジウムを好意的に取り上げた記事が掲載された。

6 9条の会を中心とした取り組み

福井県内には、約30の9条の会が結成されており、その時々的情勢を踏まえて、継続的に学習会を開催してきた。

2014年7月1日の集団的自衛権容認の閣議決定後は、2014年10月の坂井地区9条の会を始め、各地の9条の会において、集団的自衛権、戦争法制についての学習会が相次いで開催された。

そして、2015年5月3日の憲法記念日には、県内各地の9条の会による共催として、憲法を考えるつどいが開催され、約400名が参加した。浦田一郎教授は、集団的自衛権や直前に国会に提出された戦争法制が憲法違反である理由について講演され、タイムリーな憲法記念日のつどいとなった。

さらに、7月12日には、9条の会北陸ブロック交流会が福井大学において開催され、富山、石川、福井から約200名が参加した。この交流会は、北陸3県において毎年持ち回りで開催されているものであるが、2015年は福井県で開催する年であったため、福井県においては、衆議院での審議が行われている最中での開催となり、やはりタイムリーな交流会となった。当日は、小森陽一9条の会事務局長が「止めよう『戦争法』なくすの『九条破壊』を許すな」という演題で基調講演を行い、その後、参加者は4つの分科会に分かれて討論を行った。北陸各地において、9条の会が様々な工夫した取り組みをして、戦争法制反対の声を広げている経験を交流できたことは、その後の北陸3県における戦争法制反対運動の盛り上がりにつながったであろう。

7 その他の戦争法制反対運動について

今回の福井県内の戦争法制反対運動の取り組みの特徴の一つは、様々な団体が戦争法制反対の方針を打ち出したり、学習会のテーマとしたりしたことである。それぞれの団体は、必ずしも憲法や平和主義の問題に継続的に取り組んできたわけではない。それでも、戦争法制反対運動に取り組んだということは、それだけ、戦争法制が戦後日本の平和主義、立憲主義を大きく損なうことへの危機感が強かったことを示している。

まず、国民救援会は、冤罪事件への取り組みが主な活動であったが、2014年10月段階で早々と集団的自衛権反対の学習会を開催し、戦争法制阻止の反対運動に取り組み始めている。

2.11集会実行委員会は、自由法曹団福井県支部も加わっている委員会であるが、元々は、紀元節復活に反対する目的で、毎年2月11日に集会を開催している団体である。しかし、2015年は、集団的自衛権容認により、海外で自衛隊が武力行使をすることになれば、戦死者が発生し、戦前のように、靖国神社に奉られ天皇が参拝することにもなりかねないという危機感から、集団的自衛権反対の学習会と集会を開催した。

科学者会議は、科学者の社会的責任として、憲法問題にも取り組んできた団体であるが、北陸ブロックとして、安保条約や憲法9条、集団的自衛権の問題に取

り組んだのは、2015年4月11日の北陸ブロック交流会が初めてであった。

福井県高等学校教職員組合、福井県医療生活協同組合、福井市職員組合による戦争法制についての学習会の取り組みも、福井県においては過去に例のない、画期的な取り組みであった。

教え子を戦場に送らない会は、退職した教職員により結成された団体であるが、短期間に約550名の賛同者を集めており、その中に校長経験者が多数いたことから、広範な県民が戦争法制への危機感を共有していたことが分かる。

8 参議院の強行採決直前の取り組み

7月1日、8月23日の集会開催の主体となった福井県民集会実行委員会は、参議院での強行採決直前の9月14日から18日まで、座り込みによる反対運動に取

り組んだ。

誰でも参加可能なこの座り込み行動には、20歳台の青年から70歳台の高齢者まで、また、初めてこの種の行動に参加するという市民が多数やってきて、戦争法制反対を訴えた。マスコミの取材もあり、戦争法制に反対する福井県民が多数であることを改めて明らかにする活動になった。

9 今後の取り組みについて

戦争法制は成立したが、反対運動に取り組んだ個人、団体に敗北感はなく、福井県民集会実行委員会や戦争法制阻止連絡会は、引き続き、戦争法制廃止に向けた活動に取り組んでいる。福井県支部の団員は、これらの活動に加わり、福井県において戦争法制廃止の声をさらに広げるために奮闘する決意である。

(福井県支部事務局長 吉川健司)

滋賀 新安保法制（戦争法案）廃案に向けての滋賀のたたかい

第1 はじめに

滋賀においても全国にみられるようになってきた取り組みがなされ、大きく運動が高揚した。そこにおいて、団員弁護士、事務局は連日街頭に立つなど運動を担った。滋賀においては、運動の主体は、主として、弁護士会、労働組合や民主団体でつくる憲法を守る滋賀共同センター、そして、自由法曹団滋賀支部であった。もとより、県内各地の9条の会等もそれぞれの地域で奮闘した。

以下、かつてない取り組みをした滋賀弁護士会の運動を中心に報告する。

第2 滋賀弁護士会の取り組み

1 弁護士会の従前の取り組み

滋賀弁護士会においても、憲法問題委員会を含む司法グループで集団的自衛権行使の問題について検討を重ねるとともに会内で討議し、会長声明や決議をあげてきた。また、県民向けの集会を重ねてきた。

集団的自衛権行使の問題についての大きな取り組みとしては、2014年9月23日、元内閣法制局長官

阪田雅裕氏を講師として市民シンポジウムを開催した。阪田氏は立憲主義の重要性を説明され、基本的にはよい講演であった。もっとも、阪田氏は、7・1閣議決定は集団的自衛権の行使を限定的にしたものと評価でき、この基準によっても、ホルムズ海峡の機雷除去はできないと主張され（当時は公明党もその立場であった）、政府にはその閣議決定の制約を守らせるべきと指摘された。この点、弁護士会は、この閣議決定を限定的なものとして評価することはできないと考え、その旨を県民に説明した。

予想どおり、今回の法案審議の中で閣議決定の制約などは吹き飛び、公明党は、安倍首相がホルムズ海峡の機雷除去が唯一の事例であると主張したとき、「閣議決定の内容からしてできない。」とは全く主張しなかった。この点、阪田氏の認識が甘かったといえる。そして、その後の法案審議の中では、安倍首相らは、イラン情勢も踏まえ、その事例も撤回し、立法事実（法律を作る必要性）がなくなってしまった。

また、2015年6月1日、「憲法九条の軍事戦略」等の著者である松竹伸幸氏を講師として、「集団的自衛権はどのように行使されてきたか」というテーマで県民向けの学習会を開催した。松竹氏は、集団的自衛権

は「自衛」とは関係がなく、大国が侵略戦争や軍事介入をする際の口実として使われてきたに過ぎないことをこれまでの歴史を振り返る中で具体的に展開された。この集団的自衛権の学習会には103名の人が参加した。

滋賀弁護士会は、こうした取り組みを行う際には、その都度会長声明等を裏面に記載した企画案内のビラを作成し、数回にわたり、街頭宣伝活動を行ってきた。

2 従来の枠を大きく超えて発展

今回の新安保法制に反対する滋賀弁護士会の取り組みは、このままの運動ではいけない、本気で廃案に追い込むという意気込みのもと従来の枠を大きく発展させるものであった。いずれも滋賀弁護士会始まって以来の取り組みであったといえる。

(1) 7・20憲法違反の新安保法制を許さない滋賀県民集会

滋賀弁護士会は、7月20日「新安保法制を許さない滋賀県民集会」を膳所公園で開催し、デモ行進をした。この集会及びデモは、弁護士会が主催し、連合系（1000人委員会等）と県労連系に協力を要請する形で取り組んだ。普段は同じ課題でも統一行動をとることができない両者が、弁護士会が接着剤の役割を果たすことにより統一が実現した。こうした形で集会とデモを主催することは滋賀弁護士会として初めてのことであった。また、集会では、全員加盟の弁護士会であることを考慮し、「戦争法案」という言い方はせず、「新安保法制」とし、また、メインスローガンは「憲法違反の法律をつくるな!」「新安保法制反対!」等とした。

当日は膳所公園を埋め尽くす1300名を超える人の参加で暑い日に熱い集会となった。集会は中原淳一会長の挨拶に始まり、土井裕明弁護士の基調報告、日弁連副会長（四国選出）の吉田茂弁護士（名前に大きな反響があった）の挨拶と続いた。そして、学者、女性、宗教者、若者の4名の方のアピールがあり（それぞれ味のある内容で感動した）、民主党、共産党、社民党、新社会党のメッセージを紹介した。そして、集会宣言と強行採決に抗議する緊急アピールを採択し、全員で「新安保法制 NO!!」のミニプラカードを高く掲げ、シュプレヒコールを唱和した。

デモは弁護士会の隊列を先頭に、4台の街宣車を動かして膳所公園からパルコ前まで約1・8キロ行進した。久しぶりに長い、長い隊列のデモで、通行人や琵琶湖岸を走るドライバーに大きくアピールすることができた。

午後2時からという一番暑いときの集会だけに熱中症を心配したが、一人も倒れることもなく無事成功のうちに終了した。

翌日の朝刊は京都新聞が一面で報じたほか毎日新聞、中日新聞、赤旗等が大きく報じた。

この集会の宣伝としては、表に集会案内、裏に短文のアピールを記載したビラ2万5000枚を作成し、両団体を通じて配布するとともに、弁護士会としてもしばしば街頭宣伝を行い配布した。

6月14日に憲法を守る滋賀共同センター等の主催で県民集会を約800名の参加で成功させたが、今回の取組は新安保法制を廃案にという1点共闘が実現でき、参加者数も格段に増えた。統一による力の結集の重要性を痛感した。意見の対立が生じやすい実行委員会形式ではなく、弁護士会が主催するという形式もよかったといえる。集会後、滋賀弁護士会の会長を交え、実務担当者会議で直ちに今後の取組みについて協議し、その場で8月21日に次の集会を予定することを決定した。

今回の7・20集会は6・1学習会をさらに飛躍させる取り組みとなり、統一集会ができたことを歓迎する声が多かったといえる。2万5000枚のビラにも反響があった。

(2) 8・21 違憲の新安保法制を許さない緊急集会 &ときめき坂デモ

滋賀弁護士会は、第2弾として、緊急集会を開催した。向川団員の司会のもと、野嶋直副会長が挨拶した。

政党の代表の方の発言もお願いし、民主党、共産党、社民党、新社会党の方の発言があった。それぞれに廃案に追い込もうという熱い決意が感じられた。社民党の澤田享子元県会議員は、シールズの運動について「戦争に行きたくないという自分勝手な連中」と述べた武藤貴也議員（衆院滋賀4区選出）について触れた。彼は嘉田前知事のもとで政策スタッフとして働いていたが、政治的に無節操で、議員になることも「就活」と平然と述べていて、クビにしたこと、自民党の国会議

員になる前には民主党の公募にも応募したことを紹介され、県民の憤りをさらに呼び起こすこととなった。武藤議員は、マスコミを懲らしめるといきまいた若手議員の勉強会にも参加しているが、憲法の三原則も否定する意見を堂々とブログに書いていた人物であり、議員の資格はない。

メインとして、元滋賀県知事武村正義氏を講師として、「安保法案にもの申す」と題して講演していただいた。武村氏は「安倍さんの安保政策は間違っている。新三要件は歯止めにならない。後方支援は兵站活動だ。PKOも武器使用を拡大する。」等と説明された。そして、憲法九条の平和主義を堅持し、専守防衛の原則を変えないことを強調され、「議員の数に悲観しないで頑張ろう。廃案に追い込もう。」と強調された。

この集会はピアザ淡海の大ホールで開催したが、420名収容の会場では入りきれなくなる恐れがあるということで、急遽別途第2会場として大会議室も確保し、集会の模様を中継することにした。集会は、500名の参加で成功した。また、夜間のデモも会場横からパルコ前まで行い、県民に廃案をアピールした。

この集会は、中日新聞や赤旗が大きく報道した。

その後、朝日新聞には、「自宅のポストに入っていた弁護士会のビラを見て何かしなくてはという思いからこの集会に参加した」という投書もあった。弁護士会員や事務局が自宅周辺で撒いたビラが働きかけになったといえる。

この集会も2万5000枚のビラを活用し、労働組合等に事前におろし、かつ、数回にわたる街頭宣伝を行った。

(3) 9・9 滋賀弁護士会 新安保法制阻止！9の日 一斉行動

この第3弾の取組みは、多くの県民に一斉にアピールすることを目的にして計画した。9月9日を「9条の日」と位置づけ、弁護士会が主催して県内の9つの駅（大津駅、堅田駅、南草津駅、草津駅、守山駅、彦根駅、長浜駅、近江八幡駅、石山駅）で一斉街頭宣伝を実施した。県労連や1000人委員会の方らに呼びかけ、また、県民向けには街頭宣伝を知らせるビラも作成し配布して行った。弁護士会は、1つの駅についての街頭宣伝は、大津駅や膳所駅等で行ってきたが、こうした一斉宣伝は初めてのことであった。

石山駅と近江八幡駅を重点駅として位置づけ、そこでは市民集会的なものにすることにした。

石山駅での街頭宣伝活動は、野嶋直副会長を含む6名の弁護士、法律事務所の事務局2名の参加で行った。

会場には横断幕やのぼりを掲げ、また、多くの市民の方に協力いただき、それらや弁護士会のミニプラカードを持ってもらった。

私が司会をしながら訴えもした。野嶋副会長が立憲主義の意義等を述べ、「9か所の一斉街頭宣伝は弁護士会としては初めての取組みであるが、それだけ重大な問題である」と強調した。次に、1000人委員会の代表である仲野寛教授からの訴えがあった。さらに、市民の方が次々にマイクを握った。戦前の教育の問題点を語る元教員、若者代表の「しーこぷ。」の方、「ママとばあばの会」の女性、フィリピン問題を語る女性、叔父の戦争体験を語る方、自治体労働者の方、福祉の現場で働いている方、高齢者問題を扱っている方多彩な顔触れの方が自主的に進んでそれぞれ熱い思いを発言された。いずれの発言も「戦争法案を許さない。」と力強く訴えるもので、参加者は廃案に向けて最後まで闘う決意を固めあった。合計約100人の方が参加した。最後は、シュプレヒコールの唱和を行った。

NHKが取材に来ていて、夕方6時30分のニュース等でテレビ放映された。また、朝日、中日、京都、赤旗が2015年9月10日付け朝刊で報道した。京都新聞は、「9月9日9カ所で9条訴え」「滋賀弁護士会『法案反対』」と写真入りで報じた。

この9か所の街頭宣伝はほかに大津駅20名、堅田駅40名、南草津駅16名、草津駅21名、守山駅30名、彦根駅30名、長浜駅25名、近江八幡駅80名の参加で成功した。弁護士の参加は合計30数名であった。多くの団員が各駅の責任者を担った。

3 その他の取組み

(1) 早朝宣伝 8月25日

滋賀弁護士会では情勢が緊迫する中、初めてJR大津駅前では早朝宣伝を行った。

(2) 特別委員会強行採決抗議 9月18日

滋賀弁護士会主催で、労働組合や市民団体に呼び掛け、大津駅前では抗議の街頭宣伝活動を行った。土井弁護士や私が訴えた後、市民の方からの発言が続いた。

また、途中、中原淳一会長もマイクを握った。約100名の参加であったが、憲法違反の法律は許さない、あくまで廃案を求めると訴えた。

(3) 抗議声明の発表 9月19日

9月19日、滋賀弁護士会は本会議での強行採決に抗議する声明を発表した。

4 弁護士会の運動を振り返って

この間の弁護士会の闘いは、それまでの取組みを大きく乗り越え、画期的なものであった。

第1に、連合系（1000人委員会等）と県労連系の運動の統一を実現できたことである。

第2に、弁護士会という団体の呼びかけであるということで、これまで集会やデモに参加したことのなかった人も「何かをしなくては」という思いから参加されたということである。

第3にその広がり、若者や若いママ等国民各階層に広がり、幅の広いものとなった。

第4に、弁護士会の会員も度重なる街頭宣伝では、最初は司法グループのメンバーが中心であったが、次第に元裁判官、大先輩の弁護士、そして、若い弁護士も街頭に立つなど広がっていった。街頭宣伝で生まれて初めてシュプレヒコールをした女性弁護士もいる。そうした中で、ビラを受け取る人からは「ご苦労様」といった反応も増えていくことになった。

第5に、執行部が、憲法問題委員会等司法グループが次々と打ち出す企画を評価し、会長や副会長が自ら集会や街頭に参加し、挨拶をした。役員にとってもおそらく初体験のことであったと思われる。

こうして、今回の取組みは弁護士会にとっても意義のある闘いが展開できたといえる。

尚、私は、憲法問題委員会の委員長として弁護士会の活動を展開するとともに憲法を守る滋賀共同センターの代表として、そして、自由法曹団滋賀支部の支部長としても活動してきたが、世論に訴えるにしても、それぞれの立場からその特徴を生かした取組みをすることができたと思う。

第3 憲法を守る滋賀共同センターの取組み

労働組合や民主団体でつくる憲法を守る滋賀共同センターは、弁護士会の要請に応えるほか、独自に集

会や街頭宣伝、そして、昼休みデモを繰り返し、世論に訴えてきた。6月14日には、約800名の参加で膳所公園において県民集会を成功させた。この集会では、ナオユキさんの憲法漫談「地球のすみずみに憲法の花を」があり、聴衆と息のあったかけあいもあり、参加者が笑い転げながら、日本国憲法の重要性を認識した。また、10月4日、笠木透追悼コンサートを開催し、約280名の参加があった。「千羽鶴」等の野田淳子さんの歌、『安倍政権を笑い倒す』の松元ヒロさんのコント、「平和の暦」や「軟弱者」等の雑花塾の歌、参加者に笑いと涙の大きな感動をもたらした。歌やコント等文化の力で運動の幅を広げていくべきであることを痛感した。

共同センターは街頭宣伝や昼休みデモを直前緊急に呼びかけても、それなりの形を作れるだけの力量ができた。たとえば、2日前に呼びかけた7月14日の緊急デモ（JR大津駅前から県庁まで）にも約80名の参加があり、京都新聞は翌日それを一面で報じた。このとき、京都新聞の記者と話をし、こうした運動を報道する重要性を指摘したが、このあと京都新聞は集会やデモ、街頭宣伝をしばしば大きく取り上げるようになり、報道姿勢がよくなった気がする。

第4 自由法曹団滋賀支部の取組み

自由法曹団は、弁護士会や共同センターの運動を支えるとともに独自に街頭宣伝等を行ってきた。自由法曹団の大きな赤い旗だけでなく、のぼりも用意して活用した。事務局が作成した手作りの大きな垂れ幕も掲げた。県内の団員弁護士・事務局合計18名（過去最高）の参加で実施したこともあり、また、弁護士ではなく、事務局が主体でかわるがわるマイクを握り、参加できなかった事務局のメッセージまで読み上げるなどの街頭宣伝を行ったこともあった。団滋賀支部の事務局のパワーに脱帽であった。

街頭宣伝では、事務局を中心にシール投票を呼び掛けて対話をし、大津の花火大会のときには若い人向けに宣伝やシール投票を呼びかけた。このときには若いカップルが投票板を前に賛成、反対で会話するような場面もあった。

また、うちわ等を独自に作ったりし、絵本作家の長谷川義史さんの缶バッジも大阪から取り寄せ普及した。

滋賀支部では、弁護士も事務局も、平日の午後の時間帯、仕事をしないで8月集会（滋賀支部の研究討論集会）を開催している。今年は大先輩の内藤功団員に記念講演をお願いしたが、砂川事件を初めあらゆる憲法裁判闘争を経験されてきたお話は参加者に大きな感動と確信を与えた。また、その懇親会では街頭宣伝活動の感想等の経験交流も行い、大きく盛り上がった。

第5 廃止に向けての今後のたたかい

今後は、違憲の法律を作った議員を批判し、次の選挙で当選させないこと、議会を変えて法律を廃止すること、そして、政権交代を実現し、7・1閣議決定を覆すことが必要になる。

もともと、情勢が緊迫し、危機感を持って街頭でピ

ラを配っているとき、無視するように通り過ぎる人も多かったのも事実である。阿波根昌鴻氏の「平和の敵は無関心」という言葉が印象的である。

日本国憲法が生かされる、平和で人権が保障される国にするためには、無関心ではなく、一人ひとりが主体的に民主主義を担う社会に変える必要がある。

今回の闘いは、シールズ等の若者の運動に見られるように、全国でそうした社会を作る萌芽が醸成されたのではないかと期待できる。自覚的な運動の力に依拠し、戦争法廃止に向けてさらに工夫をして取組みを強化していきたい。滋賀も全国に負けないでさらに頑張るつもりである。

（滋賀支部支部長 玉木昌美）

京都 京都における戦争法阻止闘争

1 支部の取り組み

(1) ほぼ毎日街頭宣伝活動

京都支部では、毎月1回、17時30分から四条烏丸において、「憲法リレートーク」と題した街頭宣伝を、京都憲法会議、京都共同センター、の共催で実施してきた。戦争法の国会審議が本格化した5月以降は、毎週水曜日に、同街頭宣伝を行った。

さらに、衆議院特別委員会における強行採決前の7月10日から、集会・デモがある日以外はほぼ毎日街頭宣伝を行ってきた。7月上旬から下旬までは、①NHK前→自民党本部前、②公明党本部前の2グループで行った。7月15日、衆議院特別委員会で強行採決があった日には、共同センターにも呼びかけを行い烏丸御池において50人で街頭宣伝を行った。

8月に入ってからは、支部全体に街頭宣伝登録を呼びかけ、月曜日から金曜日まで、自民党本部前で30分街頭宣伝をした後、NHK前に移動して30分程度街頭宣伝を行った。

(2) 学習会講師活動

京都支部では、「憲法学習会」に積極的に取り組んできた。戦争法案の国会論戦が行われることを受けて、支部として「戦争法案」をテーマにした学習会の講師を派遣しますというFAXニュースをこれまで、学習会

の講師依頼があった団体に送った。

その結果、戦争法案提出以降、8月末までの3か月の間に、約130以上の学習会要請があった。特に5月中旬から7月にかけては、毎日どこかで、支部員が積極的に講師活動を行っていた。

(3) 戦争法反対ビラの作成

戦争法案の中身を書いたビラを作成した。ビラは好評で、他県の団支部及び団体からビラデータを送付して欲しいとの要望があった。

(4) 小括

支部員は、弁護士会、9条の会、京都アクション等複数の団体の活動に参加しており、京都全体で、毎日のように集会・街頭宣伝・デモが企画される中で、ほぼ毎日街頭宣伝や90日間の間に130以上の学習会の講師を派遣することは、人員確保の面でとても苦労した。

当初は、本当にやれるのか不安があったが、必ず責任を持つ担当者を決め、実際に実行するなかで、毎日街頭宣伝を行うことや学習会の講師を派遣することは十分にやりきることができるという確信を得ることが出来た。

2 他団体との共闘・共同

(1) 憲法9条京都の会の取り組み

憲法9条京都の会は、集団的自衛権行使容認を核とする戦争法案の成立を阻止するために取り組みを強化することを方針とした。

具体的には、第1に、毎月9日憲法署名宣伝行動を府下の賛同団体に呼びかけ、全府一斉宣伝行動として第1弾は5月9日(午後2時～3時 祇園石段下)、第2弾以下、6月9日、7月9日(いずれも午後5時半～6時半)、8月9日(午後3時～4時)、9月9日(午後5時半～6時半)(以上、いずれも四条河原町)に組み、会の宣伝行動にはのべ210名が参加した。

第2に、集約した憲法署名2万4942筆を6月12日国会へ提出し、3地域の9条の会が参加した。

第3に、戦争する国にしない!させない!3・5緊急学習講演会(講師 渡辺治さん 第3次安倍内閣の憲法破壊の暴走にどう立ちむかうか 270名参加)に組み、大変タイムリーな企画として大成功させた。

第4に、旺盛な学習会の開催を呼びかけ、会としても昨年(12回)を上回る16回の講師活動に取り組んだ。

第5に、通常国会中の戦争立法の成立を阻止するための新しいネットワーク(戦争立法NO!京都アクション)結成を呼びかけ、その後の広範な活動を創り上げた。

また、三条ラジオカフェFM放送番組「けんぼうサロン京都」は、新たに「憲法ラジオ京都」として放送枠を6分間から9分間へと拡大して放送しており、毎日新聞紙上でもFMラジオを活用しての9条運動として注目され、紹介された。

(2) 5・3憲法集会 in 京都

「生かそう憲法 守ろう9条 5・3憲法集会 in 京都」は、憲法9条京都の会が主催し、実行委員会が企画運営する形式で、標記憲法集会を円山野外音楽堂で開催し、約2400名が参加し、その内の約2000名が憲法ウォークに参加した。

オープニングは河野康弘さん、おもちゃ楽団、京都うたごえ協議会、平和おどり普及会の歌と踊り賑やかに開会し、主催者あいさつ(世話人垣田さち子さん)

のあと、来賓として4政党及び真宗大谷派からあいさつをいただいた。

その後、集団的自衛権行使は亡国の安全保障と題して柳澤協二さんの講演、茂山あきらさん、童司さんによる狂言「柿山伏」、青年・若者アピール(同志社大学3年生、立命館大学卒業生)など、多彩で盛り沢山の企画に、参加者からは「大変よかった」「元気をもらった」との感想が寄せられた。

恒例になっているこどもの日プレゼント企画(新はぐるま ひろしま原爆の木 新しい憲法のはなし)も好評だった。昨年の11/3憲法集会に引き続き、京都96条の会代表岡野八代さんが閉会あいさつし、憲法9条京都の会との連携がより強まる取り組みとなった。

集会後の憲法ウォークは、これまで以上に華やかな行進となり、平和おどりのメンバーが祇園石段下で踊りながらデモ隊を迎えるなどデモ隊の行進ルートの所々へ参加し、市民の注目を集めた。

戦争法案が準備されている情勢への危機感もあり、多数の市民が参加する、戦争法案阻止の最初の大きな取り組みとなり、成功した。

(3) 戦争立法NO! 京都アクション

5月3日の憲法集会で、憲法9条京都の会事務局長名で結成が呼びかけられ、5月15日、通常国会中の戦争立法の成立を阻止するための新しいネットワークとして誕生した。

新しい主権者運動として、また、団体間共闘の発展を展望して、個人呼びかけ方式(主な呼びかけ人は有馬さん、安齋さん、梅原さん、瀬戸内さん、鶴見さん、益川さん、岡野さん等)とし、6月13日円山集会・デモ(2300名参加)、6月24日市役所前演説・デモ(400名参加)、7月18日円山集会・デモ(4000名参加)、8月4日市役所前演説・デモ(650名参加)、9月13日円山集会・デモ(4700名参加)に組み、京都での戦争法阻止の運動の最も広範な運動となった。

9月18日、同月24日には、市役所前演説・デモに取り組んだ(9月18日1500人、9月24日600人)。

3 弁護士会の取り組みへの参加

(1) はじめに

京都弁護士会が行う活動に支部員が積極的に参加した。京都弁護士会では、憲法問題委員会や秘密保護法対策本部のみならず、理事者もこれらの問題を重視して取り組んでおり、他会と比べても旺盛な取り組みを展開している。

(2) 京都弁護士会史上最大級の集会、パレード

4月25日には、「積極的平和主義を問い直す」と題して、元自衛官の泥憲和さん、日弁憲法問題対策本部事務局の井上正信さんにご講演いただいた。参加者は200名を超え、急遽椅子を並べる必要があるほど盛況だった。

7月22日には、「戦後70年と安全保障法制を考える」と題して、元衆議院議長の河野洋平さんのインタビューを流したほか、小松浩立命館大学教授にご講演いただいた。悪天候の中、集会に550名、パレードに250名の方にご参加いただいた。

8月29日には、弁護士会史上初めて円山公園音楽堂を舞台にして、「平和安全保障法制の今国会での成立NO！緊急府民大集会」を開催した。会場に入れなかった600名を併せて5000名を超える方にご参加いただき、市役所前までのパレードも実施した。このような大規模な集会&パレードを開催したのも弁護士会史上初だった。

(3) 街頭署名活動

昨年12月から毎月1回のペースで街頭署名活動を実施してきたが、今年の6月中旬以降は情勢を睨んで毎週1回のペースに増大した。歴代会長や女性弁護士を中心とした街宣のみならず、各政党との共同や京都司法書士会との共同など、幅広い共同を心がけた。そして、9月16日には10時間マラソンスピーチ大会を開催し、135名の方からスピーチやメッセージを寄せていただいた。

日を追うごとに、市民からの反応が良くなり、弁護士会に対する期待の高さもひしひしと感じるようにな

った。その集大成が10時間マラソンスピーチ大会だったと言える。

(4) 会長声明

昨年7月24日に「立憲主義を冒瀆する今回の閣議決定に断固抗議する会長声明」を發したことを皮切りに、今年5月1日には「集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定に基づく法整備に断固反対する会長声明」、7月16日には「安保関連法案の採決強行に抗議する会長声明」と続けて發表している。

(5) 講師派遣

安保法制に関する講師派遣について8月に募集を開始したところ、約1か月の間に7件の申込みがあった。

4 最後に

2015年8月11日の参院安保法制特別委員会において、統合幕僚幹部が戦争法案の成立を前提に新ガイドライン（日米軍事協力の指針）を実施するための詳細な計画を記した資料を作成していたことが暴露された。

同資料には、PKO活動について、2016年3月以降新法制に基づく運用が行われる旨記載されていた。

しかし、中谷防衛相が、11月13日の記者会見で、南スーダンPKOについて「新しい法律に基づく行動については具体的な検討や準備を進めている段階だ。今度派遣される部隊に新しい任務や活動を付け加えることは考えていない」と明言したとの報道がなされた。

これは、2016年7月の参議院選挙前に、戦争法を實踐することで、さらなる国民の反対運動が起こることを懸念したのであり、戦争法案反対の大多数の国民の声が、戦争法の實踐が当初の計画を延期させたのである。

今後、参議院選挙で戦争法に投票した議員を落選させることが、戦争法を實踐阻止及び廃止への大きな力となる。今後も、継続的に戦争法廃止のために、幅広い運動を続けていきたい。

(京都支部 尾崎彰俊)

兵庫 兵庫県での戦争法制阻止のたたかい

1 兵庫県弁護士会の活動と団員の支援

兵庫県では、これまでも支部団員がそれぞれの地域で、学習会などを行っていたが、今年度は、兵庫県弁護士会の安保法制反対の運動に大きな力を発揮した。

兵庫県弁護士会は、特定秘密保護法反対の運動の一環として、団支部が主催団体となっている毎月の街頭宣伝・パレードに協賛し、過去の集会では、副会長が挨拶するなど連携を続けていた経緯があった。

そこで、兵庫県では、弁護士会の運動を、団員の弁護士がさらに支援する役割を担ったことから、以下、報告する。

2 6月21日の大集会・パレードへ

まず、兵庫県弁護士会の憲法問題委員会に、若手の団員や明日の自由を守る若手弁護士の会に参加する弁護士らが多数参加し、6月21日及び8月29日の兵庫大集会・パレードのスタッフとして、大いに力を注いでくれた。

兵庫県弁護士会は、共催は日弁連と近弁連のみで、他団体の協賛は募らない方針で集会を行うこととし、これまで屋外での集会の経験もなかったことから、当初、全く、ノウハウを有さない状況であった。そのため、憲法問題委員会の担当副会長や正副委員長が、精力的に、集団的自衛権行使容認反対及び特定秘密保護法反対という集会の趣旨に賛同してくれる可能性のある団体に、挨拶回りを行い、関係を作っていくことから始めた。この挨拶回りによって、これまでの枠を超えた団体の参加を得ることができたし、集会のノウハウについても教示を受けることができた。

また、兵庫県では、2015年には、統一して憲法集会を行っておらず、3つの団体が別れて集会を行っていたため、全ての集会に同委員会の正副委員長が出席し、集会のチラシを持参して宣伝を行った。これに加えて、団員やあすわかの弁護士が学習会や憲法カフェに行く際に、必ず、集会のチラシを持参してもらい、宣伝に努めた。また、兵庫県弁護士会の「ゆるキャラ」である「ヒマリオン」を大学が集中するポートアイランドに派遣し、多くの学生が通学するところで、あす

わかの早朝宣伝と連続して、集会のチラシを配布するなどした。

また、チラシ以外にも、ポストカードを作成し、街頭で配布した。ポストカードは、すぐにカバンなどに収納できることから受け取りは良かった。なお、ポストカードに、兵庫県支部の団員であるH弁護士が、「正念場」と筆書し、兵庫県弁護士9条の会の弁護士に発送し、これに感銘を受けた多くの弁護士が、集会に参加する流れもあった。

6月21日の大集会・パレードは、伊藤真弁護士を招き、当会会員のリレートークを行う集会を行った後、2コースに別れて三ノ宮・元町といった神戸の中心街を、弁護士会側が事前に予想していた3000枚のプラカードの数を超える9000人の市民が練り歩いた。

これまでの神戸の集会に比べても空前の規模であったし、弁護士会からもあすわかの弁護士などの「電話作戦」により、百数十人の参加があり、参加者の中には、学生の他、子ども連れの母親や父親など、これまでの集会参加者層とは異なる市民の参加があるなど画期的な集会とすることができた。当日は、街頭で、母親と一緒に少女が、母親にパレードのことについて話をし、「これだけの人が反対と言っているってすごいね」と言っていた様子などが報告されており、参加者を超えて、安保法制反対の動きが拡大した瞬間であったと思う。

3 8月29日のパレード

8月29日のパレードは、6月21日の大集会・パレードの時に比べ、準備期間は短く、また、神戸、姫路、尼崎、豊岡の4か所同時開催を行うとしたことから、執行部や各支部の手続などの問題や、各種申請などの集会の運営方法のノウハウなどを教示する時間などが必要となり、労力を要することとなったが、それぞれの支部で、主体的に集会への成功に向けた取組が行われ、これまでにない経験を弁護士会が蓄積することができた。

また、集会の2週間前くらいには、神戸駅前での街頭宣伝では、ほとんどの人が弁護士会のチラシを受け

取っていくなど、関心の高さが目に見えて広がっていた。

8月29日のパレードにおいても、各地の団員やあすわか弁護士が、大きな力を発揮して、4箇所合わせて6000人規模の集会を行うことができた。

特に、8月29日には、大学やSEALDs KANSAIの学生など外部の方々のリレートークを行い、4箇所独自のコールを考え、中には、支部独自にノボリを製作するなど、各地域で個性的な取組が主体的に行われたことは、この問題に関する弁護士会の各支部の成熟度を示すものとして特筆に値すると思われる。

さらに、弁護士会としては4箇所同時開催であったが、西宮、淡路など他地域で、弁護士会の集会と同時刻にパレードを企画するなど、予想外に、弁護士会の集会に呼応した動きが広がるなど、地域における弁護士会の存在感は大きなものとなったと思われる。

弁護士会が、思い切って、4箇所同時開催を行ったことにより、兵庫県全域において、安保法制反対の声が上がることとなった。

もともと、兵庫県内では個々の団体の運動に止まっていたため、統一した大集会が期待されている状況で、兵庫県弁護士会の運動は、必要な労力を惜しまず、奮闘した兵庫県支部の団員やあすわか弁護士の力によって、6・21兵庫大集会パレードの成功が生み出され、さらに、一過性のものにとどまらず、8・29「4か所同時開催」兵庫パレードという独自の取組の成功にも発展していったと思われる。

4 若手団員の活動

団員の若手弁護士は、SEALDs KANSAIの

見守り弁護団に参加したり、子育て中の母親に少人数での憲法カフェを実施するなど、これまでの活動の枠を超え、必要とされる知識や情報を、わかりやすく柔軟に提供することに努めていた。

もちろん、弁護士会から協賛を受けている月1回の定例街頭宣伝などでは、団員が率先して、街宣車に上り、アピールを行っている。さらに、安保法制の審議入りの後は、街頭宣伝の回数を増やし、これらの宣伝にも団員が参加している。今後も、弁護士会が協賛している点を意識しつつ、定例の街頭宣伝のあり方などについて内容を適時に見直し・工夫をこらし、より多くの人々への参加を得られるよう積極的な取組が求められる。

また、若手の支部団員は、これまでの運動も継続しながら、新たに求められている領域にも、柔軟な姿勢で臨み、相手の立場に立って、あすわか兵庫の取組を積極的にを行い、団の活動を超えて、これまで関係のなかった団体・個人などと様々な交流を続け、着実に、「知憲」を目的に掲げる「憲法カフェ」によって立憲主義の学習会を成功させている。今後の活動においては、あすわか兵庫のメンバーと意見交換をするなどして、短期間のうちに、効果的に、広範な活動を行うために、団支部に求められていることを確認することも必要ではないかと考えている。

団員は、今後も、弁護士会の内外で、安保法制反対の取組の中心的役割を担うことになる。現在、兵庫県では、弁護士9条の会などが進める11月23日(祝)の戦争法制廃止の集会に向け、団員たちが準備を進めているところである。

(兵庫県支部事務局長 吉田維一)

和歌山 和歌山県における戦争法制阻止の取り組み

1 和歌山県下における取り組み

2015年5月以降の戦争法制阻止の取り組みは、「憲法九条を守るわかやま県民の会」の事務局が把握・集約し、一覧表にまとめている。

一覧表には、集会・デモ・パレード、学習会、街頭宣伝・アピール行動、議員事務所訪問などの活動の場

所(市町村)、主催団体、行動内容、参加人数が詳細に記録されている。

5月3日から9月26日までの行動の数(項目数)は259、延べ参加人数は19,689名に及んでいる。また、10月から12月までの廃止行動などもまとめられている。

これらは、事務局が把握した県下の取り組みであり、

事務局で把握できていない取り組みも行われている。

主だった集会・行動は以下のとおりである。

- 5月 3日 「Happy Birth Day 憲法」
和歌山市・西の丸公園 1000名
- 5月15日 9条ネット
和歌山市 ランチタイムデモ 100名
- 5月23日 憲法9条を守る県民の会
和歌山市 We love 憲法 小森陽一氏
- 6月11日 弁護士9条の会
和歌山市 ランチタイムデモ 120名
- 6月14日 海南・海草共同センター
海南市 結成・学習会 80名
- 6月23日 沖繩連帯集会 和歌山市 180名
- 7月 1日 9条ネット
和歌山市 ランチタイムデモ 100名
- 7月12日 弁護士会主催 大集会・パレード
和歌山市 2500名
- 7月12日 有田共同センター 学習会
湯浅町 200名
- 7月29日 ワカケン with ママ
和歌山市 JR駅頭署名宣伝行動 80名
- 7月31日 田辺・西牟婁住民の会
田辺市 抗議集会・パレード 170名
- 8月1-2日 平和のための戦争展
和歌山市 340名
- 8月 6日 紀南連絡会 集会・パレード
新宮市 100名
- 8月 9日 橋本連絡会 集会・パレード
橋本市 150名
- 8月10日 弁護士9条の会
和歌山市 ランチタイムデモ 100名
- 8月29日 日高町9条の会
学習会 由良弁護士 50名
- 8月30日 平和フォーラムなど
8・30行動・デモ 500名
- 8月30日 アクション実行委員会
和歌山市 いっせい街頭宣伝 計323名
- 8月30日 和歌山民医連
和歌山市 平和夏まつり 400名
- 8月30日 田辺・西牟婁住民の会
大宣伝行動 200名

- 9月 4日 御坊・日高共同センター
講演とサックス演奏 150名
- 9月 5日 和歌山市自治体関係者9条の会
学習会 本田朱里氏 100名
- 9月 6日 9条を守る那珂郡民の会
紀の川市 集会&パレード 400名
- 9月12日 田辺・西牟婁住民の会
田辺市 集会&パレード 300名
- 9月13日 戦争法廃案!安倍政権退陣行動
和歌山市・西の丸公園 1000名
- 9月13日 アクション実行委員会
和歌山市 いっせい街頭宣伝 計216名
- 9月17日 「総がかり」 in 和歌山
和歌山駅前ロングラン宣伝
200名(弁護士 40名)
- 9月18日 「総がかり」 in 和歌山
和歌山駅前ロングラン宣伝
100名(弁護士 27名)
- 9月23日 9団体
和歌山市・西の丸公園集会・デモ 500名

2 弁護士の団体による取り組み

(1) 和歌山支部団員の活動

和歌山においては、自由法曹団和歌山支部団員は、「憲法9条を守る和歌山弁護士の会」、「青年法律家協会和歌山支部」に全員参加しており、さらに和歌山弁護士会憲法委員会の委員となっている団員が多い。

そのため、団支部の名称で活動をせず、それらの団体の中心メンバーとなって、戦争法制阻止に取り組んできた。

(2) 「憲法9条を守る和歌山弁護士の会」

この会は、発足当時から、和歌山弁護士会の会員数の過半数の会員を維持してきた。現在は140名の弁護士会会員中の44%に当たる62名が入会している。

また、この会は、市民運動の「9条ネットわかやま」とも連携して活動している。

① 2014年6月から2015年10月まで、毎月「ランチタイムデモ」を開催し、お昼休みの時間帯に市内でパレードを16カ月連続で行っている(今後も続ける予定)。

② 2015年8月1日の紀州踊り(ぶんだら節)に

「9条連」という連をつくって参加した。これまで7年間ほど毎年参加している。

③ 新聞意見広告を有料で(カンパによって)出してきた。

2015年2月11日 毎日新聞 朝刊 和歌山版
2月12日 朝日新聞 朝刊 和歌山版
9月7日 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞各紙

④ 2015年5月3日 憲法フェスティバル(和歌山城西の丸広場)。「HAPPY BIRTHDAY憲法 in WaKaYaMa」開催。音楽とフラダンスなどとモチまきなどで憲法をお祝いするフェスティバルで、今年は2年目。

⑤ 2015年8月6日 「安保法案反対!わかやま10,000人アクション」の呼びかけ。これに呼応して、県下の運動団体が取り組み、運動を集約点とした。

(3) 和歌山弁護士会(憲法委員会)

① 集会、街頭宣伝活動

2014年

9/16 市民集会(集団的自衛権ってなんですか?~憲法と集団的自衛権を考える)講師 伊藤真氏 270名

2015年

2/16 集団的自衛権行使容認に反対するアピール・パレード

6/2 JR和歌山駅前街宣活動と署名活動 会員10名参加

6/12 市民集会「安全保障法制の内容と問題点」日本のこれからの平和について考える-講師 井上正信氏 130名

6/26 南海線和歌山市駅前街宣活動

7/2 JR和歌山駅前街宣活動と署名活動

7/9 JR和歌山駅前街宣活動と署名活動

7/12 市民集会「憲法違反の安保法制」に反対する7.12和歌山大集会&パレード。市民2500名(会員40数名)。

9/7 和歌山県下一斉街頭演説

(編集者注)和歌山支部からの報告には、「県民の会」の事務局が作成した県下の行動の一覧表(MS-Excel)が付されていました。300項目近い行動の詳細な記録で、あまりにも膨大でそのまま報告集に組み込むことができないため、本文1項に概要を紹介するとともに、主だった行動を抽出しました。

午後5時頃に和歌山市、橋本市、海南市、田辺市、新宮市で一斉に街頭演説会を実施し、ウチワを配布。会員計24名参加。市民合計約250名。

9/17 JR駅前街頭宣伝活動。街宣とチラシ配布。会員7名参加

② 会長声明

2014年

7/10 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に抗議する会長声明

2015年

5/19 安全保障関連法案の国会上程に抗議し、撤回を求める会長声明

6/24 安全保障法制を改定する法案に反対し、廃案を求める会長声明

8/14 安全保障関連法案の衆議院における採決の強行に抗議し、廃案を求める会長声明

10/16 安全保障関連法案の採決に抗議する会長声明

③ 国会議員・政党への要請活動

民主党	岸本周平	6/9	本人	15分
-----	------	-----	----	-----

自民党	県本部	7/7	事務	5分
-----	-----	-----	----	----

公明党	県本部	7/7	事務長	5分
-----	-----	-----	-----	----

民主党	岸本周平	7/7	秘書	10分
-----	------	-----	----	-----

共産党	県委員会	7/7	県議等	25分
-----	------	-----	-----	-----

自民党	世耕弘成	8/22	秘書	5分
-----	------	------	----	----

自民党	鶴保庸介	8/24	秘書	5分
-----	------	------	----	----

④ 署名活動(日弁連)

和歌山弁護士会で5376筆の署名を集めた。

⑤ 報告集「集団的自衛権って何ですか?伊藤真氏講演録」を出版し、政党、県選出国會議員、県議會議員等に配布した。

(4) まとめ

以上のように、和歌山弁護士会、憲法9条を守る和歌山弁護士の会が主催・呼びかけた集会やパレードに、意見・潮流の異なる市民・市民運動団体が呼応して主体的に共同して作り上げていく運動が出来た。

7月12日の2500人の大集会とパレードは、そのようにして成功した。

(和歌山支部 由良登信)

奈良 奈良県における戦争法阻止闘争

1 団奈良支部の活動

2月22日、奈良パークホテルで開催された憲法討論集会には、全国から131名の参加があり（近府県の団事務所や常任幹事に対してダイレクトメールで参加呼びかけを行った）、戦争法制を阻止するために全団を挙げて取り組もうとの「平城京の誓い」を行った。奈良支部からも15名の団員が参加した。

団奈良支部が重視したのは、講師派遣活動である。昨年秋以降に取り組んだが、戦争法案の国会上程後は、6月が5件、7月が5件、8月が9件、9月が2件の合計21件の学習会に講師を派遣した。9月19日の法案成立後も年内に4件の講師派遣依頼が来ている。

従来は一部の団員に偏っていたが、12名の支部員が講師活動を分担したことは大きな前進と評価しているが、7月15日の衆議院特別委の強行採決後、もっともっと学習運動が広がらなければならなかったはずだが、十分に対応できなかったように思われる。

奈良弁護士会の8・22集会や共同センターの集会・デモの成功にも団員が貢献した。

2 共同センターの活動

団奈良支部は、「憲法9条を守れ！奈良県共同センター」の16の構成団体の一つであり、代表世話人に佐藤が就任している。

戦争法案の国会上程後、5月22日、共同センターは、全県活動者会議を開催し（70名参加）、法案絶対阻止を目指して意思統一を行った。

6月23日 JR高田駅前集会

6月26日 森英樹名大名誉教授の講演会（250名）

7月7日 奈良県民集会・パレード（近鉄奈良駅前）
900名参加

7月15～17日 近鉄奈良駅前噴水広場での座り込み・各駅頭宣伝

<7月16日の衆議院本会議で強行採決>

7月19日 JR奈良駅前で抗議集会（奈良県9条の会主催）600名参加。八木駅前でも抗議集会。

7月30日 保険医協会・民医連の白衣宣伝（近鉄西大寺駅前）

8月2日 大宮通り・大プラスター宣伝 300人参加

8月15日 「非戦と戦争法案阻止の集い」とパレード（近鉄西大寺駅前）300人参加

8月30日 JR奈良駅前集会（600人）県内8カ所で集会・宣伝

9月17日 近鉄奈良駅前集会・パレード（1200人）

弁護士会主催の8・22集会がピークであるが、共同センターなどが主催する街頭集会やデモが、7月7日以降、7月19日、8月2日、8月15日、8月30日、9月17日と6回に亘り、数百人から1000人前後の規模の集会が開催されたのは、かつてないことであった。

11月6日、共同センターと国民運動奈良県実行委員会が共催で「戦争法は直ちに廃止！安倍暴走政治ストップ！奈良県民集会」を1000人規模で予定している。

来年1月には、共同センターと1000人委員会が共催する大集会が開けるよう、準備を進めている。

3 弁護士会の活動

ここ数年、著名な講師を招いての憲法学集会を開催してきた。

昨年11月、樋口陽一氏の講演会には350名が参加。本年は森英樹氏の前記講演会の翌週の7月8日、伊藤真弁護士の講演会を開き、300名が参加。

なんといっても、特筆すべきは、弁護士会が初めて企画した屋外集会とパレードの取り組みである。

8月22日午後3時から奈良公園での市民集会「止めなくっちゃ！安保法制」には約2500名の市民が参加した。弁護士会員も家族連れで、数十名が参加し、受付、案内、チラシ配布、隊列整理、マイクでのコールなど、多くの役割を分担した。

マスコミの関心も高く、いわゆる組織動員でない、一般市民や学生などの参加も目を引いた。

奈良弁護士会と日弁連の共催だったが、準備段階か

ら、戦争法案に反対する共同センター、1000人委員会、9条の会ならの3つの市民団体の責任者に、弁護士会での実行委員会の会合に参加してもらい、集会・パレードの成功のために一緒に企画を練り上げた。

共産党系、社民党系・民主党系の団体が初めて共闘できたのは、弁護士会主催だったからである。その後、共同センターと1000人委員会は、互いに集会に代表を送ることが定着しつつあり、弁護士会長も市民団体の集会での挨拶を重ねている。

戦争法廃止を実現するためには、日弁連と全国の52単位会が従来以上に活動していくことが求められているが、問題は、中堅、若手の弁護士がどれだけ、自

分の課題として積極的に参加してきてくれるかに係っているように思われる。

4 最後に

最後に、私個人のささやかな活動を紹介しておきたい。6月12日から早朝駅頭宣伝で30分間マイクを握り、9月24日まで、23回、戦争法案阻止を訴え続けた。

今後は、「戦争法廃止の国民連合政府」実現のために、微力を尽くしたい。

(奈良支部 佐藤真理)

大阪 大阪の戦争法制阻止闘争

1 都構想住民投票と戦争法制

大阪では、戦争法制反対運動（9月に強行採決）の直前に、大阪都構想の住民投票の反対運動が行われていた（5月が投票日）。大阪都構想は、その制度自体が理解困難なものであり、都構想のメリット・デメリットなどの理論面の主張が最後まで運動の中心となった。

これと比較してみたときに、戦争法制の理論面（違憲であること）は、憲法学者・法制局長官経験者・元最高裁長官などの意見表明もあり、比較的早期に決着が付き、主戦場は集会・街頭宣伝・デモなどの世論形成であった。大阪でも、都構想問題の時をはるかに上回る数の街宣・デモとその防衛要請があった。

2 SEALDs KANSAI、SADL

関西でも、SEALDs KANSAIやSADL（民主主義と生活を考える有志）などの若者団体による活発な活動があった。6月頃から街頭宣伝などが行われ、7月19日、SEALDs KANSAIとSADLの共催で企画された御堂筋デモには主催者らの予測をはるかに上回る8000人もの市民が参加して、関西の安保関連法案反対の運動の大きな弾みをつけてくれた。

その頃からSEALDs KANSAIは、大阪・梅田、神戸・元町、京都を巡回して金曜街宣を行うようになった。金曜街宣は、9月25日の最終街宣まで毎週実施され、強行採決直前の9月17日（木）にも実

施された。

若者団体主催によるデモは、8月23日にSADLが実施し1200人の市民が参加した。さらに、9月13日（日）には、SADLとSEALDs KANSAIが近畿二府四県の若者団体に呼びかけ、Turn SOWL KANSAI、しーこぶ（滋賀）、ぐらり（障がい者支援団体）ほか11団体が6台のサウンドカーとともにデモを実施し、2万人の市民が参加して御堂筋を行進した。

自由法曹団大阪支部からも多くの団員が見守り弁護士団@関西に参加して上記のデモや街頭宣伝活動をサポートした。

3 大阪弁護士会の活動

(1) 法案提出前

大阪弁護士会では、2014年7月1日に集团的自衛権閣議決定がなされた後、会長声明などでその違憲性を批判した。その後、安全保障法制懇の報告や閣議決定で示された内容を手がかりに、集团的自衛権行使容認を具体化する法制について憲法委員会のメンバーが検討し、2015年2月号の「月刊大阪弁護士会」に特集記事を掲載した。

この検討を基礎として、2015年6月1日に国会上程された安保法案に対し、弁護士会としての批判の意見書を出した。

(2) 2015年6月7日集会

弁護士会主催で集団的自衛権行使容認反対の集会をもつこととなり、6月7日に扇町公園で4000人が参加する集会をもった。この集会は弁護士会主催であるが、平和・憲法に関わる運動をすすめてきた市民団体にもよびかけ、憲法会議共同センター・平和人権センター・69（ロック）アクションといった三団体の事務局も準備段階から参加し、集会とパレードの企画をした。大阪弁護士会の規模からすれば、愛知・兵庫・広島などの集会に比較して参加者は必ずしも多くなかったが、三団体の共同行動は、その後の8月30日集会などで定着した。

(3) 2015年7月30日納涼パレード

6月7日の集会は、市民団体・労働組合の力によるところが大きく、弁護士会員が主要な参加者となった行動が必要との議論から、7月30日に弁護士会館出発で西天満周辺をパレードする納涼パレードが計画され、主として会員弁護士を集めて300人が参加した。マスコミからも注目される行動をしようと、当日浴衣と七夕風の笹を用意し、30人以上が浴衣でパレードに参加した。

(4) 2015年8月8日集会

国会審議が参議院に移った後、8月8日に大阪弁護士会館で水島朝穂早大教授をメイン講師に集会を持った。水島教授の講演のほか、ノーベル賞受賞の益川敏英京産大教授、演出家の若木ふみ氏、作家の森村誠一氏と玉岡かおる氏のメッセージをビデオレターにして会場で再生した。国会情勢も大幅延長で緊迫し、各団体が街頭行動をするなかで、弁護士会らしく、憲法と平和の問題を掘り下げようという計画であった。

(5) 街頭宣伝・署名行動

日弁連の署名の提起とともに、大阪弁護士会としても街頭での署名宣伝行動を合計6回おこなった。9月には天神橋筋商店街の入り口で、うちわとチラシ配り、署名の呼びかけをした。大阪弁護士会の署名集約は、日弁連からの要請数を上回った。

4 各種学習会での講師活動

2012年4月自民党改憲草案が出された頃から、大阪府内の各地域・小規模での学習会講師要請が増えていった。昨年9月の団大阪支部総会では、1年余り

で300回以上と報告されたが、今年も引き続き、大阪支部として学習会講師派遣を打ち出し、支部団員が多数の講師を引き受けてきた。講師レジュメや経験の交流を幹事会やML上で適宜行ってきた。室内の学習だけに満足せずに街頭宣伝に打ち出す自信を持ってほしいと願って、法的理屈だけではなく、平和を希求する実感に根ざした講演内容とすることに努めた。

5 ブックレットの出版・頒布

大阪支部編集の『国際法・憲法と集団的自衛権』ブックレット（清風堂書店出版）を、今年5月1日に発売した。

昨年秋に、集団的自衛権の連続研究会を行い、松井芳郎先生（国際法学・名古屋大学名誉教授）及び森英樹先生（憲法学・同名誉教授）を招いて講演いただいた内容を、Q&A形式に編集したものである。

昨年4月『今、この国で何が起きているのか』100円パンフを6000部頒布後、7.1閣議決定以後の情勢を踏まえた第2部発行をめざし、政府が示した憲法解釈の変更を正当化する15事例の研究や特定秘密法を具体化する法令の研究をしてきた。また、大阪支部団員の憲法講師経験から、「危険はわかったから、ではどうすれば良いのか」「個別的自衛権は認めて良いのか」という鋭い根本的疑問に、より深い法理論で学び伝えるために、1冊700円で3000部頒布した。

6 弁護士による街宣活動

講師活動では、参加者に対して、街頭へ出て戦争法案の危険を伝えてほしいと行動提起を行い、団員自身も意識的に、各地の民主団体と一緒に小規模な街頭宣伝に出た。

また、憲法会議等の提起する街頭宣伝や集会・デモ参加だけでなく、大阪支部から民主法律協会・青法協大阪支部らへ共催申し入れをして、今年7月から業務の合間を縫って各駅頭で、弁護士による街頭宣伝を月2回ペースで行った。団員所属事務所の中で真夏の炎天下で週1回の街頭宣伝を継続したり、団員有志が3人からでも空いた時間に街頭宣伝をするとML上で提起し、呼応する活動が広がった。

7 大阪弁護士9条の会

大阪弁護士9条の会は、2004年12月2日、当時、集団的自衛権行使を認める憲法改正の動きに危機感を抱いた大阪弁護士会所属の弁護士160人が呼びかけ人となり、日本国憲法9条を守り、日本を「集団的自衛権」の名の下に再び「他国で戦争をする国」にしてはならないという観点から、「9条の明文改憲に反対する」という一点で一致し、結成された。

昨年の閣議決定後の終戦記念日には、母親連絡会が難波高島屋前で、「赤紙」（召集令状）を配布する際、女性9条の会、医科歯科9条の会、宗教者9条ネットワーク、マスコミ9条の会、法律事務員9条の会と共同でリレートークを行い、戦後70年の今年も同様の取り組みをした。

今年3月6日には、イラクでISの人質にとられ犠

牲になった後藤健二さん、湯川遙菜さん事件から集団的自衛権を考えることをテーマに、ジャーナリストの西谷文和さんの講演会を開催した。ここには、シリア難民のユーセフさんもゲストで参加し、憲法9条をもつ日本だけが平和的貢献ができる国であり、9条を活かした平和外交こそが日本の行く道、唯一の紛争解決の道であるということを確認した。

6月29日には、元自衛官の泥憲和さんを招いて「元自衛官が語る集団的自衛権・戦争立法」と題する講演会を行った。参加者は120人を超え立ち見も出る盛況で30冊準備した泥さんの著書も完売した。泥さんは自作のパワーポイントの資料を駆使し、自衛隊時代の経験に裏打ちされた極めてわかりやすい話をされ、内容も大好評であった。

(大阪支部 藤木邦顕・中平 史・名波大樹)

大阪 大阪憲法会議・共同センターにおける憲法を守る闘い

自由法曹団大阪支部は、大阪憲法会議・共同センターの事務局団体として、各団体と連携して、憲法を守る闘いを推し進めた。本年の大阪憲法会議・共同センターの取り組みを報告する。

大阪では、大阪都構想の住民投票が実施される5月までの間、安倍政権が進める戦争する国づくりに対する直接の阻止闘争のみならず、これと連動した大阪都構想の住民投票への反対運動が、憲法を守る大きな闘争となった。

大阪都構想を推し進めようとする維新・橋下大阪市長は、9条を主眼とした憲法改正が絶対に必要と発言しており、大阪都構想の住民投票が憲法改正の国民投票の前哨戦・予行演習であると位置づけていた。橋下市長と安倍首相との憲法改正に向けた協力姿勢は鮮明にされており、安倍政権は、憲法改悪での維新の協力を期待して、橋下市長の唱える大阪都構想（大阪市廃止分割構想）へのエールを送り続けていた。

橋下市長の勝利を許してしまうならば、安倍・橋下ラインによる憲法改悪・戦争法制への動きを強力に加速させてしまうこととなる。そのため、大阪では、都構想住民投票において橋下市長の野望を打ち砕くことが、憲法改悪・戦争法制の阻止の闘いとして最重要の

課題であった。

大阪憲法会議・共同センターは、大阪都構想の阻止が、安倍首相による憲法改悪阻止をも意味すると位置づけて反対運動を展開した。自由法曹団大阪支部も、大阪憲法会議・共同センターの事務局団体として共闘した。

街頭宣伝、集会、学習会などを強力に展開して、戦争法制反対を訴えると同時に、都構想の動きが安倍政権の戦争法制に連動したものであることを強く訴えた。これらをバックアップすべく、自由法曹団大阪支部でも、法律家団体として、都構想の住民投票で反対票を投じて貰うための運動において何ができて何ができないのかの解明を図るべく議論を重ねた。この結果を受けて、各団体に対して、統一地方選機関中に都構想反対宣伝を行うことが可能であることを明示し、運動を盛り上げるべく、住民投票運動の手引きを作成・配布した。

その結果、5月17日の住民投票では、大接戦ではあったが、反対が賛成を上回って大阪市の存続が決定し、橋下市長は、任期満了による政界引退を表明した。

この都構想反対運動及びその成功は、市民の声による運動の成功例として、その後の戦争法案反対運動の

大きな支柱となった。

都構想反対運動の勝利を受けて、大阪憲法会議・共同センターは、直接の戦争法制反対運動として、府下一斉宣伝・対話・署名運動を加速した。

戦争立法の危険な狙いを中心に、地域で広がる憲法学習運動をさらに草の根に広げる運動を行った。また、戦争法案の危険性の学習を力にすべく、宣伝・対話を広げ、200万人署名を達成させる取り組みも行った。宣伝行動の地域的拡大のため、各ターミナルを中心に、地区・行政区全てに宣伝活動の網を広げ、大阪府下300カ所での一斉宣伝行動も何度も実施した。

大阪都構想反対運動の際の経験を活かし、7月には常設の闘争本部を設置して、連日、デモや集会の情報を集約・告知して各地での行動を盛り上げた。集会や街宣、学習会等で配布するビラやリーフレットも常に国会の動きに即応した最新版を用意するとともに、そのまま抗議ファックスに利用できるようなものにして

配布した。

宣伝の回数も日々増加させていき、9月には毎日パレードを行った。都構想反対運動の経験も踏まえ、地域拠点に良心的保守との共同を作る運動も展開し、府下の戦争法制阻止に向けたネットワークも拡大した。与党議員に対する戦争法案反対の要請行動にも積極的に取り組んだ。

大規模府民集会についても、6月23日、7月18日、8月30日には扇町公園にて、多くの個人・団体と連携して1万人～3万人規模の府民大集会を実施した。

これら日々の様々な活動をさらに周知すべく、大阪憲法しんぶん速報版を頻繁に作成し、広く配布した。

府民・国民の声は圧倒的であり、戦争法案が通過する前後も、連日の街宣を展開する中で大量の府民の激励の声をいただいた。

(大阪支部 瓦井剛司)

岡山 団 岡山 支部 報告

1 はじめに

岡山では、自由法曹団岡山支部が安保法制について独自の取組は行っていない。そこで、岡山支部の団員が中心となって活動している岡山弁護士会の活動を以下報告する。

2 集会・パレード

弁護士会では、清水善朗団員が委員長を務める憲法委員会が中心となって様々な活動を展開した。

5月9日、憲法記念県民集会「会話ただけで犯罪に！？監視される社会—共謀罪・盗聴法・特定秘密保護法の向かう先—」を開催した。江川紹子さんを講師に招き、安保法制の動きと連動するように、特定秘密保護法の制定、盗聴法の適用範囲の拡大、共謀罪の導入などの一連の治安立法が作られようとしている問題を扱った。県民集会としては近年に例のない400名の参加者だった。

5月30日、講演会「沖縄と岡山から民主主義と安全保障を考える」を開催した。この集会は、沖縄支部加藤裕団員を講師に招き、辺野古問題を通じて日本の

安保法制を考える集会だった。約150名が参加した。

7月25日、講演会「戦争法案イケン！！戦争法案の成立に反対する市民集会とパレード」を開催した。

講演会参加者約600名と弁護士会主催の集会としては最大規模の集会となった。集会後のパレードには、約1500名の市民が参加した。これは、岡山でのデモ行進としては30年来の規模だった。この集会・パレードについては、既に2回にわたり団通信（1535号、1536号）に報告しているので詳しくは省略する。今後、11月21日、鈴木宣弘氏を講師に招き、「TPPで私たちの暮らしはどうなる？」と題した集会を予定している。

3 街頭宣伝

8～9月にかけて、岡山駅前（毎週）、倉敷駅前（隔週）で安保法案の違憲性を訴える街頭宣伝を実施した。安保法制強行採決後も月1回の定期的街頭宣伝を実施する予定である。

4 会長声明

4月以降、以下の会長声明を公表している。

- 4月22日 国立大学の国旗・国歌の扱いに対する不当な介入に反対する会長声明
- 5月13日 『集团的自衛権行使容認の閣議決定』の撤回を求め、『新ガイドライン』及び『平和安全法制案』に反対する会長声明
- 7月16日 衆議院の安保法案強行採決に反対する会長声明
- 7月22日 安保法制改正法案の強行採決に抗議する岡山弁護士会歴代会長有志による声明
- 8月12日 戦後70年目を迎えるにあたっての会長談話
- 9月24日 参議院の安保法案強行採決に抗議する会長声明
安保法案を提出した安倍内閣、これに賛成した全ての国会議員に対する会長コメント

5 署名活動

集团的自衛権反対の署名活動は、集会や街頭宣伝の際に実施し、署名総数2,030筆に及んでいる。

6 議員要請・講師派遣

政党を問わず、岡山県選出国會議員へ安保法案の問

題点を訴える議員要請活動も行った。随時、安保法制の問題点などについて憲法講師派遣も行っており、これまでに11件の講師派遣を実施している。

7 まとめ

路線の異なる政党や労働組合が統一行動を組むことはそう簡単ではないが、「弁護士会主催ならば」ということで障害をなくすことが可能となり、全国各地で統一行動が広がっている。弁護士の力がそれほどあるとは思わないが、こうした形で法案反対勢力や市民の期待に応えることができるのであれば、今こそ全力でその労を取るべきだ、ということに改めて学んだ。

他方、岡山には、弁護士九条の会・岡山（事務局17名）があり、第二次安倍政権発足後、4回の集会を開催し、毎回300～400名規模の参加となっている。弁護士会の憲法委員会と九条の会の事務局メンバーが重なっていること、これらの集会を通して市民との間に一定の信頼関係と太いパイプが出来ていたことが、7月25日の集会・パレードの成功につながった。

今後も、弁護士会、九条の会、それぞれが役割を分担することで、世論の喚起、運動の統合に努めていきたい。

（岡山支部事務局長 則武 透）

広島 ストップ！戦争法 広島春、夏、秋

1 春 5、6月

5月3日、戦争法案の上程が迫った時、恒例の憲法集会（沖縄の小林武教授の講演＋憲法ミュージカル）を終えた夕刻、3つの市民団体＝広島県9条ネットワーク・秘密法廃止広島ネットワーク・戦争をさせないヒロシマ1000人委員会が呼び掛け、原爆ドーム前からの市民デモを行いました。

東京の“総がかり行動”と同様に、広島でも「戦争法案を廃案に」という合同の取組が初めて動き出した「春」です。この動きから、6月5日には、3団体を軸とした市民による「ストップ！戦争法ヒロシマ実行委員会」が結成されました。

5月17、18日に広島・宮島口で開催された団・5月集会には、広島支部の沢山の若手団員が参加して

大いに刺激を受け、彼らの多くが委員として活躍している広島弁護士会・平和憲法委員会の活動が大きくなり、5月27日の広弁総会では「安保法制反対の決議」が採択されました。

さらに、6月14日夕方には原爆ドーム前で広弁主催の市民集会を開催し、幅広い市民1100人の参加で熱気にあふれました（同じ時刻に、福山市でも同様の市民集会が開かれ、広島の様子を私が電話で実況中継をしてエール交換）。集会後は、実行委員会主催のデモをしましたが、先頭は広弁会長らと広弁の幟でアピールしました。

2 夏 7月

夏の7月1日、長らく休眠していた「広島弁護士9条の会」と団支部、青法協支部の連名で、広弁会員に

対して戦争法反対のための緊急の集まりを呼び掛けました。井上正信団員から情勢の報告をしてもらい、今後、「有志の会」として、弁護士会の活動を支える毎週朝の街頭宣伝、国会議員への要請を強め、会員への活動支援を呼び掛けることにしました。

他方で実行委員会は、元広島市長、広弁会長、学者、元新聞社やテレビ会社の社長ら16人の呼び掛けによる「戦争法案反対」のアピールを発表し、7月3日に記者会見をしましたが、そこには呼び掛け人の一人で、ジブリのアニメ映画「かぐや姫の物語」の主題歌「いのちの記憶」を歌った二階堂和美さんも参加され、「戦争に向かう動きがおそろしい」と訴えられました。

実行委員会は、衆議院・委員会審議の終盤の7月12日に、広島中央公園で幅広く大きな「ストップ！戦争法ヒロシマ集会」を開くこと、それに向けて市民への賛同を求め、ホームページに賛同者の名前を掲載して、暑い熱い夏を企画しました。7月12日は、短期間の準備にもかかわらず、主催者の予想を遙かに超えて県内外から4500人の参加がありました。

「この（戦争）法案を作ろうとしている人は、一度日本国憲法を読んだらいい。それでもまだ作るというなら、政治家を辞めて小学校から学び直した方がいい。これは、7.12集会に寄せられた賛同者のメッセージで、実行委員長の私が、開会挨拶で紹介したものです。壇上から会場を見渡して、いかに多くの人が『いてもたってもいられない、何か意思を表明したい』という強い思いに突き動かされている状況を実感しました！呼び掛け人やママの会から訴えに加え、国会議員からのメッセージ（亀井議員、共産党の大平議員、民主党の森本、柳田議員）がありました。集会後のデモは、2コースに別れて市民にアピールをしましたが、全部が公園から出るまで1時間掛かる様子や、歌声のグループ、保育士と親子や乳母車のグループなど参加者など、これまでと異なる一層の広がりでした。

衆議院委員会での強行採決の7月15日の午後、灼熱の太陽の下、老体の私や実行委員会のメンバー130人が、保冷剤で冷やしながらか原爆ドーム前の座り込みの抗議、夕方には市内3カ所での街頭宣伝をし、翌16日の本会議強行採決に対しても、夕方から「原爆ドーム前」で200人が抗議集会をしました。

また、7月18日は、澤地久枝さんらの呼び掛けに応えて、広島県内の15カ所で、俳人の金子兜太さんの「アベ政治を許さない」を掲げるスタンディングも行われました。

3 夏 8月

広島の8月は、ほとんどの活動が「8.6」に向かいますが、被曝70年、戦後70年の今年は、戦争法案反対の活動があらゆる「8.6」行事、企画の中で取り上げられました。

弁護士の「有志の会」は、7月半ばから「歴代会長による戦争法案反対声明」と全会員への賛同署名の訴えという活動に取り組みました。生存する(?)元会長のうち26人が反対声明に賛同しましたが、8月6日直前では原爆特集で紙面が占められてしまい、折角記者会見をしても記事が載らないおそれがあるので、8月3日に9人の元会長と現会長が集まり、記者会見をしました。

地元テレビ2社・NHK、新聞4社が来て、夕方のテレビニュースと、翌日の新聞記事になりました。また、全会員への賛同を呼び掛け、各期ごとに電話掛けなどしたところ、1週間で287人/535人という過半数を超える賛同を得ました（その後、301人まで増えました）。

さらに、「有志の会」のフェイスブックを作り、活動や全国の情報の発信、拡散するとともに、毎週金曜日の朝の街頭宣伝も続け、日弁連のティッシュ、団扇の配布や、マイク宣伝をしました。

ところで、弁護士会は、5月頃から8月22日に憲法問題の集会を準備していました。日程を決めた5月末は、8月後半には戦争法案が成立しているのではと危惧していましたが、全国の反対運動により法案審議が遅れ、市民向けの集会としては絶好の時期になりました。

8月22日の集会は「戦後70年、平和憲法を破棄する!?!～集団的自衛権を問う～」をタイトルに、水島朝徳・早稲田大学教授と戦場カメラマン/渡部陽一さんの2人の講演ですが、併せて弁護士会が全国に公募した「平和・憲法川柳」の優秀作の発表もしました。一般の部の最優秀作は「安保法 戦死の父に 問うて

みる」、ジュニアの部は「へいわだね 白い夏服 青い空」です。

8月30日、東京の10万人集会に呼応し、実行委員会を始め多くの市民が、金子兜太さんの「アベ政治を許さない」や自分が書いたプラカードなどでアピール活動をしました（県内36カ所、2800人）。

4 秋 9月

まだまだ暑い9月2日、実行委員会は、1万人が集まる「NO WAR NO ABE」人文字集会をするぞ！という記者会見をしました。

法案の舞台が移った参議院の終盤、大きな反対の声を上げようという多くの市民のチカラを結集して、気軽に参加できて、且つニュースや新聞報道でその形が見られる「人文字集会」を9月13日午後広島中央公園で開催することを、8月末に決めました。2週間しかない中、市内に宣伝カー4台を運行し、ネットや街頭での宣伝、広報をしました。

9月13日当日は、平和公園を出発して会場を目指す自発的なデモを若者、ママの会たちが企画したり、公園には「私はどこの“字”にいけばいいの？」と受付にくる市民が続々と来られ、労働団体は連合も平和運動センターも県労連も参加しました。

合唱団などの歌声が流れる中、およそ7000人が参加し、「NO WAR NO ABE」の10文字なので、1文字700人による人文字ができあがります。

実行委員長の挨拶で壇上に上がったものの、それくらいでは人の頭ばかりで文字の姿は見えませんが、空撮ならバッチリなのです。人文字を作る間、ほぼ全野党の国会議員や関係者、反対決議を上げた県北の地方議員、広大有志の学生、ママの会など多くの方のスピーチが続きましたが、そのうち頭上には撮影用のヘリコプター7機が舞います。1機は、実行委員会がマスコミへの提供写真撮影用にチャーターしたヘリですが、その他はマスコミ各社のヘリ。

参加者は、「ノーウォー、ノーアベ」、「戦争法反対」、「憲法九条を壊すな」などと一斉に声を挙げながら手を振りました（夕方のテレビニュースでは人文字がしっかり写っていましたが、翌日が新聞の休刊日のため記事と写真は一日遅れに）。

切迫した参議院の様子を見て、実行委員会は、9月

15日は自民党県連や公明党の事務所に申し入れを行い、9月17日夕方は実行委員会主催の原爆ドーム前での集会とデモ（900人）、翌18日夕方は弁護士会主催の原爆ドーム前での集会とデモ（1100人）と続けて抗議活動をしました。

しかし、9月19日に参議院本会議での強行採決。弁護士会は直ちに抗議の会長声明を出しました。また、この日の夕方、実行委員会は、直ちに今後をどうするかについての緊急の集まりを持ち、この間の市民の活動をどう持続していくかを相談しました。そこで出た結論は、9月中にできるだけ多くの市民に呼び掛け、「NO WAR NO ABE」市民の集いのフリートークをして思いや意見を聞くことにしよう、さらに10月には「戦争法」の「阻止」から「廃止」へと実行委員会の衣替え、再スタートの準備をすることでした。

9月26日のフリートーク・市民の集いを行いました。さて何人が参加してくれるかと心配していたところ、山口県など県外の方も含めて100人を越える参加があり、「遠くからの人、初めての人を優先、前向きで、誹謗中傷をしない、様々な立場の人がいることに配慮を」と断って、2時間で約30人の発言を。司会をしていて、皆さんが今後何をすれば、どうすればと真剣に考えていることを、ひしひしと感じました。

5 秋 10月

秋半ばの10月に入り、10月9日の中国5県の弁護士会のブロック大会(中国地方弁士会連合会)では、安保法制の廃止を求める大会決議が圧倒的多数で採決されました。

そして、市民運動では、10月12日、前と同じ名前ですが、戦争法の廃止を求める「ストップ！戦争法ヒロシマ実行委員会」が、やはり3つの市民団体を軸として再出発をしました。そして、毎月19日に市内数カ所での街頭宣伝、節目には大きな集会、そして2000万人署名に取り組むことを決めました。

また、弁護士の「有志の会」は、10月14日に集まって、名称を「憲法違反の安保法制と闘う弁護士の会・広島」として、毎月19日の街頭宣伝、憲法問題や戦争法の講師派遣活動などを進めることを決めました。

これからの政治情勢の動きは不透明ですが、来年1

月の通常国会の時期には、参議院選挙での大きな躍進を目指し、さらに大きな戦争法廃止、憲法改悪阻止の活動を進めるための大きな一歩となる集会を検討中

す。

(広島支部支部長 石口俊一)

福岡 安保法制（戦争法）反対の取り組み

1 はじめに

昨年（2014年）7月1日、安倍政権は、60年以上にわたり集団的自衛権を憲法違反としてきた政府解釈を、一内閣の閣議決定だけで「合憲」と変え、集団的自衛権の行使を容認した。これを機に、安倍政権は、今年（2015年）1月に招集される通常国会に、集団的自衛権行使容認を中核とする安全保障関連法案（以下「戦争法案」ないし「戦争法」）を一括提案し成立を目指す方針が固まったため、戦争法案の成立を阻止する取り組みが本格化することとなった。

以下では、戦争法案に反対する様々な取り組みのうち、私に関わりの深かった福岡県弁護士会（以下「弁護士会」）における取り組みを中心に、概要を報告する。

2 憲法違反の集団的自衛権に反対する市民集会

(1) 弁護士会の取り組みの第1弾は、昨年（2014年）11月22日、福岡市の都久志会館で、「憲法違反の集団的自衛権に反対する市民集会」を開催した。600人規模の市民集会は、弁護士会としては初めての取り組みであり、早くから実行委員会を組織して入念に準備をした。

集会は、国民安保法制懇等で活躍する青井未帆・学習院大学教授と小林節・慶応大学名誉教授の2人の基調講演に続き、地元の高校生1人、大学生2人、市民グループの代表1人の4人をパネリストに、パネルディスカッションを実施した。高校生や大学生の率直な発言はとても好評であり、私の拙いコーディネートフォローするに余りある充実した内容であった。

また、市民グループ代表の「武装より女装」のパフォーマンス紹介には、小林教授はじめ、会場の爆笑を誘った。民主党、共産党、社民党の政党代表もスピーチした。会場は満席となり、集会後の天神繁華街のパレード（サウンドデモ）も成功した。この集会は、九

条の会福岡県連絡会、戦争を許さない福岡県民委員会の協力を得た初めての取り組みだった。

(2) 弁護士会の大規模集会の取り組み第2弾は、戦争法案国会提出後の今年（2015年）6月13日、前回と同じタイトルによる市民集会を開催した。今度の会場は福岡市民会館の大ホール。収容人員は、前回の3倍となる1800人である。

今回も実行委員会を組織し取り組んだが、会長を先頭とする弁護士会の執行部が各団体へ足を運んで積極的に参加要請をしたこと、会内でも、各期ごとに担当者を割り付け、名簿をもとに電話で個別に出席を要請したことなどが奏効し、会場は満席となった。弁護士の参加も、弁護士会の会員1100人の約2割となる200人を超えた。

集会の基調講演は伊藤真弁護士で、パワーポイントを使った講演はとても分かりやすく大好評であった。続いて、大学生や母親、学者らのリレートークを実施し、民主党、共産党の国会議員の挨拶を受けた。

さらに、この集会に向けて、自民党の幹事長等要職を歴任した元国会議員の古賀誠、山崎拓の両氏からメッセージを受け、集会の参加者の広がり的印象づけた。集会後のパレード（サウンドデモ）も成功した。

(3) 7月15日、衆議院の委員会で戦争法案が強行採決された。それを受けて、1週間後の7月22日夕方、福岡市天神の警固公園で集会とパレードを実施した。平日の夕方であったが、500人が参加した。

ここで特筆すべきは、国会前で連日戦争法反対の声を上げ続けた若者グループSEALDs（シールズ）に刺激を受けた福岡の大学生らも勇気を振り絞って立ち上がり、FYM（Fukuoka Youth Movement）という団体を立ち上げ、この集会で初めて発言したことである。FYMは、その後、自分たちだけでも積極的に集会やデモを行っており、戦争法廃止を目指す福岡での市民運動に不可欠な中心的存在になりつつある。

(4) 弁護士会の大規模集会の取り組み第3弾は、戦争

法案の国会審議がいよいよ大詰めを迎えた9月6日の市民集会である。情勢が緊迫し、全国各地で、弁護士と市民団体が連携した1万人を超える規模の集会が相次ぐ中、福岡でも、弁護士会が、幅広い市民団体と連携して、過去最大規模の参加者を集めることを目指し取り組んだ。

初めての日曜日の屋外集会であり、かつ、福岡市と北九州市の2会場での実施となった。実行委員会の会議には、毎回、FYM他様々な市民団体も参加し、弁護士会が結節点となって幅広く結集を呼び掛けた結果、福岡の冷泉公園の会場は、4500人の参加者で埋め尽くされた(北九州の集会も4000人以上が集まった)。その後のパレードも大変盛り上がった。

(5) 国会での強行採決がいよいよ迫る中、9月15日夕方、弁護士会では、福岡市の天神で、緊急の街頭宣伝を実施した。この日は、FYM、「福岡・戦争に反対する女たち」とあわせて、初めて大学人の会とも共同行動した。なお、この時期は、天神等の街頭で、FYMや女性の会など様々な市民団体が、連日連夜、街宣活動を展開した。

3 今後について

(1) 戦争法については、ほとんどの憲法学者や元最高裁判事、元内閣法制局長官らが「法的安定性を欠く」「立憲主義の破壊だ」などと厳しく指弾したし、私たち弁護士も、全国全ての弁護士会が戦争法反対の意思

鮮明にし、市民とともに集会やデモを繰り広げた。

また、高校生・大学生らの若者や母親たちが、国会前や全国各地の街頭で、「戦争反対」「憲法壊すな」「アベ政治を許さない」などと連日連夜、戦争法反対の声を上げた。しかし、残念ながら、こうした専門家の意見や反対多数の国民世論を踏みにじり、国会内だけで通用する数の力により、戦争法は、9月19日未明、強行成立された。

(2) しかし、これであきらめてはならない。立憲主義や国民主権、民主主義を否定する今の独裁的な安倍政権を打倒し、憲法や平和主義を私たちの手に取り戻す闘いは、むしろ、これからが正念場である。

この間、全国に広がった若者や母親たちの行動は、この絶望的な政治状況の中で、わずかだが、しかし、とても重要な意味を持つ草の根民主主義の台頭であり、未来への明るい希望である。まずは来年7月の参議院選挙で、戦争法反対の一点共闘で連帯し、戦争法を廃止に追い込む取り組みが必要である。

(3) 弁護士会としては、12月7日午後6時から、福岡市の都久志会館で、600人規模の「安保法の廃止を目指す市民集会」を開催する。

引き続き弁護士会が幅広い団体が連帯するための結節点となり、戦争法廃止の活動を一層強化していくことが求められる。

(福岡支部 毛利 倫)

福岡 戦争法を廃止するために～北九州での取り組み

本稿では、北九州における戦争法阻止の活動について、私が中心に関わったものをまとめる。

1 戦争法制阻止の取り組み(9月6日まで)

北九州では、当初、市民団体を中心とするグループと主に弁護士を母体とするグループとが主に戦争法制阻止の運動に取り組んできた。

まず、市民団体を中心とするグループは、以前から活動を継続していた二つの団体、「戦争する国づくりストップ!憲法を守り・いかす北九州共同センター」と「憲法改悪反対!北九州連絡会議」とが合流した「戦争法案を許さない!北九州行動実行委員会」(行動実行

委)である。前者は共産党そのものが参加するなどいわゆる共産党系のグループである点、後者は北九州市門司区に所在する様々な民主団体、特に社民系の支持母体まで含まれる点に特徴がある。

行動実行委は、6月11日(木)、7月11日(土)、8月23日(日)と数百名単位の集会を重ねてきたが、十分に広がりのある活動になっていなかった。

他方、弁護士グループとしては、九州労働弁護団による活動が先行した。これは、派遣法改悪が最大の課題となる中で、これをテーマとするシンポを実施する必要があるとの議論の傍ら、派遣法改悪を審議時間切れに追い込むためにも戦争法制阻止の運動に取り組む

べきであるとの考えから、7月20日(月・祭日)に、両方を実施したものである。すなわち、同日午前中に「野党三党合同演説会」として、国会議員計5名(民主:大久保参院、緒方衆院、社民:吉田党首参院、共産:仁比参院、真島衆院)を呼んで街頭演説会を実施し、午後に派遣法改悪についてのシンポを弁護士会館にて実施した。前者には800名の市民が参加した。このときに、民主系労組(自治労、教組など)も九州労弁からの呼びかけに呼応して運営に参加したことにより、後の大きな広がりにつながった。

次に、弁護士会としては、8月2日(日)にペシャワール会現地代表の中村哲氏をお呼びして講演会を実施した。ここでもできるだけ多くの市民に戦争法案について関心をもってもらうため、北九州市教育委員会の後援のほか、マスコミ後援も取り付けた。また、福岡市では、弁護士会が「9条の会福岡県連絡会」と「戦争を許さない福岡県民委員会」の後援を得て、昨年から集会を成功させてきていたことから、北九州市でも同様に両団体の後援を得ることができた。当日は、800名を超える参加を得て成功し、後述する9月6日(日)の集会につなげることができた。

2 廃案の取り組み(9月6日とその後)

上記の市民グループと弁護士グループの間で取り組んだのが9月6日(日)の集会である(「憲法違反の安保法制法案の廃案を求める市民集会」)。

上記の過程で9月6日に福岡市内と北九州市内でそれぞれ大規模な集会を弁護士会主催で実行することが決まり、北九州では、市民グループと弁護士グループとで実行委員会を結成して8月10日以降、毎週弁護士会館で会議を行った(「9.6北九州集会実行委員会」)。この頃までには、大学生など若者を中心とするグループとも連携が生まれ、彼らも会議に参加している(「Fukuoka Youth Movement (FYM) kita9」)。

弁護士会主催の取り組みということもあり、上記のような団体はもちろん、さらに多くの市民が会議に参加したこともあって(約30名程度)、雨天にもかかわらず、集会には4000名を超える市民の参加が実現した。集会では、中川五郎氏によるコンサート、国会議員および市民アピール、パレードなどを行った。

宗教者として奥田知志氏(SEALDSの中心メン

バー奥田愛基氏の父親でもある。)による発言のほか、同日までには、「安全保障関連法案の廃止を求める北九州市立大学有志の会」も立ち上がっており、集会の最後に学者からのスピーチもあった。

その後の活動もこの9.6実行委が中心となって担い、9月10日から18日まで小倉駅前での連続街宣行動を実施した。また、上記の若者団体による9月13日(日)の集会にも協力した。

戦争法成立後は、まず、上記の若者団体と9.6実行委の共催により、9月23日(水・祝日)に9月6日の集会と同じ場所で集会を実施し、1500名を超える市民を集めた。同じく北九州市に所在する九州国際大学の学者からの発言のほか、仏教者として立正佼成会からの発言もあった。

その後も、戦争法反対の活動として、定例で毎月19日の街宣行動に取り組んでいる。

3 運動についての反省点

上記のような運動についての反省点として2点。

1点目は市民団体からの講師要請がかなり少数にとどまったということである。集会参加に時間を取られたということもあったかもしれないが、特定秘密保護法成立前後に比較すると、1桁程度学習会の回数が少なかった。この点は、講師派遣の宣伝不足も理由と思われる。

2点目は、上記の運動に協力してくれた北九州市立大学の学者について、その発言を問題視する意見が北九州市議会において出されたこと(自民系、維新系)、これに対する抗議が十分に取組みできなかった点である。市立大学ゆえの問題点といえるが、この点は、今後、より大学人との連携を密にする中で取組みたいと思う。

4 今後の動き

今後であるが、弁護士会(北九州部会)では、会内の議論が不十分であったという反省もあり、会内で毎月憲法勉強会をすること、憲法に関するニュースレターを毎月発行することを検討している。

また、現在、12月14日(月)に新たに「平和をあきらめない北九州ネット」を設立する準備を進めている。これまでの取り組みを総括し、幅広い団体が参

加してきた9. 6実行委を受け継ぐ団体となる。

来る選挙のことを考えれば、こうした市民運動から候補者が立ち上がってくることが望ましく、政党には、こうした動きをきちんと踏まえて候補者選定をしてほしいと願っている。そのため、さらに福岡県全体を見据えた取り組みの準備も並行して進める予定である。

5 最後に

2012年末の衆院選における自民党大勝以降、私の弁護士（当時2年目が終わったばかり）としての活動の半分は基本的に「反アベ」の活動である。これに関わる市民グループのメンバーとはほとんど「顔なじみ」である。その出発点となったのは、「3. 11」以降の脱原発運動である。

3. 11以降、自分自身の政治に対する見方が変わったように周囲のそれも大きく変わったように感じる。私たちにとって本当に必要な政治を追求する、そのために、あらゆる枠を超えて、市民同士が手をつなぐことができないか、そのために弁護士がいろいろな役割を果たせるのではないかと考え、動いてきた。

それでも、この戦争法阻止の取り組みほど大きな取

り組みは初めてである。それを実現できたのは、民主、社民系労組の顧問事務所に所属する若手弁護士と九州労弁を通じて一緒に取り組むことになったことが最大の要因である。

こうした弁護士グループを通じて、様々な市民の結集を作っていくことができるという意味で、弁護士の果たす役割の大きさを改めて学ぶことができた。

最後に、共産党の国民連合政府構想は、大変良いことだと思うが、福岡では、それを実現しようとする動きはまったく見られない。今年中にこの点が解決されなければ、福岡や北九州でこれだけ多く出てきた運動の芽を再び摘んでしまうと危惧している。有事法制阻止の運動で活躍した労働運動（航空、鉄道、港湾系労組の連携など）が大きく弱体化したのが、当時の与党、産業界による圧力であったとすると、こうした芽にも同じような圧力がかかるのは目に見えている。

ここでもやはり私たち弁護士が政党、政治家に対して、大きく連帯するよう求めて大きく声をあげていくことが必要だと思う。

（福岡支部 池上 遊）

佐賀 安全保障法制反対の佐賀県での運動について

安全保障法制に反対する運動については、佐賀支部が主催しての活動は行っていないが、各団員が市民集会等の呼びかけ人になるなどし活動を行ってきたので、その点を報告する。

① 平成27年5月3日

戦争をさせない佐賀県1000人委員会主催 伊藤千尋氏の講演会 メートプラザにて

ジャーナリストの伊藤千尋氏の講演会に、600人が参加した。戦争をさせない佐賀県1000人委員会、元相知町長の大草秀幸氏が代表で、戦争をさせないという1点にて一致して集った。各団体の代表者等がこの委員会のメンバーに入り、多くの人に参加を呼び掛けることで、多くの市民が参加した集会となった。

② 7月12日

7. 12戦争法案反対の集い in 佐賀 実行委員会主催 教育会館にて
弁護士らが呼びかけ人となり、戦争法案反対の集会

が行われた。国会議員の国会情勢の報告などが行われた後、パレードが行われた。多くの団体、超党派の方が法案反対の一点で「オール佐賀」として集った。400名の参加。緊急の集会となり、呼びかけ時間も少なかったが、短時間に多くの人が参加したのは、国会情勢が厳しい状況になっていたこともあると思われる。

③ 8月15日

戦後70年8・15記念集会『『平和をうたう』コンサート トーク&シャンソン』戦争をさせない佐賀1000人委員会主催 佐賀市文化会館

俳優の仲代達矢氏のトークと、仲代圭吾氏と美都氏、仲代達矢氏によるシャンソンと独り芝居が行われた。700人が集まった。安全保障法制を全面に出した集会ではないが、終戦記念日に戦争をしないという立場からの集会で、安保法制に反対するアピールが採択された。

④ 8月23日

8. 23佐賀県民集会 i n どんどんの森
呼びかけ人：稲村蓉子（弁護士）、甲木美知子（弁護士）、大草秀幸（戦争をさせない佐賀1000人委員会代表）

呼びかけ人には、そのほか、弁護士や宗教者、戦争体験者等多くの方が名前を連ねた。集会では、国会議員の情勢報告や高校生の意見表明などが行われた。1000人が参加し、集会後、パレードが行われた。この期間の中で一番多くの人に参加した集会となった。

⑤ 8月30日

安保法制案に反対する弁護士と市民の緊急集会&パレード 佐賀県弁護士会主催 佐賀県弁護士会館にて
関西大学法学部教授の村田尚紀氏を講師に招いて、憲法学者の立場から安保法制案の違憲性について講演をいただいた。その後、佐賀市内をパレードした。参加者は200名であった。

⑥ 9月5日

沖縄の基地の深層とオスプレイ配備問題を考える
憲法さかの会主催 アバンセホールにて
安全保障法制に反対する立場の憲法さかの会主催で、琉球新報編集局次長兼報道本部長の松元剛氏を講師に沖縄の基地問題について講演いただいた。また、稲村蓉子団員がオスプレイに関する佐賀の状況を報告した。現在の安全保障法制案が成立する危険性及び琉球新報

に対する百田発言などについても触れてお話をいただいた。参加者は300名。

⑦ 9月12日

「戦争法案はいらない。戦争をさせない。佐賀県民集会」 戦争をさせない佐賀県1000人委員会主催 佐賀市役所前公園にて

戦争法案に反対する県民集会にて、700人が参加。国会議員の発言と、佐賀大学名誉教授、弁護士、教員、宗教家等の発言があった後、佐賀市内をパレードした。

⑧ 9月17日、18日

戦争をさせない佐賀県1000人委員会が呼びかけして佐賀駅前付近の交差点にて、安全保障法制の成立に反対、抗議して200人ほどが集まった。

以上が、佐賀での主な集会で、その他、街頭活動も行われていた。

各集会では、団員が何らかの形で関与し、弁護士の立場からの違憲性などの発言をし、市民の方にも理解が浸透していた。各団体の集会より、超党派の実行委員会型の集会が多くみられ、その中で弁護士の役割も大きくなってきたと思われる。今後は、他の弁護士会のように、弁護士会主催で、各団体に要請をし、多くの人員を集約して活動ができるようにしていきたいと考えている。

（佐賀支部 力久尚子）

熊本 熊本・立憲主義をめぐる弁護士の怒り

1 街頭に出る弁護士たち

① 街頭宣伝

3月17日、5月7日、7月6日、9月6日の4回にわたって、下通パルコ前において街頭宣伝及び署名活動を行った。

集団的自衛権の行使ないし安保法案に反対する旨のチラシを配布するとともに、会員によるリレートークを行いながら、署名を集めてきた。

1回あたり1時間の街頭宣伝であったが、毎回50筆以上の署名を集めることができ、安保法案の採決の時期が迫るにつれ、署名をする人やチラシを受け取る人の数はさらに多くなった。

9月6日の街頭宣伝では、日弁連作成のポケットティッシュ、うちわも配布し、1時間ですべてなくなっ

た。秘密保護法反対行動では見られなかった会員の参加もあり、運動の広がりを感じられた。

② 県民集会

7月19日には、辛島公園で、弁護士会主催の「安保法案の撤回を求める県民集会」を開催した。

集会では、司法書士会、社会保険労務士会等の代表や、憲法学者が挨拶をした。集会とパレードには、弁護士約100名を含む約800名の市民が参加した。

これまで街宣行動には参加しなかった会員からの提案を受けての開催であった。

立憲主義を無視した政府のやり方に立場を超えて弁護士が立ち上がりを見せた。

2 会としての意思表示

① 総会宣言

5月27日の弁護士会定期総会において、「安全保障関連法案に反対し、憲法を守る宣言」を賛成多数で採択した。総会では、宣言の採択に際し反対者は出なかった。

② 歴代会長声明

9月7日、「憲法違反の安全保障法案に反対する熊本県弁護士会歴代会長声明」を発表した。現在弁護士登録のある歴代会長28名のうち23名の賛同を得て、記者会見には、歴代会長6名が出席した。

③ 会長声明

安保関連法成立直後の9月24日には、「安保関連法案の採決強行に抗議する声明」を発表した。

3 署名活動について

熊本で集められた日弁連の署名数は1276名であった。主に、街頭宣伝やシンポジウムの際に署名の呼びかけを行ってきた。

また、弁護士会総会などの際に各会員から多数の署名を集めたが、会員の家族や事務員、その他市民団体等に対する署名の呼びかけは、十分に行うことができなかった。

4 市民との関係について

秘密保護法反対行動の時期より、司法書士会や社労士会など他土業との連携は出来ており、弁護士会主催の集会には複数の市民団体の参加もあった。

他方、他団体の主催する集会・パレード等には、会員が個別に参加するにとどまっており、弁護士会や自由法曹団として十分な協力ができていない。

集会等への参加者を十分に確保するためには、市民団体との連携を進めることも今後具体的に検討する必要がある。

5 メディアとの関係について

7月19日の県民集会と9月7日の歴代会長声明公

表には、ほぼすべての放送局や新聞社による報道がなされ、その他の街宣活動についても、毎回報道がなされた。

6 会内での取り組みについて

7月19日の県民集会や9月6日の街宣活動には、会長名で全会員へ参加要請がなされたため、多くの会員が集まり、若手弁護士も多く参加したが、その他は、会員への参加要請が弱く、憲法委員や執行部等10～20名での街宣活動であった。

7 今後の取り組みについて

憲法違反である安保関連法の廃止を弁護士会として訴え続け、これまで以上に市民と連携して廃止に向けた取り組みを続けることが求められる。

安保関連法の成立により、今後自衛隊の活動にどのような変化が起きるか懸念する自衛官や家族が多いと考えられる。そこで、自衛官や家族・恋人を対象とした「自衛官110番」の実施を検討中であるが、「政治性が高い」との意見もあり現時点では保留となっている。また、安保関連法の問題について市民の間に理解を広めるため、講師派遣活動の必要性も今まで以上に高まっている。

さらに、市民との連携を深めるためには、広い会場での講演会にとどまらず、少人数で弁護士と参加者とが気軽に意見交換を行うことのできる、憲法カフェのような形式での学習会が有効であり、若者やパパ・ママの会などから呼ばれている。

加えて、今後、海外派遣を拒否して不利益処分を受ける自衛官や海外で死傷する自衛官が出た場合に、個別の事案に弁護士会がどのように関わっていけるのかも難しい検討課題である。

8 団員の活動

以上のような取り組みに、各団員が積極的な役割を果たしている

(熊本支部 寺内大介)

大分 大分県支部における戦争法制阻止闘争

大分支部は、実働約10名の小さな支部である。

自由法曹団大分支部としてできることは多くないが、色々な団体の一員として、呼びかけ人として、戦争法制の成立を阻止するため、各団員が活動をしたので、これを報告する。

1 大分県弁護士会としての取り組み

大分支部の団員は、大分県弁護士会憲法委員会の一員として、大分県弁護士会の一員として、戦争法制を阻止するために活動を続けてきたので、ここで紹介したい。

(1) 講演会

弁護士会で安保法制に関連して、行った行事として、9月5日の講演会があった。内田雅敏弁護士を招いて、「集団的自衛権と安保法制の何が問題か」と題する大分県弁護士会緊急市民集会を企画し、開催した。講演会には、市民の方々約120名ほどが参加して下さった。

この集会では、講演終了後、リレートークを行い、少年兵の経験をした方や宗教者の方、子供を持つ母親など、色々な立場から戦争法制に対する思いや意見をお話していただいた。特に子供を持つ母親の声は、講演会参加者の胸を打った。

(2) パレード

8月22日には、大分県弁護士会主催のパレードを行った。

パレードの前には、リレートークを行い、弁護士からはもちろん、学生の方や子供の母親、村山富市元首相からもお話しがありました。パレードには、自由法曹団の団員はもちろん、弁護士会の憲法委員会委員、他弁護士も多数参加し、各関連団体にも通知を出し、総勢7500名が参加してくれた。

パレード中は「戦争法案絶対反対!」「憲法違反の法案反対」「戦争やめろ」というコールが自然に沸き起こり、約1,5キロほどを30分ほどかけてパレードを行った。大分県内でも最大規模のパレードとなった。

(3) 街頭宣伝

弁護士会では、1に記載した講演会と2に記載したパレードの宣伝、さらには会長声明の配布のため、1

週間に1度程度、街頭に出て、ビラ配布をした。また、戦争法案に反対するチラシや、パレード・講演会のチラシ、安保法制に反対する会長声明を配布した他、街頭宣伝に立った弁護士の全員が「憲法違反」「戦争反対」と書いた紙をもち、街頭に立った。

さらに、「集団的自衛権の閣議決定に反対する署名」についても、街頭で弁護士が署名活動を行った。

町を歩く人たちの反応は、概ね好意的で、マスコミも、積極的に報道をしてくれたと思う。

やはり、弁護士会として動くときのマスコミ、街を歩く人々の反応は大きく、団員は積極的に弁護士会での活動に参加すべきである。

(4) 小結

大分支部は、団員数の少ない支部だが、各団体と協力して最大限できることを各自行った。今後も、継続して闘っていきたい。

(大分県支部事務局長 古田奈々)

2 ちょっとユニークな戦争法案反対の取り組み

(1) 戦争法案反対について、大分では自由法曹団の名における取組はないが、団員は色々な分野で団員それぞれのつながりや経験を生かした活動をしている。

(2) 私の守備範囲は、1971年以来続けてきた憲法記念日講演会を基盤に、2006年に発足した平和憲法を守る会・大分と9条の会・大分ネットワークの活動である(弁護士会では憲法委員会も発足時から数年委員長を務めたが、若手にバトンタッチしているので割愛する)。

(3) 平和憲法を守る会・大分

憲法記念日講演会は1971年に始まり、一度の中断もなく、毎年5月3日に開催してきた。

出発時点では青法協・科学者会議開催の小規模なものであったが、途中から地区労、県労評が加わり1980年頃からは社共両党も共催団体に参加して6団体共催になった。厳しい意見の対立もあったが、団員が調整役を務めて統一を維持してきた。今ではすっかり定着し、毎年この講演会を楽しみにしている市民の方も多い。

この6団体が基盤になって年に一度の共闘では改憲の動きに対応できないとの危機意識を共有し、通年の行動のために立ち上げたのが平和憲法を守る会・大分。

この活動が、政党の垣根を越えた護憲勢力の結集の場として機能してきた。

(4) 9条の会・大分ネットワーク

これと並行して、県下の各9条の会で「9条の会・大分ネットワーク」を立ち上げ、両団体が競い合うように、集会や街頭行動などを行っている。それらの流れが8月22日の大分県弁護士会の呼びかけによるリレートーク及びパレードに合流し、文字通り党派を超えた大きな盛り上がりを見せた。

最近ではキリスト教の教会、仏教寺院などからの講演依頼もあり、危機意識の広がりや草の根からの市民の立ち上がりを実感している。

9条の会・ネットワークでは宗教者の方から「憲法9条にノーベル平和賞を」の実現に取り組むことが9条についての対話を広げ、9条のかけがえのなさを広める運動になるのではないかと提起があり、実行委員会を結成、2か月程度の期間で4万筆近い署名を集めた。

戦争法案が成立し、ノーベル平和賞の受賞もかなわなかったが、意気軒高として9条を守る運動を続けることにしており、12月6日には伊藤真氏をお呼びして、大分では前例のない規模の集会を計画している。

辺野古新基地建設問題については、私も結構講演しているが、現地の生々しい声を聴くべく、先日は伊波さんをお呼びして今年2回目の講演会が開催された。

(大分県支部 岡村正淳)

3 市民との連携について

(1) 県内の学者、弁護士、諸団体の代表者、宗教者、ママグループなど41名の呼びかけ人で、昨年9月に「集団的自衛権行使に反対する大分市民の会」を結成した。私は代表世話人の一人になり、以後はこの会の行動を中心に活動した。

(2) 市民の会主催の集会とパレードは4回行った。

5月17日(250名)、6月21日(450名)、

8月30日(600名)、9月13日(300名)。いずれもこれまで横の連携のなかった各種団体の人々が自発的に参加したのが特徴である。

(3) 昨年からは、毎週月曜日の昼に市内中心部で街頭宣伝、署名活動も継続して行っている。延べ78回、総参加者数2538名、署名総数2560筆。10月からは毎月19日の夕方の街頭も追加する。

(4) 大分でもこれまでにない幅広い人々との連携が生まれ始めているが、残念ながらシールズのような若者、学生との参加、連携ができていない。何とかしたいと模索中である。

(大分県支部 河野善一郎)

第4 大分県弁護士9条の会関係

(1) 大分支部では、安全保障関連法に反対する取り組みは、自由法曹団独自の活動はほとんどなく、県弁護士会、大分県弁護士9条の会、その他市民団体との連携により、活動してきた。私が、大分県弁護士9条の会の事務局を務めているので、その内の弁護士9条の会の活動について、報告する。

(2) 弁護士9条の会は、定例会を開いている。6月16日、「安保法制関連法案の憲法適合性について」と題して、安保関連法の勉強会を開催した。講師は、9条の会の会員弁護士である。

参加者は、9条の会に属していない弁護士も含め、23名(県弁護士会の会員数約150名)。その後、7月15日(衆院委員会強行採決直後、県弁護士会会長声明を街頭配布・宣伝を行った。その後「憲法酒場」(カフェではない。)と称する居酒屋談話。(結局9条の会の会員しか参加者はいなかったが。)8月6日、8月24日、と定例会を開き、弁護士会の憲法委員会を中心とした活動や市民運動とともに活動すべく、情報交換・打ち合わせをした。

今後も継続して行っていく予定である。

(3) 安保関連法、憲法に関する講演依頼は、5件程度である。今後も広報等を続けていきたい。

(大分県支部 楠本敏行)

宮崎 宮崎でも「1000人集会」実現！！

1 はじめに

全国各地での運動に呼応して、ここ宮崎でもかつてない広範な運動が広がった。勿論、団員がその中核となって引っ張ったのだが、かつてない広がり、団員自身も励まされたことが一番の感想であり、まさに歴史的闘いだったと言える。以下、紹介する。

2 憲法と平和を考える集い（5月3日）

成見正毅団員（25期）が中心となって、毎年、2月11日と5月3日に開催している「憲法と平和を考える集い」（第78回）を開いているが、今回は、沖縄の新垣勉団員（25期）をお招きして、「沖縄から平和憲法を考える」と題して講演をして頂いた。

戦争法案が国会に提出された直後ということもあり、当日は会場が一杯となる約140名の市民が集まり、「オール沖縄」でダイナミックに取り組まれている辺野古新基地建設反対闘争の教訓を学ぶことができた。その中で、ここ宮崎でも、これまでにない発想で取り組まなければダメだ、「オール宮崎」といえるような運動をつくりたいと誓った。

3 宮崎学者文化人アピール（7月1日発出）

(1) まずはニュース性の高い取り組みをしようと考え、自由法曹団宮崎支部と青法協宮崎支部の執行部で協議し、これまで小選挙区制や原発立地など重大な問題に直面した時に発出してきた「宮崎学者文化人アピール」を大々的に取り組むことにした。とにかく「かつてない広がり」を作り出したいと考え、まずは、日本科学者会議宮崎支部に呼びかけを行い、協同して取り組みを進めることになった。その際、中心的に事務局を担ったのは、西田隆二団員（43期）、山田秀一団員（59期）であった。

(2) まずは、学習会を呼び掛けそこで今後の進め方も協議しようということになり、5月26日に合同学習会を開いた。準備期間が短かったにもかかわらず、弁護士、学者、詩人、医療関係者、市民運動の方々が多数集まった。冒頭、成見正毅団員に基調報告をして頂き、その後フリートークをしたが、とにかく幅広く多

彩な名前が揃うように知恵を絞ろうという声が上がリ、具体的にその場で呼び掛け人代表者の人選まで始まった。

(3) その後、直ちにピックアップされた呼び掛け人代表候補に個別に当たっていった。その中には、宮崎大学の元学長、宗教家（仏教、キリスト教）、詩人、自然保護活動家、病院院長、元日弁連副会長、旧社会党から立候補した弁護士等々多彩な顔ぶれがあった。政治的なテーマなだけに多少の戸惑いもあるかと思っただが、「私でいいんですか。声をかけてもらって有難うございます」、「当然引き受ける」といったきっぱりとした声が出てきて、逆に勇気づけられた。

(4) 22人の呼び掛け人が決まり、引き続き手分けして賛同署名を募っていくことになったが、団員も先頭になって呼び掛け依頼に取り組んだ。

その中で、大学教授・医師・弁護士など従来からの顔ぶれはもとより、住職・牧師・カウンセラー・詩人・歌人・社会保険労務士等々新たな顔ぶれも増え、勢いづいた。

最終的に249名の賛同を得ることができ、宮崎県内での「学者文化人アピール」としては過去最大のものとなり、我々も勇気づけられた

7月1日に記者会見をし、地元マスコミでも広く取り上げられた。その後、アピール文を5000枚印刷して、各政党、地元出身議員、その他関係各所へ発送した。

4 「戦争イヤだ 安保法案 NO 宮崎大集会」（8月22日）

(1) さらに反対の声を広げるべく、これまでやったことが無いような市民集会をしたいと考え、1000名規模を目指すという目標を掲げることにした。正直なところ、我々だけで1000名規模を目指すことは無理があるが、弁護士有志が呼び掛け人になって、戦争法案に反対する全ての政党、全ての労働団体、市民団体が協力協同するような形にもっていけば不可能ではないということになった。

中心的に事務局を担うことになったのは、「1000人規模」の主唱者である後藤好成団員（33期）、事務

局長として発想豊かに「無理難題」を発信し続けた成見暁子団員（53期）、発想が豊かすぎる先輩達をコントロールし続けた谷口純一団員（62期）らであった。勿論他の団員も各々これを支えたのだが、団員ではないが弁護士会の憲法委員会等で中心的に頑張っている会員も積極的に関わってくれた。

(2) まずは、呼び掛け人となる弁護士有志を募ったところ34名の会員が応じてくれた。当会の会員数は130名であり、実に26%の会員が呼び掛け人になってくれたことになる。この広がりをつくりだしたのは、「これまでやったことが無いような市民集会」をつくりだしたい、宮崎からも強く発信したい、という思いであり、ほとんどの会員に率直な働きかけを行った結果であり、中には思いがけない賛同者があられ、勇気づけられた。

(3) この弁護士の「迫力」に共感が広がり、民主党、共産党、社民党の各党もこれに応じてもらえることになった。各党からも毎回事務局会議に参加されるようになり、文字通り「これまでやったことが無いような」広がりが始まった。

とにかく広がりをもたせることが一致点だったことから、政党名を一切出さないことにしたのだが、宣伝カーの政党名も消すほどの徹底ぶりであり、各党、実に紳士的に取り組んで頂いた。このような運動が続く限り、法案の阻止は可能であり、仮に強行採決されたとしても法律の廃止も可能だと確信した。

具体的なところでは、日程をどうするか、時間帯をどうするか、集会の場所の取り方、デモの申請の仕方、隊列の組み方、デモ隊の先導の仕方等々、経験に基づく確かな意見が各党から出され、不慣れな弁護士としては感心することしきりだった。

チラシや当日配るプラカードの色合いやレイアウトまで事務局会議で話し合い、文字通り手作りで進められた。ラミネート加工してプラカードを作る作業や横断幕の作製など各団体で手分けした。

内容についても意見を出し合った。「かつてない」集会にするために、「かつてない」ことをやろうということになり、集会デモの前に、コンサートをやろうということになり、県内在住のプロの民族音楽家に出演してもらえることになった。弁士も多彩な顔ぶれにしたと考え、知恵を出し合い、大学生、安保法案に反対

決議をした自治体の町会議員さん、小学校現役の先生、子育て中のママさん等々「かつてない」顔ぶれとなった。

(4) 当日は、弁護士も開会1時間前に集まり、会場誘導やプラカードの配布等実務を担当し、不測の事態に備えて各所で待機するようにした。それにしても、駐車場の整理、デモ隊の誘導等々、政党や組合の方々の手際の良さには驚かされ、頼もしい限りだった。

ただ、動き出したのが8月初めであり、間にお盆も挟むことから準備不足は否めず、「1000人」は高いハードルだった。それでも、各政党、組織が中心になって、最後まで呼び掛けを続けた。

お盆過ぎとはいえ、まだまだ暑い中、どれだけの人が集まってくれるか最後まで気を揉んだが、配ったプラカードの数などから少なくとも800名、最高時には1000名に達したのではないかという大盛況だった。県内の新聞で、安保法案をめぐる集会としては同日まで「県内最大の集会」と報じられるなど、大成功をおさめることができた。

集会の前の民族音楽も出色で、参加者が一緒に踊るなど盛り上がり、集会全体が手作り感が伝わる内容で参加者に好評だった。

5 「戦争イヤだ 安保法案 NO 宮崎緊急大集会」(9月9日)

(1) このように集会は大成功だったのだが、国会の情勢は厳しくなる一方で、強行採決の可能性が高まっていたことから、「第2弾をやらないのか」という声が市民グループなどから多数届き、再び共に立ち上がることになった（もはや同じ運動体として認識を共有していたように思う）。正直なところ、各自、裁判所の夏期休庭明けで書面等がたまっており、苦しい状況だったが、前回の集会で、ある程度の連絡網ができていたので、とにかく強行採決に反対する声を挙げる集会をしようということで、再び動き出したのである。

(2) 緊急性を重視したことから、街頭演説をメインとなることにしたが、とにかく多彩な弁士を集めようということで知恵を出し合った。宗教家(僧侶)、戦争体験者、精神科医、地元の憲法学者、自衛官を守る家族の会の代表者等々名前が「無責任に」挙がり、どうなるかと不安だったが、分担して依頼をしたところ大半

の方々に快諾頂いた。これまで、この種の集会で発言をしたことが無いような方が多く含まれており、戦争法案に反対する世論の広まりを実感できた。

(3) 文字どおり「緊急集会」であり準備不足は否めず、また、平日の夕方でもあることから、集まりが懸念されたが、それでも約500名ほどの参加があり、多彩な顔ぶれの訴えに耳を傾けた。

6 市民の運動との連帯

この間、市民の運動も多彩に展開されている。毎週金曜日の夕方に続けている原発反対集会のメンバーもこの問題を取り上げるようになり、また、シールズに刺激されて若者だけの集会やデモが見られるようになり、ママの会に刺激されて子育て中のお母さん達がネットで声を挙げるようになり集会にも参加するようになった。9条の会を中心とした集会も何度も開かれた。共産党は毎週木曜日に定期的に街頭宣伝を行い、社民党は独自に1000人規模の集会・デモを開くなど政

党レベルでの取り組みも強まっていった。

強行採決前の休日は朝から夕方まで色んな団体が代わる代わる集会を開いているような状況になり、宮崎でも反対の輪が広がっていった。

7 今後とも運動の継続を

10月に入って、集会を呼び掛けた会員を中心に今後の取り組みについて協議をした。当然ながらこれで終わりにするわけにはいかないが、さりとて頻繁に集会やデモを呼び掛けるというのも現状では限度がある。「今こそ我々弁護士が「戦争法」の問題点をしっかり掘り下げ出前講義をできるようにすべきだ」、「勉強会を兼ねた集会を粘り強く続けていくべきではないか」、「集会でつながった人々との連絡会は何らかの形で続けていくべきではないか」等々の声があがり、新たに持続的な組織を立ち上げるべく動き出しているところである。

(宮崎県支部 西田隆二、成見暁子)

沖 縄 沖 縄 か ら の 報 告

沖縄では、目の前の米軍基地とのたたかいに力を注いできたため、憲法問題を直接前面にかかげる運動は、近年は憲法記念日の講演会や九条の会の活動などにとどまっていた。しかし、戦争法制阻止のたたかいでは、全国の運動の高揚と呼応し、この課題を正面にすえた取組が展開され、今後の憲法運動の展望を切りひらくことができたといえる。

ここでは、団員が弁護士会や市民団体による戦争法制阻止のたたかいの一翼を担って取り組んできた運動の経過を報告する。

1 沖縄弁護士会の取り組み

(1) 沖縄弁護士会は、集団的自衛権行使容認の閣議決定前の2014年と法案提出後の2015年の定期総会で、集団的自衛権行使容認と戦争法制に反対する決議を採択し、この決議をもとに、憲法委員会を中心に弁護士会としての取り組みを展開した。

弁護士会としての大きなヤマ場となった取り組みは、7月3日に那覇市国際通りで行った弁護士会単独でのデモであった。

会としてのデモは、国家秘密法反対運動の時以来30年ぶりのことであり、参加人数は、弁護士が60名余り、全体で約110名となり、法律事務所職員、弁護士会職員や家族なども加わった。市民に呼びかけて数千人規模の集会を行った単位会と比較すると成果はわずかともいえるが、それでも、普段の活動のスタンスを問わずさまざまな弁護士が自ら足を運んだことは画期的であった。

沖縄弁護士会は会員数約250名で総会時の出席者は定期総会でも60～80名程度であり、告知があまり早くなく、企画をした憲法委員会でも、事前にはこれほど多くの弁護士が参加するとまでは予想していなかった。

このデモでは、戦争体験者を含む会長経験者の先輩がマイクを握って戦争反対を訴え、感動を呼んだ。また、報道を見てデモについてきた高校生から憲法カフェの相談があったり、さらに沖縄タイムスや琉球新報では一面で扱われ、テレビ局のローカルニュースでも取り上げられるなどの大きな反響があった。

(2) 憲法委員会では、デモの企画のほか、演説とビラ

まきの街頭宣伝の取り組みも行った。7月1日から9月15日までの間に、県南部の豊見城市から北部の名護市まで合計8カ所で、毎回5名から10数名程度の弁護士が参加し、数百枚ずつのビラまきを行うとともに、参加した弁護士のほぼ全員が必ずマイクを握った。街頭では、歩行者やドライバーから励ましの声を多くいただき、市民の関心が極めて高いことを肌で感じることもできた。

(3) 憲法カフェの開始

立憲主義が問われるようになった現状を踏まえ、弁護士会憲法委員会でも出前での憲法カフェの取り組みを始めることとした。さっそく、先のデモで声をかけてきた高校生のグループの主催で7月12日に開催され、団員である委員らが講師を務めた。また、10月には、那覇市内の自治会の秋祭りに弁護士会が出展したブースでも、憲法アンケートや紙芝居を実施している。

2 市民団体の取り組み

(1) 一方、市民団体としての取り組みは、沖縄県憲法普及協議会、県議会与党派、沖縄平和運動センター、安保廃棄・くらしと民主主義を守る沖縄県統一行動連絡会議（沖縄県統一連）などをつくる「止めよう戦争法案！守ろう9条！実行委員会」が、県内の運動の統一の受け皿として活動することができた。

実行委員会主催の戦争法制反対デモは、7月15日、17日、8月30日、9月18日と実施された。そのうち8月30日には、那覇市の与儀公園にて2500人規模の集会とデモにまで広がった。

また弁護士会も、前半の2回の集会には、会として

の参加を決定し、弁護士会の横断幕、プラカード、ノボリ旗を掲げてデモの隊列に加わった。

(2) さらに、8月15日には県内の学生ら若者によるSEALD's RYUKYU（シールズ琉球）が結成され、23日、台風が接近する悪天候の中、北谷町美浜のアメリカンビレッジで「戦争法案に反対する緊急アピール」を執行し、右翼の激しい妨害を跳ね返し、約500名が集まった。

このアピール行動には、団員が10名近く見守り弁護団として加わった。

3 団員の講師活動

これらの活動のほか、団員が講師となり、昨年从去年から今年にかけて10数カ所以上（集計できていない）で集団的自衛権、戦争法制についての学習会が実施された。

ただ、講師活動をした団員は数名にとどまっており、講師活動の経験交流や資料共有などを強化して講師活動を広げる課題は残された。

4 おわりに

沖縄では、団支部独自の取り組みではなかったが、弁護士会や市民団体などで戦争法制を正面に取り上げてたたかった意義は大きく、辺野古の新基地建設反対運動と有機的関連づけられるような流れが形成されていったといえる。来る参議院選挙は、すでに辺野古新基地建設反対のオール沖縄の統一候補として伊波洋一氏が名乗りを上げている。次は、このたたかいで勝利に結びつけたい。

(沖縄支部 加藤 裕)

第3部 資料

I 年表（戦争法制前史 1945～2014）

【戦後の始動から80年代まで 45年～90年】

- 45 ポツダム宣言受諾。アジア・太平洋戦争終結。
47 日本国憲法施行。
50 朝鮮戦争。警察予備隊
51 サンフランシスコ講和条約・日米安保条約調印。
54 自衛隊発足。
60 日米安保条約改定。
72 沖縄・施政権返還。
75 サイゴン陥落・ベトナム戦争終結。
78 旧ガイドライン（日米防衛協力の指針）。
82 中曽根政権・「戦後政治の総決算」路線。
85 国会秘密法案・国会提出、廃案。

【海外派兵・国家改造をめぐる攻防 90年～12年】

- 90 イラク、クウェート侵攻。
国連平和協力法案国会提出、廃案。
91 湾岸戦争。ソ連崩壊・米ソ冷戦終結。
92 PKO法、自衛隊・カンボジアに派兵。
94 政治改革（小選挙区制）。朝鮮半島危機。
97 ガイドライン改定（新ガイドライン）。
99 周辺事態法・憲法調査会設置法・盗聴法・
国旗国歌法・地方分権一括法など。
00 アメリカ・ブッシュ政権。
01 小泉純一郎内閣。9・11事件。アフガン戦争。
「テロ」特措法。自衛隊派兵。
03 イラク戦争。有事法制（3法）。イラク特措法。
04 陸海空3自衛隊イラク派兵。
有事10案件（国民保護法など）。
05 憲法調査会・報告書。自民党・新憲法草案。
06 米軍・自衛隊再編合意。第一次安倍晋三内閣。

教育基本法改正、防衛省昇格法。

- 07 「戦後レジームの脱却」路線。
改憲手続法。米軍再編特措法。
参議院選挙・与野党逆転（格差社会批判・
護憲世論）。安倍内閣総辞職。
08 自衛隊・イラクから撤退。
09 アメリカ・オバマ政権。海賊対処法。
総選挙。政権交代・民主党政権。
11 東日本大震災・福島原子力発電所事故。
12 自民党・憲法改正草案。国家安全保障基本法案。
尖閣列島国有化。総選挙・民主党惨敗。

【第二次安倍政権の暴走 12年12月～14年】

- 12/12 第二次安倍晋三内閣。
13/01 安倍首相・96条改憲を答弁。
/02 日米首脳会談でTPP参加方向を表明。
/07 参議院選挙・衆参「ねじれ」解消。
/10 秘密保護法案、国会提出。
/11 国家安全保障会議（NSC）設置法強行。
/12 秘密保護法・強行採決。日中・日韓関係緊迫。
「国家安全保障戦略」・新「大綱」・中期防。
14/04 武器輸出三原則廃止・防衛装備輸出三原則。
/05 安保法制懇報告書。安倍首相、「政府の基本的方向性」。政府・与党協議開始。
/06 改憲手続法改正・改憲国民投票凍結解除。
/07 閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」
/10 日米「ガイドライン」改定、中間報告。
/12 総選挙。与党3分の2を超える議席を確保。
第三次安倍晋三内閣。

II 日誌（戦争法制をめぐる攻防 2015）

【政府・与党協議から法案提出へ ～0515】

- 1/09 宇宙基本計画。軍事利用に道筋。
/26 第189通常国会開会（6月24日まで）
2/10 「政府開発援助大綱」（ODA大綱）改定
/13 政府・与党協議再開

- /21-22 団・拡大常幹・憲法討論集会（奈良）
3/03 共同センター、全労連、団対策会議。
/04 団・共産党議員団との懇談
/10 団・緊急（第1）意見書「戦争法制が生み出す国」。郵送で執行。

- /18 法律家6団体・立憲フォーラム学習会。
- /20 与党確認文書「安全保障法制整備の具体的な方向性について」
- /27 法律家6団体・院内集会（6団体共同声明）
- /28 団・常任幹事会。
- 4/14 政府与党協議再開。
- /17 緊急学習会（共同センター・自由法曹団）
- /18 団・常任幹事会
- /27 「ガイドライン」改定合意（日米2+2）。
- /28 日米首脳会談（ワシントン）。日米共同文書。
- /29 安倍首相・米国上下院議会でスピーチ。
「ストップ秘密保護法」・マリオン街宣。
- /30 団・第2意見書「戦争法制を批判する」発表。
法律家6団体・東京新聞との懇談。
- 5/03 総がかり・5・3憲法集会（横浜・臨港パーク）
- /11 政府与党協議法案確認、法文等公表
法律家6団体・朝日新聞、共同通信、共産党との懇談。
団・国会議員要請（第2意見書）
- /12 「総がかり」・日比谷野音集会
- /14 政府与党協議法案を了承、法案閣議決定。
団・共産党議員団との懇談。
- /15 戦争法制（安保法制）国会提出。
- 【衆議院強行採決まで ～0716】**
- 5/16 - 17 団・五月集会（広島・宮島）。
- /17 大阪市住民投票。
- /23 マスコミ・団4団体マリオン街宣。
- /25 「ストップ秘密保護法」院内集会
- /26 衆院・本会議、戦争法制上程。趣旨説明・代表質問。安保特別委に付託。総がかり・国会行動
- /27 安保特・集中審議。
- /28 安保特・集中審議。安倍首相・辻本議員にヤジ。
総がかり・国会前集会。
- /29 安保特・一般審議。岸田答弁混乱。中断・散会。
- 6/01 安保特・集中審議。安倍首相・ヤジ陳謝。
- /02 法律家6団体・院内集会。
- /03 特別委・流会（野党欠席。与党開会強行できず）。
団・第3意見書「逐条検討・戦争法制」発表。
憲法研究者・反対声明。
- /04 憲法審査会・参考人質疑（長谷部・小林・笹田参考人・違憲と断定）。法律家6団体・維新議員との懇談。総がかり・国会前集会。
- /05 安保特・一般審議。
団・共産党議員団との懇談
- /06 立憲デモクラシーの会・シンポ。
- /08 安保特・開会できず。
法律家6団体・TBSとの懇談。
- /09 政府・野党向け2文書、自民党・議員向け文書。
マスコミ・団マリオン街宣、法律家6団体、民主党と懇談。
- /10 安保特・一般審議。団・国会要請（第3意見書）。
法律家6団体・村上誠一郎議員と懇談。
日弁連・院内集会。
- /12 安保特・審議（民主・共産欠席）。
自民党元幹事長ら反対声明。
砂川事件弁護団・声明。
- /13 S t p o安倍政権集会。
- /14 共同センター・全国交流集会、総がかり・国会行動。安倍・橋本会談。
- /15 安保特・一般審議。
総がかり・座り込み行動開始。
学者の会・反対アピール。
法律家6団体・NHK、毎日新聞との懇談。
- /17 安保特・流会（維新出席せず）。
- /18 団・共産党議員団と懇談。
- /19 安保特・一般審議。
- /19-20 団・全国活動者会議・常任幹事会。
- /22 安保特・参考人質疑。
会期延長強行（～0927 95日）
- /23 沖縄・慰霊の日。
- /24 総がかり・国会包囲行動。
立憲デモクラシーの会・声明。
- /25 自民党「文化芸術懇話会」、報道威圧問題。
- /26 安保特・一般審議。
- /29 安保特・一般審議。
法律家6団体・院内集会
- 7/01 安保特・一般審議。
- /02 維新の党、「独自案」発表。
- /03 特別委・参考人質疑、一般審議。
団・国会議員要請（Q&A）。
- /06 特別委・沖縄と埼玉で地方公聴会。
- /07 マスコミ・団マリオン街宣。

- /08 安保特・一般審議。
維新の党・「独自案」国会提出、維新・民主・領域警備法案共同提出。
- /09 日弁連・院内集会。
- /10 安保特・一般審議。SEALDs 国会行動。
- /13 安保特・中央公聴会、質疑。
- /14 安保特・一般審議(民主・共産欠席、維新・出席)。
共同センター・交流集会。法律家6団体・マリオン街宣。総がかり・野音集会デモ。
- /15 安保特・総括審議、採決強行。
総がかり・終日国会行動。総がかり・SEALDs 共同集会。
- /16 衆院本会議・法案採決強行、参議院送付。
- 【成立強行・施行まで ～0930】**
- 7/18 団・常任幹事会(静岡)
- /24 安倍No集会・国会行動。
- /26 総がかり・国会包囲。渋谷・女性デモ。
磯崎補佐官・「法的安定性はない」発言。
- /27 参議院本会議戦争法制上程。趣旨説明・安保特付託。安保特・趣旨説明。
運営委員会、Stop 秘密保護法マリオン街宣。団・第2、第3意見書、安保特委員らに郵送。
- /28 安保特・集中審議。
法律家6団体・立憲フォーラムとの懇談。
総がかり・野音集会デモ。
- /29 安保特・集中審議。
- /30 安保特・集中審議。総がかり・国会行動。
東京高裁・厚木基地訴訟判決。
翁長沖縄県知事・辺野古埋立承認取消を示唆。
- /31 SEALDs、学者の会、共同集会・デモ。
- 8/02 渋谷・高校生デモ。
- /03 安保特・一般審議、磯崎参考人陳述。
- /04 安保特・集中審議。
団・補充意見書発表、国会議員要請。
政府・辺野古工事の1か月中断発表。
- /05 安保特・一般質疑。
- /06 広島原爆70年。首相・非核三原則に触れず。
- /09 長崎原爆70年。市長宣言・安保法制を憂慮。
- /11 安保特・一般質疑。小池質問で中断・散会。
- /13 総がかり・国会行動。
- /14 安倍首相談話。SEALDs・国会行動。
- /19 安保特・一般質疑。
- /20 維新・参院独自案提出(5法案)。
- /21 安保特・一般質疑。
- /25 安保特・一般質疑。
- /26 安保特・一般質疑。
日弁連・共同記者会見、野音集会、デモ。
ストップ秘密保護法・マリオン街宣。
法律家6団体・マリオン街宣。
- /28 安保特・一般質疑。維新案・趣旨説明。
- /30 総がかり・国会包囲行動(12万人)。
全国各地で連鎖集会(1千か所、数十万人)。
- 9/01 団・意見書「5つの疑問」発表、国会要請。
- /02 安保特・一般質疑。
- /03 元気・次世代・改革、修正案を提出。
- /04 安保特・一般質疑。
砂川判決と戦争法制・院内集会(6団体・協賛)。
- /06 SEALDs・学者の会・新宿行動。
- /07 法律家6団体、メディアと懇談(～11 朝日・毎日・東京・NHK・共同)。
- /08 安保特・参考人質疑。総がかり・新宿宣伝。
- /09 自民党総裁選・公示。安倍続投決定。
安保特・一般審議。総がかり・野音集会デモ。
- /11 安保特・集中審議。自衛隊員相談・記者会見。
- /12 自衛隊員と家族の相談会(北海道・東京)。
- /13 衆院可決・参院送付より「60日」。
- /14 安保特・集中審議。自衛隊員の権利・院内集会。
総がかり・国会包囲行動。
- /15 安保特・中央公聴会。与党、元気・次世代・改革と附帯決議等で合意。維新とは決裂。
総がかり・抗議行動・国会前集会。
自衛隊員と家族の相談会(東京)。
- /16 安保特・地方公聴会(横浜)。
総がかり・国会前集会。
- /17 安保特・強行採決。総がかり・国会前集会。
- /18 総がかり・国会前集会。
野党・内閣不信任案、問責決議案等提出。
- /19 本会議・強行採決。
総がかりら・国会前集会継続。
団・常任幹事会。
- /27 第189通常国会閉会。
- /30 戦争法制公布(6か月以内に施行)。

Ⅲ 声明

戦争法制（安保法制）の強行採決に抗議し、違憲立法の速やかな廃止を求める

本日未明、政府・与党は、9月17日の特別委員会での暴力的な強行採決に続き、参議院本会議で戦争法制（安保一括法案・国際平和支援法案）の採決を強行した。自由法曹団と全国2100名余の団員弁護士は、政府・与党の暴挙に満腔の憤りをもって抗議する。

戦争法制は、集団的自衛権を行使して米国の戦争に参戦するとともに、米軍等の兵站支援（重要影響事態法・国際平和支援法）、治安維持活動と任務遂行のための武器使用（PKO法）、米軍等の武器防護のための武器使用（自衛隊法）などを認め、いつでもどこでも切れ目なく戦争に突入できるようにするものである。

自由法曹団は6次にわたる意見書を発表し、本質や問題点を明らかにしてきた。戦争法制はまごうことなき違憲立法であり、そのことは圧倒的多数の憲法研究者や歴代内閣法制局長官、最高裁判所元長官らが、憲法違反と断定していることから明らかである。

国会審議を通じて、「大量破壊兵器の輸送・補給すら可能」「米軍の武器防護が戦争に直結」など無限定性や危険性がますます明らかになり、安倍晋三首相が言い続けた「邦人母子の乗った米艦防護」「ホルムズ海峡の機雷敷設」の「立法事実」が「絵空事」であることも明白になった。統合幕僚長の訪米協議録などによって、制服幹部の先取り検討や米日軍事一体化の進行も白日のもとにさらされた。

こうしたなか、日を追うごとに法案反対の声が強まり、「成立の必要なし」が68%に対し、「必要」は20%にすぎなかった（9月12、13日 朝日・世論調査）。弁護士が全員加入する日本弁護士連合会や弁護士会が強く反対したのをはじめ、各界・各分野から反対の声がまき起こり、青年・学生は「SEALDs」などに結集して行動に立ち、「ママの会」などに集まる女性の活動も全国に広がった。8月30日には12万人が国会周辺を埋め尽くし、1千か所以上で数十万人が行動した。かつてない規模で広がった地方・地域の運動の地響きが国会を揺るがし続け、採決を強行した国会は怒りの声に包囲された。

戦争法制は強行されたが、国民の力は政府・与党を圧倒した。

圧倒的な反対の声に逆らった強行は、平和主義・立憲主義を蹂躪するばかりか、国民主権と民主主義をも踏みにじるものであり、違憲立法にはいかなる効力もない。

違憲立法・戦争法制は速やかに廃止されねばならず、仮にも発動されることがあってはならない。国民は、平和憲法を守った平和的な国際貢献を求め、憲法を破壊する安倍政権の退陣を要求している。

戦争法制阻止に結集した力は、違憲立法の廃止と戦争阻止・発動阻止のたたかいに前進し、明文改憲を阻止し安倍政権を退陣させるたたかいに発展しなければならない。

自由法曹団は、ともにたたかった皆さんにさらなるたたかいを呼びかけるとともに、自由法曹団みずからも全力でたたかう決意を表明する。

2015年 9月19日

自 由 法 曹 団

団 長 荒 井 新 二

平和と民主主義と明日をかけて

自由法曹団の戦争法制反対のたたかい

2015年11月30日

編集 自由法曹団・改憲阻止対策本部

発行 自由法曹団

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

Tel TEL03-5227-8255 Fax 03-5227-8257

URL <http://www.jlaf.jp/>
